

1. 業務名

自家用電気工作物保安管理業務

2. 業務内容

受託者は、この仕様書及び別に定める保安管理業務の細目及び基準（以下「細目及び基準」という。）に定めるところにより保安管理業務を行う。

3. 対象施設

- (1) 事業場の名称 別紙1「対象施設・個別業務一覧表」のとおり
- (2) 事業場の所在地 別紙1「対象施設・個別業務一覧表」のとおり
- (3) 需要設備
 - ① 設備容量 別紙一覧表1のとおり
 - ② 受電電圧 別紙一覧表1のとおり
 - ③ 非常用予備発電装置 別紙一覧表1のとおり
- (4) 発電所 該当なし
- (5) 小出力発電設備（太陽電池） 別紙一覧表2のとおり
ただし、パワーコンディショナーの清掃（年1回）含む。

4. 実施年度

令和8年度～令和13年度

5. 点検頻度

- (1) 受託者が実施する保安管理業務のうち、定期的に行う点検、測定及び試験の頻度は、経済産業省告示249号4条に定める設備条件による頻度を適用し、原則として次のとおりとする。
 - ① 月次点検においては、毎月1回行うものとする。
ただし、絶縁監視装置設置の場合は隔月1回行うものとし、年次点検を実施する月は、月次点検を含むものとする。
 - ② 年次点検は、年1回行うものとする。
 - ③ 工事期間中の点検、臨時点検は、細目及び基準に定めるところにより実施する。
- (2) 別紙一覧表で示す需要設備又発電所に使用期間を定めた場合、その休止期間中は前1項の点検周期は適用しないものとする。なお、休止中の需要設備又は発電所を使用する前には臨時点検を実施するものとし、臨時点検は月次及び年次を含むものとする。
- (3) 別紙一覧表で示す需要設備又は発電所に異常が発生した場合は、現地出向し異常原因の究明、応急処置（遮断等）又は簡易な修理を行い、発注者に報告するものとする。なお、簡易な修理以外の修理は、別途費用又は他電気工事業者とする。

6. 提出物

- (1) 作業前に連絡体制表及び電気保安責任者届を提出すること。
- (2) 隔月における電気設備点検実施後、遅滞なく点検結果報告書を教育委員会へ提出すること。

7. その他特記事項

(1) 点検実施日

- ①月次点検は、当日までに発注者の都合を確認する。
- ②年次点検は、原則として実施予定月の2週間前までに発注者の都合を確認する。
- ③発注者のやむを得ない理由がある場合は協議の上、日程を変更するものとする。

(2) 連絡責任者等

- ①発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために必要な事項を受託者に連絡する連絡責任者を定め、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するとともに、契約の履行に関して受託者との連絡をあてるものとする。
- ②発注者は、前項の連絡責任者に事故ある場合は、その業務を代行させるための代務者を定めるとともに、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。
- ③発注者は、連絡責任者又はその代務者を、受託者の行う保安管理業務に立会うものとする。

(3) 保安業務担当者等

- ①受託者の、保安管理業務を実施する保安業務担当者は、電気事業法施行規則第52条の2第1号・第2号に適合する者をあてるものとし、電気管理技術者等が、保安規定に基づき保安管理業務を自ら実施するものとする。また、受託者が行った点検等終了後にその結果について発注者に報告するものとする。
- ②受託者が個人の場合、発注者は点検を行う者が委託契約書に明記された受託者であることを確認するものとする。
- ③受託者が法人の場合、保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務従事者に保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- ④保安業務担当者及び前項の保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）は、必要に応じ補助者を同行させ保安管理業務の実施を補助させることができる。
- ⑤受託者は、保安業務担当者等の氏名、生年月日、免状の種類及び番号を書面により発注者に通知するものとし、発注者は保安業務担当者等と面接等を行い、本人確認を行うものとする。
- ⑥受託者は、保安業務担当者等の変更が生じた場合は、書面により発注者に通知するものとし、発注者は保安業務担当者等と面接等を行い、本人確認を行うものとする。

(4) 産業保安監督部への届出

- ①産業保安監督部への届出は、受託者の指導のもと発注者が実施する。
 - ・主任技術者外部委託承認申請書（変更）の作成、手続き
 - ・保安規程届出書（変更）等の作成、手続き

(5) 保証

- ①受託者は、予想される高電圧、高所作業等における労働災害事故に備えて労働者災害補償保険に加入していること。
- ②受託者は、この契約の実施に当って故意または過失によって発注者または、第三者に与える恐れがある損害（発注者または第三者の感電、点検に伴う機器の損傷、停電による業務の障害等）に対して十分な賠償能力を有すること。
- ③受託者は、電気保安管理業に専念し、他に職業を有しないこと。
- ④受託者は、非常災害に備えて、電気工作物の保安を確保できる体制を整備し発注者に非常動員体制表を提出すること。

(6) 安全管理

- ①業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めなければならない。
- ②高圧回路の停送電操作を行う作業、高圧活線近接作業、または高所作業を行う場合は安全の確保のため監視者をおいて複数で作業を実施すること。
- ③受託者は、高圧活線近接作業を行う場合は適正な絶縁用防具、絶縁用保護具を使用しなければならない。また、そのために必要な防具、保護具を常備しなければならない。（労働安全衛生規則第343条）
- ④受託者は、保護具、防護具を定期的に（6ヶ月に1回以上）耐圧試験を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認しなければならない。
また、その記録は発注者の求めがあったとき直ちに開示しなければならない。（労働安全衛生規則第351条）

(7) 測定器の管理

- ①受託者が業務に使用する測定機器は、業務の適合性を保証するため適正に管理された機器でなければならない。
- ②受託者が業務に使用する測定機器は、校正試験を1年に1回以上実施すること。
- ③受託者は、校正試験の結果を必要に応じ発注者に提出するものとする。また、校正試験で合格した測定器には校正試験済みシールを添付し実施日、有効期限を明示すること。

(8) その他

- ①キュービクル内に漏電警報器が設置されている場合は、本業務の中で点検を行うこと。ただし、絶縁監視装置を設置する場合は例外とする。
- ②業務期間中において、対象施設の需要設備容量については、校舎の大規模改修等により変更となる可能性があるため、その都度、教育委員会と協議すること。

保安管理業務の細目及び基準

1. 保安管理業務の内容

(1) 受託者が受託して実施する保安管理業務は次によるものとします。

① 定例の保安管理業務は次の各号によるものとします。

ア. 定期的な点検、測定及び試験(具体的基準は、別表1「点検、測定及び試験の基準」による。)を行い、経済産業省令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行います。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、発注者の通知を受け必要な指導、助言を行います。

ウ. 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、発注者の通知を受け、毎週1回工事期間中の点検(具体的基準は、別表2「工事期間中に関する点検の基準」による。)を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行います。

ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第249号第4条の規定により点検は行わないものとします。

エ. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、発注者若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につとめるべき措置を指導し、助言を行います。

この場合は、発注者は受託者が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に受託者に連絡するものとします。

オ. 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成指導及び手続の指導を行います。

カ. 受託者が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行います。

キ. 電気事業法に規定する立入検査には、その都度発注者の通知を受け、受託者の保安業務担当者等を立ち合わせます。

ク. 小出力発電設備(太陽電池)を点検する場合並びに太陽電池発電所の機能維持のため点検を行う場合は、別表3「太陽電池発電設備の点検、測定及び試験の基準」により行います。

② 定例外の保安管理業務は次の各号によるものとします。

ア. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成指導及び手続の指導を行います。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行います。

ウ. 前各号のほか発注者の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行います。

(2) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、発注者は発注者の負担において電気工事業業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。この場合において、発注者の申し出がある場合又は点検の際に受託者が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、受託者は指導、助言又は協議を行うものとします。

ア. 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物(例えば、次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する自家用電気工作物)

(ア) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(イ) 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

(ウ) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(エ) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器(医療用機器、オートメーション化された工作機械群等)

(オ) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器(密閉型防爆構造機器等)

イ. 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物

(例えば、次の(ア)から(カ)までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物)

(ア) 立入に危険を伴う場所(酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等)

(イ) 情報管理のため立入が制限される場所(機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等)

(ウ) 衛生管理のため立入が制限される場所(手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等)

(エ) 機密管理のため立入が制限される場所(独居房等)

(オ) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所(密閉場所等)

(カ) 器具工具等を使用し、物を移動しなければ点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等

ウ. 事業場外で使用されている可搬型機器(移動して使用する機器)である自家用電気工作物

エ. 可搬型機器及びこれに付属する電線のうち、点検時事業場に設置されていないもの

オ. 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

- (3) 上記(2)において、発注者及びその従事者の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を保安業務担当者等が行い、異常があった場合には、保安業務担当者等が点検を行うものとします。

2. 相互の連絡

- (1) 発注者は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく受託者に通知するものとします。

①遅滞なく連絡する事項

- ア. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合
- イ. 安全上の事由または物理的な事由により、技術基準の適合確認が困難となるおそれがある場合
- ウ. 有害ガス発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等のおそれが生じた場合
- エ. 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合
- オ. 感染症等により、事業場への立ち入りが困難となる恐れがある場合

②その他連絡する事項

- ア. 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合
- イ. 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
- ウ. 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合
- エ. 発注者の事業場に設置された絶縁監視装置（電話通報方式）が警報を発した場合
- オ. 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。
- カ. 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合
- キ. 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合
- ク. 発注者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合
- ケ. 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合
- コ. 電気事業者との需給契約を変更する場合
- サ. 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合
- シ. その他電気工作物の保安に関し必要な場合

- (2) 受託者は次の各号に掲げる事項を発注者に通知するものとします。

- ア. 受託者の就業時間内、時間外における受託者への連絡方法
- イ. 発注者の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合
- ウ. その他必要な事項

3. 発電設備等の分解・整備等

発電設備及び熱交換器の分解・整備、ばい煙測定等は、発注者の負担において行うものとします。

この電気工作物の分解・整備等を電気機器製造者・整備業者等に依頼して行う場合は、発注者は受託者に分解・整備等の結果の記録を提示し、受託者は必要に応じて助言を行うものとする。

4. 発電所担当者等

- (1) 発注者は、保安規程第9条第1項及び第2項による発電所担当者及びその不在の場合の代務者を選出するものとします。
- (2) 発注者は、前号の発電所担当者を選出または変更したときは、その氏名、連絡方法等を遅滞なく受託者に通知するものとします。
- (3) 発注者は、発電所担当者又は第4項第1項の代務者を受託者の行う保安管理業務に立合わせるものとします。

5. 絶縁監視装置及び機器の設置

- (1) 経済産業省告示第249号第4条第7号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び受託者の定める条件に該当する電気工作物には、発注者の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができます。
- (2) 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」といいます。）は発注者と受注者とが協議のうえ受託者が設置し所有するものとします。
- (3) 発注者は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設及び電話回線の利用について便宜を供するものとします。
- (4) 絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、原則として受託者が負担するものとします。
- (5) 絶縁監視装置等機器の保守は受託者が行い、その費用は受託者が負担するものとします。
- (6) 発注者は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとします。

6. 絶縁監視装置の警報発生時の処置

- (1) 電気工作物に設置する絶縁監視装置から警報発生時（警報動作電流50mA）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合に、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
- (2) 受託者は、警報発生時の受信の記録を3年間保存するものとします。

7. 絶縁監視装置及び機器の撤去

- (1) 受託者は、発注者との保安管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。
- (2) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、発注者と受注者とが協議のうえ絶縁監視装置又は機

器を撤去するものとします。

- (3) 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して第5項第1号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、発注者と受注者とが協議のうえ絶縁監視装置を撤去するものとします。

8. 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

- (1) 保安全管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、発注者と受注者とが協議のうえ速やかに改修するものとします。
- (2) 前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として発注者が負担するものとします。
- (3) 受託者は発注者と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがあります。
- (4) 受託者は、発注者に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安全管理業務の遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとします。

9. その他

この「保安全管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度発注者と受注者とが相互に協議するものとします。

別表 1

点検、測定及び試験の基準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				I	II	
引込設備	引込線	外観点検	○	○	○	必要の都度
	区分開閉器	絶縁抵抗測定			○※1	
	電線、支持物、ケーブル	放電雑音チェック		○		
受電設備	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験		○※1	○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		トリップ回路の導通試験		○※1		
		絶縁油酸価度試験			○※2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※2	
		内部点検			○※2	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
受電設備 (二次変電設備)	母線、計器用変成器 断路器、電力用ヒューズ 避雷器、電力用コンデンサ リアクトル、その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
受電設備 (二次変電設備)	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		絶縁油透明度チェック			○※3	
		絶縁油酸価度試験			○※3	
		絶縁油破壊電圧試験			○※3	
		内部点検			○※3	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
受電設備 (二次変電設備)	受・配電盤	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験			○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
受電設備 (二次変電設備)	接地工事 (接地線・保護管)	外観点検	○	○	○	必要の都度
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
受電設備 (二次変電設備)	構造物・配電設備 (受電室建物 キュービクル式受・配 電設備の金属製外箱等)	外観点検	○	○	○	必要の都度
受電設備 (二次変電設備)	蓄電池設備	外観点検	○	○	○	必要の都度
		比重測定	1回/年	○	○	
		液温測定	1回/年	○	○	
		電圧測定	1回/年	○	○	

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				I	II	
負荷設備	電動機、電熱器	外観点検	○	○	○	必要の都度
	電気溶接機	電圧・電流測定	○※8	○※8	○※8	
	その他の電気機器類	絶縁抵抗測定			○※1, 6	
	照明装置	接地抵抗測定		○※4	○※4	
	配線及び配線器具	温度チェック	○	○	○	
	接地装置	漏洩電流測定	○※5	○※5		
	配電線路の電線等及び支持物	絶縁監視	○※7	○※7	○※7	
	小出力発電設備					
非常用予備発電装置	ガスタービン及び附属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
	内燃機関及び附属装置	起動試験	○	○	○	
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
	接地装置	絶縁抵抗測定		○※1	○※1	
	接地抵抗測定		○※4	○※4		
遮断器・開閉器	受電設備と同じ				受電設備と同じ	
発電所	ガスタービン及び附属装置	外観点検	○		○	必要の都度
	内燃機関及び附属装置	起動試験	○		○	
	発電装置及び附属装置	外観点検	○		○	必要の都度
	太陽電池及び附属装置	絶縁抵抗測定			○※1	
	燃料電池及び附属装置	接地抵抗測定			○※4	
	接地装置	単独運転検出			○	
		発電状況確認		○	○	
	遮断器・開閉器	受電設備と同じ				受電設備と同じ
	その他の電気機器	受電設備と同じ				受電設備と同じ

注 (1) 月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとします。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。

- ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- イ 電線と他物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- エ 接地線等の保安装置の取付け状態

(2) ※5を付した測定は、高圧受変電設備の変圧器のB種接地線で漏えい電流を測定します。

ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとします。

(3) ※8を付した測定は、高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うものとします。

(4) 年次点検Ⅰは無停電で行う点検で、年次点検Ⅱは停電をして行う点検をいいます。なお、年次点検Ⅰを実施する場合は3年に1回は年次点検Ⅱを行うものとします。

年次点検Ⅰは、信頼性が高い設備で、年次点検Ⅱと同等と認められる次の各項目が1年に1回以上行われている場合に実施いたします。

ア 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されている。

イ 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下である。

ウ 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動試験の結果が正常である。

エ 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常である。

オ 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常である。

カ 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、

遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、PCB管理標準実施要領（内規）（2016.10.05商局第1号）II.2（1）に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

- (5) ※1を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがあります。
- (6) ※2を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとします。
ただし、年次点検Iの点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。
※2を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する
採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。
- (7) ※3を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過毎に、20年を超えたものは3年経過毎にそれぞれ行うものとします。
ただし、年次点検Iの点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。
※3を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する
採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。
- (8) ※4を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがあります。
- (9) ※6を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがあります。
- (10) ※7を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいいます。
この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を月次点検、年次点検実施時、誤差試験を年1回行うものとします。

工事期間中に関する点検の基準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
引込設備	引込線 区分開閉器 電線、ケーブル及び支持物	外観点検	○
受電設備 (二次変電設 備)	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○
	母線、計器用変成器 電力用ヒューズ、断路器、避雷器 電力用コンデンサ リアクトル、その他機器	外観点検	○
	変圧器	外観点検	○
	受・配電盤	外観点検	○
	接地工事（接地線・保護管等）	外観点検	○
	構造物・配電設備 受電室建物 （キュービクル式受・配） 電設備の金属製外箱等	外観点検	○
	蓄電池設備	外観点検	○

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
負荷設備	電動機、電熱器、電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置、配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び支持物 小出力発電設備	外観点検	○
非常用予備発電 装置	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○
	発電機及び励磁装置、接地装置	外観点検	○
	遮断器・開閉器、その他の電気機器類	外観点検	○
発電所	発電装置及び附属装置、接地装置	外観点検	○
	遮断器・開閉器、その他の電気機器類	外観点検	○

注 (1) 工事期間中は、設備ごとに外観点検を行うものとします。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。

- ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- イ 電線と他物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- エ 接地線等の保安装置の取付け状態

太陽電池発電設備の点検、測定及び試験の基準

◎：実施 ○：条件付実施

設備	点検項目等	定期点検		
		月次	年次Ⅰ	年次Ⅱ
太陽電池アレイ	外観点検	◎	◎	◎
	接地測定	—	◎ ^{※1}	◎ ^{※1}
中継端子箱（接続箱）	外観点検	◎	◎	◎
	接地抵抗測定		◎ ^{※1}	◎ ^{※1}
パワーコンディショナ	外観点検	◎	◎	◎
	接地抵抗測定		◎ ^{※1}	◎ ^{※1}
	絶縁抵抗測定（交流出力側） ^{※3}	—	—	◎
	入出力電圧確認	—	◎	◎
	単独運転防止機能動作確認	—	—	◎ ^{※4}
	投入阻止時限タイマー動作試験		—	○ ^{※4}
	表示機能確認	◎	◎	◎
	自立運転動作確認	—		○ ^{※5}
引込開閉器	外観点検	◎	◎	◎

注（１）月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとします。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。

- ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- イ 電線と他物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無

- （２）※1を付した点検、測定及び試験は、測定値が規定値の70%以内で、接地設備に外観上の異常がない場合停電点検周期での測定とする。
- （３）※2を付した点検、測定及び試験は、原則として短絡ブレーカにより短絡して実施。ただし条件により出力開閉器開放で実施可とする。
- （４）※3を付した点検、測定及び試験は、パワーコンディショナ商用側系統が絶縁監視装置の監視範囲内にあり、監視状態が良好の場合は省略できる。
- （５）※4を付した点検、測定及び試験は、年次Ⅱ点検周期、または商用（系統）側を停電する時に実施する。
- （６）※5を付した点検、測定及び試験は、自立運転機能があり、かつ自立運転出力回路が接続されている場合に※4に準じて実施する。

自家用電気工作物保安管理対象一覧

別紙一覧表1

小学校名	所在地	需要設備容量 (KVA)	受電電圧 (V)	業種	備考
1 岩田	豊橋市 中岩田四丁目1番地の2	250	6,600	教育	
2 豊	豊橋市 西岩田五丁目6番地の1	125	6,600	教育	
3 東田	豊橋市 仁連木町15番地	200	6,600	教育	
4 八町	豊橋市 八町通五丁目5番地	175	6,600	教育	
5 松葉	豊橋市 大橋通三丁目107番地	125	6,600	教育	
6 花田	豊橋市 西羽田町247番地	125	6,600	教育	
7 松山	豊橋市 西松山町42番地	80	6,600	教育	
8 新川	豊橋市 前田中町8番地の23	130	6,600	教育	
9 羽根井	豊橋市 羽根井本町131番地	80	6,600	教育	
10 下地	豊橋市 下地町字宮前68番地	105	6,600	教育	
11 大村	豊橋市 大村町字地之神9番地	80	6,600	教育	
12 津田	豊橋市 横須賀町宮元3番地の1	80	6,600	教育	
13 牟呂	豊橋市 牟呂中村町1番地の4	125	6,600	教育	
14 汐田	豊橋市 牟呂町字北汐田50番地の1	105	6,600	教育	
15 吉田方	豊橋市 吉川町118番地	125	6,600	教育	
16 高師	豊橋市 上野町字上原100番地	130	6,600	教育	
17 幸	豊橋市 西幸町字笠松183番地	175	6,600	教育	
18 芦原	豊橋市 芦原町字嵩山地42番地の1	150	6,600	教育	
19 福岡	豊橋市 橋良町字平野1番地の1	175	6,600	教育	
20 中野	豊橋市 橋良町字向山6番地の4	80	6,600	教育	
21 磯辺	豊橋市 駒形町字丸山61番地	125	6,600	教育	
22 大崎	豊橋市 大崎町字西里中20番地の1	100	6,600	教育	
23 野依	豊橋市 野依町字諏訪125番地	70	6,600	教育	
24 植田	豊橋市 植田町字池堀田15番地	80	6,600	教育	
25 牛川	豊橋市 牛川町字中郷6番地の1	80	6,600	教育	
26 鷹丘	豊橋市 西小鷹野三丁目7番地の1	125	6,600	教育	
27 下条	豊橋市 下条東町字西浦41番地	50	6,600	教育	
28 多米	豊橋市 多米中町二丁目27番地の1	175	6,600	教育	
29 岩西	豊橋市 西口町字西ノ口25番地の4	175	6,600	教育	
30 飯村	豊橋市 飯村南四丁目6番地の4	125	6,600	教育	
31 つつじが丘	豊橋市 佐藤五丁目16番地の1	130	6,600	教育	
32 旭	豊橋市 旭町字旭409番地	70	6,600	教育	
33 栄	豊橋市 北山町字東浦46番地の4	175	6,600	教育	
34 天伯	豊橋市 天伯町字高田山136番地の1	100	6,600	教育	
35 大清水	豊橋市 南大清水町字元町78番地	125	6,600	教育	
36 富士見	豊橋市 富士見台二丁目1番地の5	80	6,600	教育	
37 向山	豊橋市 向山西町5番地の1	125	6,600	教育	
38 前芝	豊橋市 前芝町字西堤30番地	60	6,600	教育	
39 西郷	豊橋市 石巻萩平町字城脇164番地の2	60	6,600	教育	
40 玉川	豊橋市 石巻本町字野添10番地	125	6,600	教育	
41 嵩山	豊橋市 嵩山町字宮下78番地の1	50	6,600	教育	
42 石巻	豊橋市 石巻町字西浦16番地	60	6,600	教育	
43 谷川	豊橋市 中原町字東ノ谷1番地の3	100	6,600	教育	
44 小沢	豊橋市 小島町字荒巻81番地の1	50	6,600	教育	
45 細谷	豊橋市 細谷町字中ノ島47番地の1	150	6,600	教育	
46 二川	豊橋市 二川町字北裏80番地	80	6,600	教育	
47 二川南	豊橋市 大岩町字前荒田145番地の2	150	6,600	教育	
48 豊南	豊橋市 東赤沢町字西横根130番地	100	6,600	教育	
49 高根	豊橋市 西七根町字北浜辺147番地の1	300	6,600	教育	非常用予備発電装置 容量66KVA
50 老津	豊橋市 老津町字宮脇15番地の4	80	6,600	教育	
51 杉山	豊橋市 杉山町字御園9番地の4	80	6,600	教育	
52 賀茂	豊橋市 賀茂町字森信24番地	60	6,600	教育	

中学校名	所在地	需要設備容量 (KVA)	受電電圧 (V)	業種	備考
1 豊岡	豊橋市 中岩田一丁目5番地の2	150	6,600	教育	
2 東部	豊橋市 飯村北四丁目1番地の2	175	6,600	教育	
3 東陽	豊橋市 岩崎町字野田1番地の2	105	6,600	教育	
4 中部	豊橋市 舟原町154番地	80	6,600	教育	
5 豊城	豊橋市 今橋町2番地の1	250	6,600	教育	
6 青陵	豊橋市 牛川町字洗島108番地の1	125	6,600	教育	
7 東陵	豊橋市 牛川町字乗小路32番地の35	175	6,600	教育	
8 羽田	豊橋市 西羽田町43番地の1	150	6,600	教育	
9 牟呂	豊橋市 神野新田町字イノ割1番地の3	125	6,600	教育	
10 吉田方	豊橋市 高洲町字長弦73番地の1	105	6,600	教育	
11 南部	豊橋市 北山町字東浦1番地の4	125	6,600	教育	
12 高師台	豊橋市 西幸町字浜池328番地	150	6,600	教育	
13 南陽	豊橋市 駒形町字南欠下1番地の1	105	6,600	教育	
14 本郷	豊橋市 高師本郷町字竹ノ内90番地の1	200	6,600	教育	
15 南稜	豊橋市 植田町字的場50番地	105	6,600	教育	
16 北部	豊橋市 下地町字長池1番地	80	6,600	教育	
17 前芝	豊橋市 前芝町字塩見1番地	60	6,600	教育	
18 石巻	豊橋市 石巻本町字出口1番地	100	6,600	教育	
19 二川	豊橋市 二川町字西向山41番地の10	150	6,600	教育	
20 五並	豊橋市 細谷町字北芋ヶ谷30番地の44	100	6,600	教育	
21 高豊	豊橋市 伊古部町字原24番地の1	105	6,600	教育	
22 章南	豊橋市 老津町字宮脇15番地の2	80	6,600	教育	
高等学校名	所在地	需要設備容量 (KVA)	受電電圧 (V)	業種	備考
豊橋高等学校	豊橋市 東郷町43番地の1	325	6,600	教育	
専修学校名	所在地	需要設備容量 (KVA)	受電電圧 (V)	業種	備考
家政高等専修学校	豊橋市 豊橋市老津町字西高縄78番地	175	6,600	教育	
特別支援学校名	所在地	需要設備容量 (KVA)	受電電圧 (V)	業種	備考
くすのき特別支援学校	豊橋市 野依町上ノ山3番地の2	400	6,600	教育	非常用予備発電装置 容量105KVA 発電電圧220V

豊橋市立小学校 太陽光発電システム発電出力及び設置場所一覧

別紙一覧表2

設置者名	学校名	発電出力 (kw)	設置年度	設置場所
豊橋市	新川小学校	30	H11	体育館
豊橋市	岩田小学校	10	H21	北校舎
豊橋市	豊小学校	10		南校舎
豊橋市	東田小学校	10		南校舎
豊橋市	八町小学校	10		校舎
豊橋市	松葉小学校	10		北校舎
豊橋市	花田小学校	10		北校舎
豊橋市	松山小学校	10		校舎
豊橋市	羽根井小学校	10		校舎
豊橋市	下地小学校	10		校舎
豊橋市	大村小学校	10		校舎
豊橋市	津田小学校	10		校舎
豊橋市	牟呂小学校	10		南校舎
豊橋市	汐田小学校	10		校舎
豊橋市	高師小学校	5		北校舎
豊橋市	幸小学校	10		中校舎
豊橋市	芦原小学校	10		南校舎
豊橋市	福岡小学校	10		南校舎
豊橋市	中野小学校	10		北校舎
豊橋市	磯辺小学校	10		中校舎
豊橋市	大崎小学校	10		校舎
豊橋市	野依小学校	10	校舎	
豊橋市	植田小学校	5	北校舎	
豊橋市	牛川小学校	5	北校舎	
豊橋市	鷹丘小学校	10	北校舎	
豊橋市	下条小学校	10	校舎	
豊橋市	多米小学校	10	北校舎	
豊橋市	岩西小学校	10	中校舎	
豊橋市	飯村小学校	10	北校舎	
豊橋市	つつじが丘小学校	10	南校舎	
豊橋市	旭小学校	10	北校舎	
豊橋市	栄小学校	10	中校舎	
豊橋市	天伯小学校	10	校舎	
豊橋市	大清水小学校	10	南校舎	
豊橋市	富士見小学校	10	校舎	
豊橋市	向山小学校	5	北校舎	
豊橋市	前芝小学校	10	北校舎	
豊橋市	西郷小学校	10	南校舎	

設置者名	学校名	発電出力 (kw)	設置年度	設置場所
豊橋市	吉田方小学校	10	H21	東校舎
豊橋市	玉川小学校	10		南校舎
豊橋市	嵩山小学校	10		校舎
豊橋市	石巻小学校	5		南校舎
豊橋市	谷川小学校	10		北校舎
豊橋市	小沢小学校	10		校舎
豊橋市	細谷小学校	10		南校舎
豊橋市	二川小学校	10		南校舎
豊橋市	二川南小学校	10		北校舎
豊橋市	豊南小学校	10		南校舎
豊橋市	高根小学校	10		北校舎
豊橋市	老津小学校	5		南校舎
豊橋市	杉山小学校	5		南校舎
豊橋市	賀茂小学校	10		校舎

小学校 30kw…1校 10kw…44校 5kw…7校

合計 52校

豊橋市立中学校等 太陽光発電システム発電出力及び設置場所一覧

設置者名	学校名	発電出力 (kw)	設置年度	設置場所
中学校				
豊橋市	吉田方中学校	10	H19	東校舎
豊橋市	豊城中学校	10	H20	北校舎
豊橋市	豊岡中学校	10	H21	北校舎
豊橋市	東部中学校	10		校舎
豊橋市	東陽中学校	10		南校舎
豊橋市	中部中学校	5		中校舎
豊橋市	青陵中学校	10		北校舎
豊橋市	東陵中学校	10		南校舎
豊橋市	羽田中学校	5		南校舎
豊橋市	牟呂中学校	10		北校舎
豊橋市	南部中学校	5		中校舎
豊橋市	高師台中学校	10		北校舎
豊橋市	南陽中学校	10		北校舎
豊橋市	本郷中学校	10		南校舎
豊橋市	南稜中学校	10		南校舎
豊橋市	北部中学校	10		南校舎
豊橋市	前芝中学校	10		校舎
豊橋市	石巻中学校	10		南校舎
豊橋市	二川中学校	10		北校舎
豊橋市	五並中学校	10		北校舎
豊橋市	高豊中学校	10		南校舎
豊橋市	章南中学校	10		南校舎
高等学校				
豊橋市	豊橋高等学校	10	H23	校舎
専修学校				
豊橋市	家政高等専修学校	5	H23	校舎
特別支援学校				
豊橋市	くすのき特別支援学校	30	H27	校舎

中学校 10kw…19校 5kw… 3校

合計 22校

1. 業務名

非常用自家発電設備保守点検等業務

2. 業務内容

各装置の状態に異常がないか点検を行って確認し、装置が常に正常かつ良好に作動するように必要な整備と調整を行う。点検・整備の内容については、次の項目とする。

- ① 設置状況
- ② 内燃機関（エンジンオイルは年1回（8月点検時）交換）
- ③ エレメント（オイルエレメント、燃料エレメントは年1回（8月点検時）交換）
- ④ エンジン冷却系統（冷却水、不凍液は年1回（8月点検時）交換）
- ⑤ 機関性能
- ⑥ シーケンス試験
- ⑦ 自動始動盤
- ⑧ 電気始動装置
- ⑨ 絶縁抵抗
- ⑩ 保護装置動作試験
- ⑪ スイッチ及びブレーカー
- ⑫ その他正常な作動状態を維持するため必要な項目

3. 対象施設

豊橋市立くすのき特別支援学校

4. 実施年度

令和8年度～令和13年度

5. 点検頻度

年2回（おおむね8月・2月（令和8年度及び令和13年度については年1回））

6. 提出物

- (1) 作業前に作業計画書（任意様式）を提出すること。
※現場責任者・従事者名簿・作業工程・緊急連絡体制・安全管理を記載すること
- (2) 点検実施後、点検結果報告書を2部作成し、遅滞なく教育委員会及び学校へ提出すること。
- (3) 修繕が発生する場合は、修繕見積書をあわせて提出すること。

7. その他特記事項

- (1) 点検の実施時期及び細部の事項に当たっては、学校担当者とあらかじめ打合せを行い、学校運営に支障ないよう留意すること。

1. 業務名

消防用設備保守点検業務

2. 業務内容

- (1) 消防法施行規則第31条の6第1項の規定に基づく点検周期により機器点検及び総合点検を行う。
- (2) 業務期間中（夜間、休日を含む）は自動火災報知設備等の誤報を含む発報や消防設備等の故障時における緊急呼出に対応し、復旧作業を主とした応急対応を行う。
- (3) その他本業務に係る必要な業務

3. 点検方法

- (1) 契約期間中の点検時期は、次のとおりとする。
 - ・外観点検及び機能点検 年1回（2月予定）
 - ・外観点検、機能点検及び総合点検 年1回（8月予定）
- (2) 点検方法は消防庁の定める「消防用設備等の点検要領」に基づき行うものとする。
- (3) 以下の点検は、後期の総合点検時に行うものとする。
 - ・消火栓ホース耐圧試験
 - ・防火扉、防火シャッター
- (4) 消火器（特殊な消火設備を含む）の放出試験は、点検ごとかつ学校ごとに次のとおり実施するものとする。
 - ・外観点検で異常が認められた場合は、その全てについて放出試験を行う。
 - ・製造年から3年（加圧式）または5年（蓄圧式）を経過するもののうち、製造年の古い順に抜き取りで2本放出試験を行う。
- (5) 加圧式の消火器の放出試験を行った場合は、試験に異常が無い限り薬剤等の詰替え又は補充を行うものとし、蓄圧式の消火器の放出試験を行った場合は、新たに消火器を補充するものとする。なお、これらに係る費用は委託料に含むものとする。試験結果に異常が見られる場合や使用期限を過ぎたものがある場合は、点検結果とともに学校へ報告すること。
- (6) 事故又は障害により作動不良が生じた場合は、直ちに消防用設備等の整備に対応できる消防設備士を派遣し、応急対応を行った上で不具合原因を特定し、報告するものとする。また、この際に生じる費用は委託料に含むものとする。ただし、機器交換が発生した場合はこの限りでない。
- (7) 受注者は、所轄消防署への報告及び検査立会い等を代行すること。それに要する費用は委託料に含むものとする。
- (8) 点検時に消防用設備等の取り扱いについて訓練を実施したいことを伝えられた場合は原則として対応するものとし、係る費用は委託料に含むものとする。

4. 対象施設

別添「学校リスト」による。

5. 実施年度

令和 8 年度～令和 1 3 年度

6. 提出物

- (1) 業務実施に前に、学校ごとの点検日を明記した作業工程、業務従事者全員の氏名及び資格証明書の両面（写し）等必要な事項を総合的にまとめた業務計画書、作業員名簿を作成し提出すること。なお、実施予定日時の変更の必要が生じた際は、速やかに発注者へ報告すること。
- (2) 点検実施後、「消防設備等の点検要領」に基づき消防設備等点検結果報告書を作成し、遅滞なく所轄消防署に提出すること。また、所轄消防署の確認を受けたのち、業務完了報告書とあわせて教育委員会及び学校へ提出すること。
- (3) 発砲時等における出動結果について、出動の有無を問わず出動実績報告書を教育委員会へ毎月提出すること。
- (4) 上記以外に教育委員会及び学校から本業務に係る報告を求められた場合は、原則として対応すること。

7. その他特記事項

- (1) 点検の実施時期及び細部の事項に当たっては、学校担当者とあらかじめ打合せを行い、学校運営に支障ないよう留意すること。
- (2) 点検は 1 学校につき 3 名以上の者で行うものとし、消防用設備種類別の点検資格を保有する、消防設備士又は消防設備点検資格者をもって充てること。
- (3) 業務に必要な費用の一切（材料、器具及び消耗品、交通費等）は全て委託料に含むものとする。ただし、業務場所における業務に必要な光熱水費は発注者の負担とする。
- (4) 危険度の高い不具合箇所があった場合は早急に教育委員会へ報告すること。
- (5) 提出書類または実地調査により不適正点検が疑われる場合は、本市消防本部と連携し調査を実施するものとする。なお、本調査によって不適正点検が認められた場合は、発注者が定める期日までに係る点検のやり直しを行うものとし、その費用は全て受託者の負担とする。ただし、調査により悪質であると判断された場合、または発注者の指示による再点検を期日までに行わない場合は、発注者は、受託者の責めに帰する理由による契約解除ができるものとし、契約書に従い受託者は損害賠償や違約金等の責を負わなければならないものとする。

学校リスト 消防設備等保守点検箇所内訳

小学校名	摘要 受信機 台	スポット型感知器		煙 感知器 個	分布型 感知器 個	警報 ベル 個	表示灯 個	発信機 個	非常電 源装置 式	消火栓 連動装 置 式	消火栓 ポンプ 台	制御盤 台	屋内外 消火栓 基 台	パッケ ジ型消 火栓 台	移動 粉末 台	ホース 耐圧試 験 本	非常放 送装置 式	非常 警報 台	避難器具			誘導 標識 式	誘導灯 台	消火器 本	連動 制御器 台	感知器			常用電源 式	自動閉鎖装置			
		避難はしご 台	緩降機 台																救助袋 台	熱 個	煙 個					温度 ヒューズ 個	防火 シャッター 枚	防火扉 枚					
1 岩田	1	163	6	9	6	25	22	22	3	3	3	3	3	20			36					1		42	6		25		6	16	13		
2 豊	1	132	5	8	7	19	19	19	1	1	1	1	1	17			0	1				1		33	2		21		2	20			
3 東田	1	134	10	8	7	19	19	19	2	2	2	2	2	17								1		34	1		20		1	14	5		
4 八町	2	105	6	5	5	14	13	13	1	1	1	1	1	12			6					1	6	35	1		3		1	3			
5 松葉	1	99	8	8	7	17	16	16	1	1	1	1	1	11								1		35	1		23		1	1	18		
6 花田	1	108	10	5	5	15	14	14	1	1	1	1	1	14			15					1		37	4		19		4	10	9		
7 松山	1	168	13	5	5	17	16	16	1	1	1	1	1	15			30					2		21	1		8		1	8			
8 新川	1	156	6	6	5	13	13	13	1	1	1	1	1	13	3		26	1					1	4	40	1		9		1	5	4	
9 羽根井	1	147	6	7	5	17	17	17	1	1	1	1	1	15			26	1					1		22	1		9		1	9		
10 下地	1	100		4	5	11	11	11	1	1	1	1	1	11			22	1			1		1		23	4		13		4	9	4	
11 大村	1	68	4	6	5	13	13	13	1	1	1	1	1	9			12						1		36	1		12		1	8	9	
12 津田	1	68	4	5	5	12	12	12	1	1	1	1	1	10			4						1		26	2		8		2	3	5	
13 牟呂	1	151	8	9	7	19	19	19	2	2	2	2	2	14			23	1					1		53	6		32		6	14	20	
14 汐田	1	158	15	4	6	15	14	14	1	1	1	1	1	14			28	1			1		1	4	32	1		16		1	18		
15 吉田方	1	156	5	8	5		22	22	2	2	2	2	2	20			30	1					1		54	7		30		7	13	17	
16 高師	1	134		5	3	18	18	18	2	2	2	2	2	18			36	1					1		39	4		20		4	9	12	
17 幸	1	156	9	8	5		18	18	2	2	2	2	2	18			0	1					1		54	2		20		2	21		
18 芦原	1	119	15	4	6	12	12	12	1	1	1	1	1	12			4						1		26	1		11		1	11		
19 福岡	1	150	4	6	6		17	17	1	1	1	1	1	17			34	1					1		39	3	5	6		3	3	12	
20 中野	1	157	6	4	5	15	14	14	1	1	1	1	1	14			28	1					1	4	44	1		15		1	17	3	
21 磯辺	1	128	11	5	5	17	17	17	2	2	2	2	2	14			28				1		1		38	6		32		6	7	23	
22 大崎	1	75	12	3	3	8	8	8	1	1	1	1	1	8			4				1		1		33	1		9		1	6	3	
23 野依	1	131	2	5	6	14	14	14	1	1	1	1	1	13			26	1				1		26	1		6		1	6			
24 植田	1	101		6	7		14	14	1	1	1	1	1	12			20	1					1		30	3		13		3	12	5	
25 牛川	1	109	8	6	7	16	16	16	1	1	1	1	1	14			23						1		37	5		27		5	10	17	
26 鷹丘	1	131	8	7	5	16	16	16	1	1	1	1	1	14			12	1					1		38	1		14		1	14		
27 下条	1	67	3	5	7	11	10	10	1	1	1	1	1	6			12						1		28	1		6		1	6	2	
28 多米	1	139	10	8	8		22	22	2	2	2	2	2	20			18	1					1		34	6		21		6	22	2	
29 岩西	1	150	8	9	7	21	21	21	2	2	2	2	2	20			12						1		38	7		29		7	15	16	
30 飯村	1	162	5	9	5	20	20	20	1	1	1	1	1	20			24	1					1	4	35	2		24		2	26		
31 つつじが丘	1	180	7	9	5	24	19	19	1	1	1	1	1	19			37	1					1	4	37	1		15		1	7	11	
32 旭	1	89	1	5	5	14	14	14	1	1	1	1	1	12			24						1		26	6		20		6	10	15	
33 栄	1	150	5	7	4	20	20	20	2	2	2	2	2	20			40						1		44	6		27		6	15	18	
34 天伯	1	82	4	5	7	11	11	11	1	1	1	1	1	8									1		28	1		9		1	8	2	
35 大清水	1	109	2	7	5		16	16	1	1	1	1	1	12			12	1					1		34	5		22		5	11	11	
36 富士見	1	160	8	5	5	19	18	18	1	1	1	1	1	18			35	1			2		1	4	39	2		16		2	14	2	
37 向山	1	127	11	6	4	13	10	10	2	2	2	2	2	13			3						1		32	2		6		2	6		
38 前芝	1	89	5	6	7	12	12	12	1	1	1	1	1	8			16				1		1		29	2		8		2	5	3	
39 西郷	1	72	5	6	5	14	14	14															1		27	4		14		4	14		
40 玉川	1	83	4	8	7	14	14	14	1	1	1	1	1	10								1		1		35	4		10		4	4	6
41 嵩山	1	65	3	5	5	14	11	11	1	1	1	1	1	7			14						1		29	2		7		2	8	2	
42 石巻	1	105	3	6	7	14	14	14	2	2	2	2	2	12			20					1		1		27	2		5		2	2	3
43 谷川	1	55	6	4	7	10	10	10	1	1	1	1	1	4			8						1		23								
44 小沢	1	58		3	5	8	11	11	1	1	1	1	1	8			16				1		1		24	2		9		2	7		
45 細谷	1	62	2	6	5	14	14	14	1	1	1	1	1	10			12						1		22	1		4		1	4		
46 二川	1	153	5	6	6	20	20	20	3	3	3	3	3	20			40					3		1		49	5		24		5	13	11
47 二川南	1	167	5	4	5	17	16	16	1	1	1	1	1	16			17					1		1		37	1		14		1	11	4
48 豊南	1	62	3	6	5	12	12	12	1	1	1	1	1	6			4						1		25	1		1		1	1		
49 高根	1	118	22	13	6		20	20	2	2	2	2	2	4					1				1	37	38	1		30		1	4	19	
50 老津	1	70	1	4	4	12	8	8	1	1	1	1	1	8			16						1		19	1		2		1		2	
51 杉山	1	72	1	5	5	12	11	11	1	1	1	1	1	7			10						1		34	1		7		1	3	4	
52 賀茂	1	63	3	4	7	10	10	10	1	1	1	1	1	6			12						1		26	1		3		1	3		
合計	53	6,013	313	317	291	678	782	782	67	67	67	67	660	3	0	880	22	0		15	4	0	52	79	1,746	134	5	754	0	134	483	315	

※防火シャッターのうち東田小の南校舎東階段PH内の1箇所は連動しなくてもよいものとする。(手動のみ作動確認。)

学校リスト 消防設備等保守点検箇所内訳

中学校名	概要 受信機	分布型 感知器	スポット型感知器		煙 感知器	警報 ベル	表示灯	発信機	非常電 源装置	消火栓 運動装 置	消火栓 ポンプ	制御盤	屋内 消火栓	パッケ ジ型消 火栓	移動 粉末	ホース 耐圧試 験	非常放 送装置	非常 警報	避難器具			誘導 標識	誘導灯	消火器	連動 制御器	感知器			常用電源	自動閉鎖装置	
			差動式	定温式															避難はしご	緩降機	救助袋					防火 シャッター	防火扉				
																												熱		煙	温度 ヒューズ
台	個	個	個	個	個	個	個	式	式	台	台	基	台	台	本	式	台	台	台	式	台	本	台	個	個	個	式	枚	枚		
1 豊岡	1	10	153	9	6	21	21	21	1	1	1	1	17		12	1					1		44	5		25	5	8	13		
2 東部	1	7	194	30	7		23	23	1	1	1	1	21	5	0	1			2		1	4	52	5		28	5	20	8		
3 東陽	1	9	171	13	6	18	18	18	1	1	1	1	18		5	1					1		37	2		12	2	11	1		
4 中部	1	7	166	12	8	29	18	18	1	2	2	2	16		20	1			1		1		49	5		21	5	18	1		
5 豊城	1	7	159	13	17	12	21	21	1	1	1	1	12		0	1			1		1		36	4		17	4	3	19		
6 青陵	1	10	158	11	12	28	28	28	1	2	2	2	19		22						1		53	5		24	5	14	13		
7 羽田	1	10	140	9	7	21	24	24	1	2	2	2	16		4				1		1	2	38	6		17	6	11	6		
8 牟呂	1	8	137	5	8		20	20	1	1	1	1	17		7	1			2		1		40	4		15	4	14	1		
9 吉田方	1	13	166	10	5		18	18	1	1	1	1	18		26	1	2			1	1	11	40	3		25	3	11	8		
10 南部	1	13	197	9	12	24	24	24	1	1	1	1	23	2	12	1			1		1	2	59	3		11	3	8	4		
11 高師台	1	8	206	5	9	24	24	24	1	1	1	1	22	2	24	1					1		57	4		22	4	21	1		
12 南陽	1	9	191	18	5	18	18	18	1	1	1	1	18		9				2		1		33	1		17	1	9	4		
13 本郷	1	9	180	21	5	22	22	22	1	1	1	1	22		0				2		1		48	2		11	2	11			
14 南稜	1	16	171	6	5	16	22	22	1	1	1	1	20		26	1					1	5	51	6		21	6	15	3		
15 北部	1	8	115	5	7	19	19	19	1	1	1	1	16		22				2		1		40	6		28	6	8	21		
16 前芝	1	13	69	8	3	9	9	9	1	1	1	1	9		12		3		1		1	4	34	2		13	2	7	6		
17 石巻	1	6	135	5	5	17	17	17	1	2	2	2	15		2						1		59	2		13	2	6	7		
18 二川	1	7	142	6	5	14	14	14	1	1	1	1	12		5						1		45	5		15	5	10	5		
19 五並	1	11	78	4	3	11	11	11	1	1	1	1	9	2	11				2		1		27	2		8	2	2	5		
20 高豊	1	9	133	13	8	22	18	18	1	1	1	1	14		1					2			42	2		10	2	12	1		
21 章南	1	8	104	7	6	17	17	17	1	1	1	1	2		0				1		1		31	2		7	2	7			
22 東陵	1	8	143	27	7		17	17	1	1	1	1	17		0	1					1	5	31	1		19	1	6	7		
合計	22	206	3,308	246	156	342	423	423	22	26	26	26	353	6	5	220	11	5	9	11	1	22	33	946	77	0	379	0	77	232	134

学校リスト 消防設備等保守点検箇所内訳

学校名	概要	受信機・副受信機 各台	スポット型感知器		煙感知器 個	分布型感知器 個	警報ベル 個	表示灯 個	発信機 個	非常電源装置 式	消火栓連動装置 式	消火栓ポンプ 台	制御盤 台	屋内消火栓 基	バケツ型消火栓 台	移動粉末 台	ホース耐圧試験 本	非常放送装置 式	避難器具			誘導標識 式	誘導灯 台	消火器 本	連動制御器 台	感知器			常用電源 式	自動閉鎖装置	
			差動式 個	定温式 個															避難はしご 台	緩降機 台	救助袋 台					熱 個	煙 個	温度ヒューズ 個		防火シャッター 枚	防火扉 枚
1	市高	1	165	12	7	6	14	14	14	1	1	1	1	14	0	4	8	0	2	0	0	1	35	41	0	0	23	0	1	2	21
2	家政	1	69	15	9	5	11	11	11	1	1	1	1	7	0	0	0	0	1	0	0	1	1	20	1	0	7	0	1	6	0
	合計	2	234	27	16	11	25	25	25	2	2	2	2	21	0	4	8	0	3	0	0	2	36	61	1	0	30	0	2	8	21

※家政高等専修学校においては、防火シャッターのうちPH内の1箇所は連動しなくてもよいものとする。(手動のみ作動確認。)

学校名	概要	火災報知設備								防排煙				ガス漏れ	スプリンクラー設備										非常警報器具		避難器具		誘導灯及び誘導標識			消火器 本	移動粉末 消火設備 台			
		GR型受信機(複合) 台	スポット型感知器			分布型感知器 個	警報ベル 個	表示灯 個	発信機 個	移報器 式	感知器 個	自動閉鎖装置		検知器 個	非常電源装置 式	ポンプ 台	制御盤 台	警報盤 面	補助散水栓箱 個	ヘッド 個	流水検知装置 台	末端試験弁 台	サイレン 個	送水口 個	非常放送 式	非常警報 台	避難滑り台 台	緩降機 台	誘導標識 枚	誘導灯 台	非常電源内蔵電灯 台					
			煙感知器 個	差動式 個	定温式 個							防火シャッター 箇所	防火戸 箇所																					圧力停止用遮断手続器	ブザー	
1	くすのき	1	198	73	67	0	0	27	27	0	0	※	9	15	4	4	9	1	1	1	1	27	1,026	6	6	3	1	1	0	1	3	0	46	33	72	2
	合計	1	198	73	67	0	0	27	27	0	0	0	9	15	4	4	9	1	1	1	1	27	1,026	6	6	3	1	1	0	1	3	0	46	33	72	2

※ 防火シャッター 吹き抜け部1か所あり

1. 業務名

防火対象物定期点検業務

2. 業務内容

消防法第8条の2の2（防火対象物の点検及び報告）に定める点検基準に適合しているかについて、関係法令に基づき点検を実施する。

なお、具体的な事項については、関係法令に定める技術基準等を励行する義務を負うものとする。

3. 対象施設

施設：豊橋市立くすのき特別支援学校

構造：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 3階建

階数	面積 (㎡)
1階	4200.19 ㎡
2階	3098.95 ㎡
3階	3086.97 ㎡
PHF	38.14 ㎡
合計	10424.25 ㎡

4. 実施年度

令和8年度～令和12年度

5. 点検頻度

年1回

6. 提出物

- (1) 作業着手前に、着手届（作業員名簿・資格証明書[写]添付）を提出すること。
- (2) 点検実施後、消防施行規則第4条の2の4の規定による様式（防火対象物点検結果報告書及び防火対象物点検票等）により書類を3部作成し、遅滞なく所轄消防署に提出し、届出済書を業務完了報告書と併せて教育委員会及び学校に提出すること。

7. その他特記事項

- (1) 点検の実施時期及び細部の事項に当たっては、学校担当者とあらかじめ打合せを行い、学校運営に支障ないよう留意すること。

1. 業務名

空調設備保守点検業務

2. 業務内容

空調設備（自動制御装置等を含む。）の正常な運転状態を維持するため、定期（メーカー点検及び改正フロン法に係る定期点検）又は不定期の点検を実施するとともに、良好な稼働環境を保持するための作業を行う。

3. 点検方法

（1）ガス冷暖房設備点検

エンジンオイル点検・交換

オイルフィルター交換

エアエレメント点検・交換

スパークプラグ点検・交換

冷却水量の点検・交換

ディストリビュータの点検

冷却水ホースの点検

燃料ホースの点検

排気ガスホースの点検

バルブクリアランスの点検調整

コンプレッサの冷媒漏れ点検

室外機・室内機ファンの点検

室外機の異常音振動の点検

室内機の異常音振動の点検

エンジンのかかり具合・異音点検

リモコン機能の確認

外観確認・清掃

（2）全熱交換器点検

運転動作（異音・振動）確認

部屋内給排気口における風速の有無の確認

フィルター清掃

4. 対象施設

別添「学校リスト」による。

5. 実施年度

令和8年度～令和12年度

6. 点検頻度

別添「学校リスト」による。

7. 提出物

- （1）受託者は点検整備終了後、学校別に冷暖房設備及び全熱交換器の点検実施報告書を作成し提出すること。

8. その他特記事項

- （1）点検の実施時期及び細部の事項に当たっては、学校担当者とはあらかじめ打合せを行い、学校運営に支障ないよう留意すること。

ガス冷暖房設備点検対象一覧(小学校)

◎ 定期点検 ○ 簡易点検 ● フロン点検

学校名	系統	メーカー	機器名	馬力	部品交換 サイクル (年)	設置年月	2026	2027	2028	2029	2030
							8年	9年	10年	11年	12年
岩田	職員・校長室	パナソニック	U-GH450U1DR	16	5	2023年8月	●		◎	○	○
岩田	保健室	ヤンマー	YRMP140G1NB	5	5	2019年7月	○	○	○	◎	○
岩田	コンピューター室	ヤンマー	YNMJ180E1N	7.5	5	2000年12月	○	○	○	○	◎
豊	職員・校長室	ヤンマー	YNZP355L1NB	13	5	2025年			●		◎
豊	保健室	ヤンマー	YRMP140G1NB	5	5	2019年7月	○	○	○	◎	○
豊	コンピューター室	ヤンマー	YRMP140G1NB	5	5	2025年					◎
豊	図工室	ヤンマー	YNZP224L1NB	8	5	2024年11月				◎	○
東田	校長・職員室	ダイキン	GYDP355G	13	5	2022年3月	◎	○	○	●	○
東田	保健室	ヤンマー	YRMP140G1NB	5	5	2022年9月		◎	○	○	○
東田	コンピューター室	ダイキン	GYDP224G	5	5	2022年9月		◎	○	○	○
八町	校長・職員室・CP室・メディアセンター	ヤンマー	YNZP710K1NB	25	5	2021年2月	○	○	●	○	◎
八町	家庭科室	ダイキン	GYDP224G	8	5	2024年3月			◎	○	○
八町	多目的室	パナソニック	U-GH450U1D	16	5	2024年3月	●		◎	○	○
松葉	校長・職員室	ヤンマー	YNZP224K1NB	8	5	2019年3月	○	○	○	◎	○
松葉	保健室	ヤンマー	YRMP140G1NB	5	5	2018年9月	○	○	◎	○	○
松葉	コンピューター室	アイシン	YRMP180G2NB	7.5	5	2018年9月	○	○	◎	○	○
花田	校長・職員室	ヤンマー	YNZP355F1N	13	5	2004年3月	○	●	○	◎	○
花田	コンピューター室	アイシン	TGSJ140A2N	5	3	2001年9月	○	○	○	○	○
松山	校長・職員室	ヤンマー	YNZP355L1NB	13	5	2023年3月		◎	○	○	●
松山	保健室	ヤンマー	Y3C2-C	4	2	1996年6月	○	○	○	○	○
松山	コンピューター室	ヤンマー	YNMJ180E1N	7.5	5	2000年12月	○	○	○	○	◎
新川	校長室	ヤンマー	YRMP140G1NB	5	5	2022年11月		◎	○	○	○
新川	職員室	ヤンマー	YNZP280L1NB	10	5	2022年11月		◎	○	○	○
新川	保健室	ヤンマー	YRMP140G1NB	5	5	2023年1月		◎	○	○	○
新川	コンピューター室	ヤンマー	YNM280D2N	10	3	1999年10月	●	○	○	●	○
新川	音楽室	ヤンマー	YNZJ280E1N	10	5	2000年3月	○	●	○	◎	○

ガス冷暖房設備点検対象一覧(小学校)

◎ 定期点検 ○ 簡易点検 ● フロン点検

学校名	系統	メーカー	機器名	馬力	部品交換 サイクル (年)	設置年月	2026	2027	2028	2029	2030
							8年	9年	10年	11年	12年
新川	家庭科室	ヤンマー	YNZP280L1NB	10	5	2023年3月		◎	○	○	○
新川	ひまわり1・2	パナソニック	U-GH280M6D	10	5	2015年3月	○	○	○	◎	○
羽根井	校長・職員室	アイシン	AXYGP224E5ZD	8	5	2022年10月		◎	○	○	○
羽根井	職員室	アイシン	AXYGP224E5ZD	8	5	2022年10月		◎	○	○	○
羽根井	コンピューター室	ヤンマー	YNPJ140EAN	5	5	2000年12月	○	○	○	○	◎
下地	校長・職員室	ヤンマー	YNZP355L1NB	13	5	2023年3月		◎	○	○	●
下地	コンピューター室	ヤンマー	YRMP140G1NB	5	5	2020年5月	○	○	○	○	◎
大村	校長・職員	ヤンマー	YNZP355H1P	13	5	2009年7月	○	●	○	◎	○
大村	保健室・コンピューター室	ヤンマー	YNZP280K1PB	10	5	2018年4月	○	○	◎	○	○
津田	校長・職員室	ヤンマー	YRMP140G1NB	5	5	2011年3月	◎	○	○	○	○
津田	コンピューター室	ヤンマー	YNZP224K1NB	8	5	2018年8月	○	○	◎	○	○
牟呂	校長・職員室	パナソニック	U-GH450U1DR	16	5	2024年10月		●		◎	○
牟呂	コンピューター室	ヤンマー	YNMJ180E1N	7.5	5	2000年12月	○	○	○	○	◎
牟呂	2F教室	ヤンマー	YRMP140G1NB	5	5	2023年3月		◎	○	○	○
汐田	校長・職員室	ヤンマー	YNZP450F1N	16	5	2003年7月	●	○	◎	○	○
汐田	保健室	ヤンマー	YRMP140G1NB	5	5	2022年11月		◎	○	○	○
汐田	コンピューター室	ヤンマー	YNMJ180E1N	7.5	5	2000年12月	○	○	○	○	◎
高師	校長・職員室	アイシン	TGMP355B2N	13	5	2003年7月	●	○	○	●	○
高師	コンピューター室	ヤンマー	YNMJ180E1N	7.5	5	2000年12月	○	○	○	○	◎
幸	校長・職員室	ダイキン	GYDP224G	8	5	2022年2月	◎	○	○	○	○
幸	職員室	ダイキン	GYDP224G	8	5	2022年2月	◎	○	○	○	○
幸	保健室	ヤンマー	YRMP140G1NB	5	5	2022年5月		◎	○	○	○
幸	コンピューター室	パナソニック	U-GH280U1DR	10	5	2024年3月			◎	○	○
幸	くすのき1・2	パナソニック	U-GH280M6D	10	5	2015年3月	○	○	○	◎	○
芦原	校長室、職員室	パナソニック	U-GH450T1DR	16	5	2016年9月	◎	○	○	●	○
芦原	保健室	ダイキン	GYBP224G	8	5	2022年2月	◎	○	○	○	○

ガス冷暖房設備点検対象一覧(小学校)

◎ 定期点検 ○ 簡易点検 ● フロン点検

学校名	系統	メーカー	機器名	馬力	部品交換 サイクル (年)	設置年月	2026	2027	2028	2029	2030
							8年	9年	10年	11年	12年
芦原	コンピューター室	ダイキン	GYAP224DP	8	5	2018年3月	○	◎	○	○	○
福岡	コンピューター室	ヤンマー	YNMJ180E1N	7.5	5	2000年12月	○	○	○	○	◎
中野	校長・職員室	ヤンマー	YNZP450F1N	16	5	2004年3月	○	●	○	◎	○
中野	保健室	ヤンマー	YNP112C2C	4	2	1997年6月	○	○	○	○	○
中野	コンピューター室	ヤンマー	YNMJ180E1N	7.5	5	2000年12月	○	○	○	○	○
磯辺	職員室	パナソニック	U-GH280T1DR	10	5	2017年6月	○	◎	○	○	○
磯辺	保健室	ヤンマー	YNP112C2P	4	2	1997年6月	○	○	○	○	○
磯辺	コンピューター室	ヤンマー	YRMP180G2PB2	7.5	5	2024年7月				◎	○
大崎	校長・職員室・保健室	ダイキン	GYAP280DPE	10	5	2018年7月	○	○	◎	○	○
大崎	コンピューター室	ダイキン	GYAP224DPE	8	5	2018年7月	○	○	◎	○	○
野依	校長・職員室	アイシン	AXYGP355E5ZD	13	5	2023年3月		◎	○	○	●
野依	コンピューター室	ヤンマー	YNMJ180E1P	7.5	5	2000年12月	○	○	○	○	◎
植田	校長・職員室	アイシン		13	5	2024年9月		●		◎	○
植田	コンピューター室	アイシン	TGNJ180A2P	7.5	3	2001年9月	○	○	○	○	○
牛川	校長・職員室	パナソニック	U-GH450U1DR	16	5	2024年8月		●		◎	○
鷹丘	校長・職員室	アイシン	AXYGP355E5ZD	13	5	2023年3月		◎	○	○	●
鷹丘	保健室	ヤンマー	YRMP140G1NB	5	5	2018年6月	○	○	◎	○	○
鷹丘	コンピューター室	ヤンマー	YNP280EAN	10	5	2000年12月	○	○	●	○	◎
下条	校長・職員室	ヤンマー	YNZP280L1PB	10	5	2023年3月		◎	○	○	○
多米	校長・職員・保健室	ヤンマー	YNZP450L1DB	16	5	2023年8月	●		◎	○	○
多米	コンピューター室	ヤンマー	YRMP180G2NB2	7.5	5	2023年11月			◎	○	○
多米	1F特別支援教室	ヤンマー	YRMP180G2NB2	7.5	5	2023年11月			◎	○	○
岩西	校長・職員室	パナソニック	U-GH355U1DR	13	5	2021年11月	●		◎	○	○
飯村	校長・職員室	パナソニック	U-GH450U1DR	16	5	2023年3月		◎	○	○	●
飯村	コンピューター室	ヤンマー	YRMP180G2NB	7.5	5	2021年2月	○	○	○	○	◎
つつじ	校長・職員室	ヤンマー	YNZP450K1NB	16	5	2023年3月		◎	○	○	●

ガス冷暖房設備点検対象一覧(小学校)

◎ 定期点検 ○ 簡易点検 ● フロン点検

学校名	系統	メーカー	機器名	馬力	部品交換 サイクル (年)	設置年月	2026	2027	2028	2029	2030
							8年	9年	10年	11年	12年
つつじ	保健室	ヤンマー	YRMP140G1NB	5	5	2022年12月		◎	○	○	○
つつじ	コンピューター室	ヤンマー	YNMJ180E1P	7.5	5	2000年12月	○	○	○	○	◎
旭	校長室、職員室	パナソニック	U-GH355M6D	13	5	2014年3月	○	●	○	◎	○
栄	校長・職員室・保健室	ダイキン	GXUDP560G	13	5	2025年		●		◎	○
栄	コンピューター室	ダイキン	GYDP224G	8	5	2025年				◎	○
天伯	職員室	ヤンマー	YNZP224K1PB	8	5	2018年5月	○	○	◎	○	○
天伯	保健室	ヤンマー	YRMP140G1PB	5	5	2018年5月	○	○	◎	○	○
天伯	コンピューター室	ヤンマー	YRMP180G2NB	7.5	5	2018年5月	○	○	◎	○	○
大清水	校長・職員室・保健室	ダイキン	GXUDP560G	13	5	2023年	●		◎	○	○
大清水	コンピューター室	ダイキン	FGXHP80MJ	3	2	2023年			◎	○	○
富士見	校長・職員室	パナソニック	S-GH560U1DR	20	5	2025年3月		●		◎	○
富士見	保健室	ヤンマー	YRMP140G1NB2	7.5	5	2024年7月				◎	○
富士見	コンピューター室	ヤンマー	YNPJ140EAN	5	5	2000年12月	○	○	○	○	◎
向山	校長・職員室	ダイキン	GXUDP450G	16	5	2023年7月		●		◎	○
向山	保健室	ヤンマー	YRMP140G1NB	5	5	2016年8月	◎	○	○	○	○
向山	1のい、1のろ	パナソニック	U-GH280T1D	10	5	2016年3月	○	○	○	○	◎
前芝	校長・職員室	ヤンマー	YNZP280L1PB	10	5	2023年2月		◎	○	○	○
西郷	校長・職員室	アイシン	AXYGP355E5ZD	13	5	2023年		○	◎	○	○
西郷	コンピューター室	パナソニック	U-GH224M6SD	8	5	2015年9月	○	◎	○	○	○
玉川	校長室・職員室・保健室	ダイキン	GXYDP450D	16	5	2020年8月	○	○	●	○	◎

ガス冷暖房設備点検対象一覧(小学校)

◎ 定期点検 ○ 簡易点検 ● フロン点検

学校名	系統	メーカー	機器名	馬力	部品交換 サイクル (年)	設置年月	2026	2027	2028	2029	2030
							8年	9年	10年	11年	12年
玉川	コンピューター室	ダイキン	GYAP224DP	8	5	2020年8月	○	○	○	○	◎
嵩山	校長・職員室	ヤンマー	YRMP140G1P	5	5	2011年3月	◎	○	○	○	○
嵩山	コンピューター室	アイシン	TGSJ140A2P	5	3	2001年9月	○	○	○	○	○
石巻	校長・職員室	アイシン	TGMP355B2P	13	5	2004年3月	○	●	○	○	●
石巻	コンピューター室	ヤンマー	YNMJ180E1P	7.5	5	2000年12月	○	○	○	○	◎
谷川	校長室・職員室	パナソニック	U-GH224M6SD	8	5	2015年7月	○	○	○	○	◎
谷川	保健室	ヤマハ	YCJ80	3	2	1996年6月	○	○	○	○	○
谷川	コンピューター室	ヤンマー	YRMP140G1PB	5	5	2020年9月	○	○	○	○	◎
小沢	校長・職員	三洋電機	SGP-H224M3G2E	8	5	2010年7月	○	○	○	○	◎
小沢	コンピューター室	アイシン	TGNJ180A2P	7.5	3	2001年9月	○	○	○	○	○
細谷	校長室・職員室・保健室	ヤンマー	YRMP140G1PB	5	5	2020年9月	○	○	○	○	◎
細谷	コンピューター室	ヤンマー	YNZP224K1PB	8	5	2020年9月	○	○	○	○	◎
二川	校長・職員室	ヤンマー	YNZP355F1P	13	5	2004年3月	○	●	○	◎	○
二川	コンピューター室	ヤンマー	YNPJ140EAP	5	5	2000年12月	○	○	○	○	◎
二川南	校長・職員室	ヤンマー	YNZP450F1P	16	5	2004年3月	○	●	○	◎	○
二川南	コンピューター室	ヤンマー	YRMP180G2PB	7.5	5	2020年10月	○	○	○	○	◎
二川南	ふたば3	ヤンマー	YRMP180G2PB	5	5	2021年3月	○	○	○	○	◎
豊南	校長・職員室	アイシン	AXGP450F2ZDE	16	5	2020年9月	○	○	●	○	◎
豊南	コンピューター室	アイシン	AXGP224E4PE	8	5	2020年9月	○	○	○	○	◎
老津	校長・職員室	アイシン	AXYGP280E5ZD	10	5	2023年3月		◎	○	○	○
老津	コンピューター室	アイシン	TGNJ180A2P	7.5	3	2001年9月	○	○	○	○	○
杉山	校長・職員室	ヤンマー	YNZP280E2P	10	5	2003年7月	●	○	◎	○	○
杉山	コンピューター室	ヤンマー	YNPJ140EAP	5	5	2000年12月	○	○	○	○	◎
賀茂	コンピューター室	アイシン	TGSJ140A2P	5	3	2001年9月	○	○	○	○	○

ガス冷暖房設備点検対象一覧(中学校)

◎ 定期点検 ○ 簡易点検 ● フロン点検

学校名	系統	メーカー	機器名	馬力	部品交換 サイクル (年)	設置年月	2026	2027	2028	2029	2030
							8年	9年	10年	11年	12年
豊岡	職員・校長室	ヤンマー	YNZP450L1NB	16	5	2023年3月	◎	○	○	●	○
豊岡	保健室	ヤンマー	YRMP140G1NB	5	5	2018年3月	○	○	◎	○	○
豊岡	コンピューター室	ヤマハ	YCSJ180MX-BP	7.5	2	1998年8月	○	○	○	○	○
東部	職員・校長室	ヤンマー	YNZP5601L1DB	20	5	2024年11月		●		◎	○
東陽	職員・校長室	アイシン	TGMP560B2N	20	5	2004年3月	○	○	○	○	○
東陽	コンピューター室	ヤンマー	YNP280D2	10	3	1998年8月	◎	○	○	○	○
中部	校長・職員室	アイシン	AWYGP560G1ZD	20	5	2023年10月	●		◎	○	○
中部	コンピューター室	アイシン	AXYGP280E5ZD	10	5	2024年3月			◎	○	○
豊城	校長・職員室	アイシン	AWGP450G1ZD	16	5	2025年			●		◎
豊城	保健室	ヤンマー	YNMP180G1NB	7.5	5	2009年3月	○	○	○	◎	○
豊城	音楽室(旧コンピューター室)	アイシン	AXGP355E5ZD	13	3	2025年			●		◎
豊城	2・3階多目的室	ダイキン	GYDP280G	10	5	2022年11月		◎	○	○	○
青陵	校長室	ヤンマー	YNMJ180E2N	7.5	5	2001年12月	◎	○	○	○	○
青陵	職員室	ヤンマー	U-GH560U1DR	20	5	2025年9月			●		◎
東陵	校長・職員室	ヤンマー	YNZP450K1NB	16	5	2017年6月	○	◎	○	○	●
東陵	コンピューター室	パナソニック	U-GH355U1DR	13	3	2024年3月	●		◎	○	○
東陵	一般教室(3年2組～4組)	ヤンマー	YNZP355H1NB	13	5	2013年8月	●	○	◎	○	○
東陵	一般教室(6組東・西側、3年学年室、3年1組)	ヤンマー	YNZP450J-NB	16	5	2013年8月	●	○	◎	○	○
羽田	校長・職員	三洋電機	SGP-H355M3G2	13	5	2010年7月	○	○	●	○	◎
羽田	保健室	改修中									
羽田	コンピューター室	改修中									
牟呂	校長・職員・保健	ヤンマー	YNZP560H1N	20	5	2010年2月	○	○	●	○	◎
吉田方	校長・職員室・コンピューター室	ヤンマー	YNZP840G2NR	30	5	2008年2月	●	○	◎	○	○
吉田方	保健室	ヤンマー	YNMP140G1NR	5	5	2008年2月	○	○	◎	○	○
南部	校長・職員室	ヤンマー	YNZP560F1N	20	5	2024年8月		●		◎	○
南部	コンピューター室	ヤマハ	YCSJ180MX-A	7.5	2	1998年8月	○	○	○	○	○
高師台	校長・職員室	パナソニック	U-GH560U1DR	20	5	2024年3月	●		◎	○	○
高師台	保健室	ヤンマー	YNPP140G1N	5	5	2005年12月	○	○	○	○	◎
高師台	コンピューター室	ヤマハ	YCSJ180MX-BP	7.5	2	1998年8月	○	○	○	○	○
南陽	校長・職員室	ヤンマー	YNZP355H1P	13	5	2008年7月	○	◎	○	○	●
南陽	保健室・心の教室・グリーンルーム	ダイキン	GYAP355DP	13	5	2020年	○	○	●	○	◎
南陽	コンピューター室	ヤンマー	YNP280D2P	10	3	1998年8月	◎	○	○	○	○

ガス冷暖房設備点検対象一覧(中学校)

◎ 定期点検 ○ 簡易点検 ● フロン点検

学校名	系統	メーカー	機器名	馬力	部品交換 サイクル (年)	設置年月	2026	2027	2028	2029	2030
							8年	9年	10年	11年	12年
本郷	校長・職員室	ヤンマー	YNZP355K1NB	13	5	2021年6月	◎	○	○	●	○
本郷	保健室	ヤンマー	YRMP140G1NB	5	5	2020年8月	○	○	○	○	◎
本郷	コンピューター室	ヤンマー	YRMP180G2NB	7.5	5	2021年6月	◎	○	○	○	○
南稜	校長室・職員室	改修中									
南稜	保健室										
南稜	コンピューター室										
北部	校長・職員室	三洋電機	SGP-H355M1G	13	5	2007年7月	○	◎	○	○	●
北部	保健室	ヤンマー	YRMP140G1NB2	5	5	2023年12月			◎	○	○
北部	コンピューター室	ヤンマー	YNZP280K1PB	10	5	2017年6月	○	◎	○	○	○
前芝	校長・職員室・保健室	アイシン	TGMP355C1P	13	5	2006年12月	○	●	○	○	●
前芝	コンピューター室	ヤマハ	YCSJ180MX-BP	7.5	2	1998年8月	○	○	○	○	○
石巻	校長室、職員室	ダイキン	GYAP355DP	13	5	2018年8月	●	○	◎	○	○
石巻	保健室	ヤンマー	YRMP140G1PB	5	5	2018年8月	○	○	◎	○	○
石巻	コンピューター室	ヤマハ	YCSJ180MX-BP	7.5	2	1998年8月	○	○	○	○	○
五並	校長・職員室	ダイキン	GYAP355DP	13	5	2018年3月	●	○	◎	○	○
五並	コンピューター室	ダイキン	GYAP224DP	8	5	2018年3月	○	○	◎	○	○
高豊	校長・職員室	パナソニック	U-GH280U1DR	10	5	2025年3月				◎	○
高豊	コンピューター室	ヤンマー	YNZP280K1PB	10	5	2021年9月	◎	○	○	○	○
章南	校長・職員室	パナソニック	U-GH280U1DR	10	5	2024年9月				◎	○
章南	コンピューター室	ヤマハ	YCSJ180MX-BP	7.5	2	1998年8月	○	○	○	○	○

ガス冷暖房設備点検対象一覧(豊橋高等学校・家政高等専修学校)

◎:メーカー指定点検 ○:簡易点検 ●:フロン定期点検

学校名	系統	メーカー	機器名	馬力	部品交換 サイクル (年)	設置年月	2026	2027	2028	2029	2030
							8年	9年	10年	11年	12年
市立高校	職員室・事務室・保健室	ダイキン	GXUDP450G	16	5	2025年			●		◎
市立高校	校長室・応接室	ダイキン	GYDP224G	5	5	2025年					◎
市立高校	普通教室	東芝	MMY-MAP4006H +MMY-MAP4506H	30	※リース機器	2020年12月	●	リースのため、 簡易点検はなし		●	
市立高校	普通教室	東芝	MMY-MAP4006H +MMY-MAP4506H	30		2020年12月	●			●	
市立高校	普通教室	東芝	MMY-MAP4506H	16		2020年12月	●			●	
家政	校長室・保健室	ダイキン	GYAP224DP	8	5	2019年	○	○	○	◎	○
家政	職員室、礼法室、3F普通教室	ダイキン	GXYD560D	20	5	2019年	○	●	○	◎	○
家政	調理実習室	ダイキン	GYAP280DP	10	5	2019年	○	○	○	◎	○
家政	コンピューター室	ヤンマー	YNZJ355E2P	13	5	2001年12月	◎	○	○	◎	○
家政	1F2年教室2台、2F3年教室2台	アイシン	AWGP450F1P	16	5	2016年8月	◎	○	○	●	○
家政	家庭科室	アイシン	AXGP224E1P	8	5	2014年	○	○	○	○	◎
家政	和裁実習室	アイシン	AXGP224E1P	8	5	2014年	○	○	○	○	◎
家政	洋裁実習室	アイシン	AXGP224E1P	8	5	2014年	○	○	○	○	◎

ガス冷暖房設備点検対象一覧(くすのき特別支援学校)

◎ 定期点検 ○ 簡易点検 ● フロン点検

学校名	系統	メーカー	機器名	馬力	部品交換サイクル(年)	設置年月	2026	2027	2028	2029	2030
							8年	9年	10年	11年	12年
くすのき特別支援	1F小学部1～6他	パナソニック	U-GH560S1D	20	5	2014年12月	○	●	○	◎	○
くすのき特別支援	1F小学部7～9他	パナソニック	U-GH710S1D	25	5	2014年12月	○	●	○	◎	○
くすのき特別支援	1F小学部12～13他	パナソニック	U-GH280M6D	10	5	2014年12月	○	○	○	◎	○
くすのき特別支援	1F音楽室他	パナソニック	U-GH355M6D	13	5	2014年12月	○	●	○	◎	○
くすのき特別支援	1F指導・相談室他	パナソニック	U-GH224M6D	8	5	2014年12月	○	○	○	◎	○
くすのき特別支援	1Fランチルーム小学	パナソニック	U-GH450S1DE	16	5	2014年12月	○	●	○	◎	○
くすのき特別支援	アリーナ(西)	パナソニック	U-GH560S1DE	20	5	2014年12月	○	●	○	◎	○
くすのき特別支援	アリーナ(東)	パナソニック	U-GH560S1DE	20	5	2014年12月	○	●	○	◎	○
くすのき特別支援	1Fランチルーム中高	パナソニック	U-GH450S1DE +U-GH450S1DE	32	5	2014年12月	○	●	○	◎	○
くすのき特別支援	2F中学部1～6	パナソニック	U-GH450S1D	16	5	2014年12月	○	●	○	◎	○
くすのき特別支援	2F中学部7～11他	パナソニック	U-GH710S1D	25	5	2014年12月	○	●	○	◎	○
くすのき特別支援	2F自立活動室他	パナソニック	U-GH560S1D	20	5	2014年12月	○	●	○	◎	○
くすのき特別支援	2F美術室他	パナソニック	U-GH710S1D	25	5	2014年12月	○	●	○	◎	○
くすのき特別支援	3F高等部1～6	パナソニック	U-GH560S1D	20	5	2014年12月	○	●	○	◎	○
くすのき特別支援	3F高等部7～10	パナソニック	U-GWH450S1D +U-GWH450S1D	32	5	2014年12月	○	●	○	◎	○
くすのき特別支援	3F調理室2	パナソニック	U-GH560S1D	20	5	2014年12月	○	●	○	◎	○
くすのき特別支援	1F職員室他		RXMP560CA +RXMP450CA	36	-	2014年12月	○	○	●	○	○

全熱交換器対象一覧

対象学校数	11校
天井埋込形	189台
天井カセット形	4台
天井露出形	12台
合計	205台

学校名	室名	型式	形状
豊小	南校舎1階 普通教室	LGH-N35RXW2	天井埋込形
豊小	南校舎1階 普通教室	LGH-N35RXW2	天井埋込形
豊小	南校舎2階 普通教室	LGH-N35RXW2	天井埋込形
豊小	南校舎2階 普通教室	LGH-N35RXW2	天井埋込形
豊小	南校舎2階 おおぞら1・2	LGH-N35RXW2	天井埋込形
豊小	南校舎2階 おおぞら3	SCH-40EXC	天井露出形
豊小	南校舎2階 おおぞら3	SCH-40EXC	天井露出形
豊小	南校舎2階 おおぞら4	LGH-N35RXW2	天井埋込形
豊小	南校舎3階 普通教室	LGH-N35RXW2	天井埋込形
豊小	南校舎3階 普通教室	LGH-N35RXW2	天井埋込形
豊小	南校舎3階 図工室	SCH-40EXC	天井露出形
豊小	南校舎3階 図工室	SCH-40EXC	天井露出形
豊小	北校舎1階 職員室	LGH-N35RXW2	天井埋込形
豊小	北校舎1階 職員室	LGH-N35RXW2	天井埋込形
豊小	北校舎1階 校長室	LGH-N25RXW2	天井埋込形
豊小	北校舎1階 保健室	LGH-N35RXW2	天井埋込形
豊小	北校舎1階 理科室	SCH-40EXC	天井露出形
豊小	北校舎1階 理科室	SCH-40EXC	天井露出形
豊小	北校舎2階 普通教室	LGH-N35RXW2	天井埋込形
豊小	北校舎2階 普通教室	LGH-N35RXW2	天井埋込形
豊小	北校舎2階 普通教室	LGH-N35RXW2	天井埋込形
豊小	北校舎2階 普通教室	LGH-N35RXW2	天井埋込形
豊小	北校舎2階 家庭科室	SCH-40EXC	天井露出形
豊小	北校舎2階 家庭科室	SCH-40EXC	天井露出形
豊小	北校舎2階 図書室	SCH-40EXC	天井露出形
豊小	北校舎2階 図書室	SCH-40EXC	天井露出形
豊小	北校舎3階 普通教室	LGH-N35RXW2	天井埋込形
豊小	北校舎3階 普通教室	LGH-N35RXW2	天井埋込形
豊小	北校舎3階 コンピューター室	LGH-N35RXW2	天井埋込形
豊小	北校舎3階 音楽室	SCH-40EXC	天井露出形
豊小	北校舎3階 音楽室	SCH-40EXC	天井露出形

全熱交換器対象一覧

対象学校数	11校
天井埋込形	189台
天井カセット形	4台
天井露出形	12台
合計	205台

学校名	室名	型式	形状
東田小	北校舎1階 職員室	VAM350HS	天井埋込形
東田小	北校舎1階 職員室	VAM350HS	天井埋込形
東田小	北校舎1階 校長室	VAM250HS	天井埋込形
東田小	北校舎2階 保健室	VAM350HS	天井埋込形
東田小	北校舎2階 教室	VAM350HS	天井埋込形
東田小	北校舎2階 教室	VAM350HS	天井埋込形
東田小	北校舎2階 教室	VAM350HS	天井埋込形
東田小	北校舎2階 調理室	VAM350HS	天井埋込形
東田小	北校舎3階 図書室	VAM350HS	天井埋込形
東田小	北校舎3階 教室	VAM350HS	天井埋込形
東田小	北校舎3階 教室	VAM350HS	天井埋込形
東田小	北校舎3階 教室	VAM350HS	天井埋込形
東田小	北校舎3階 コンピュータ室	VAM350HS	天井埋込形
東田小	南校舎1階 教室	VAM350KS	天井埋込形
東田小	南校舎1階 教室	VAM350KS	天井埋込形
東田小	南校舎1階 教室	VAM350KS	天井埋込形
東田小	南校舎2階 教室	VAM350KS	天井埋込形
東田小	南校舎2階 教室	VAM350KS	天井埋込形
東田小	南校舎2階 教室	VAM350KS	天井埋込形
東田小	南校舎2階 教室	VAM350KS	天井埋込形
東田小	南校舎2階 教室	VAM350KS	天井埋込形
東田小	南校舎3階 教室	VAM350KS	天井埋込形
東田小	南校舎3階 教室	VAM350KS	天井埋込形
東田小	南校舎3階 教室	VAM350KS	天井埋込形
東田小	南校舎3階 教室	VAM350KS	天井埋込形
東田小	南校舎1階 教室(特支)	VAH400GB	天井カセット形
東田小	南校舎1階 教室(特支)	VAH400GB	天井カセット形
東田小	南校舎2階 教室(特支)	VAH400GB	天井カセット形
東田小	南校舎2階 教室(特支)	VAH400GB	天井カセット形
花田小	南校舎1階 特別支援教室	LGH-N50RXW2	天井埋込形
花田小	南校舎1階 特別支援教室	LGH-N50RXW2	天井埋込形
花田小	南校舎1階 普通教室	LGH-N50RXW2	天井埋込形

全熱交換器対象一覧

対象学校数	11校
天井埋込形	189台
天井カセット形	4台
天井露出形	12台
合計	205台

学校名	室名	型式	形状
花田小	南校舎1階 普通教室	LGH-N50RXW2	天井埋込形
花田小	南校舎1階 普通教室	LGH-N50RXW2	天井埋込形
花田小	南校舎2階 普通教室	LGH-N50RXW2	天井埋込形
花田小	南校舎2階 普通教室	LGH-N50RXW2	天井埋込形
花田小	南校舎2階 普通教室	LGH-N50RXW2	天井埋込形
花田小	南校舎2階 普通教室	LGH-N50RXW2	天井埋込形
花田小	南校舎2階 普通教室	LGH-N50RXW2	天井埋込形
花田小	南校舎2階 普通教室	LGH-N50RXW2	天井埋込形
花田小	南校舎3階 普通教室	LGH-N50RXW2	天井埋込形
花田小	南校舎3階 普通教室	LGH-N50RXW2	天井埋込形
花田小	南校舎3階 普通教室	LGH-N50RXW2	天井埋込形
花田小	南校舎3階 普通教室	LGH-N50RXW2	天井埋込形
花田小	南校舎3階 普通教室	LGH-N50RXW2	天井埋込形
花田小	南校舎3階 普通教室	LGH-N50RXW2	天井埋込形
幸小	中校舎1階 職員室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	中校舎1階 職員室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	中校舎1階 職員室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	中校舎1階 校長室	VAM250HS	天井埋込形
幸小	中校舎1階 保健室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	中校舎2階 図書準備室・教材室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	中校舎3階 教室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	中校舎3階 教室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	中校舎3階 教室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	中校舎3階 教室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	中校舎3階 教室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	中校舎3階 教室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	中校舎3階 音楽準備室・高学年教材室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	南校舎1階 教室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	南校舎1階 教室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	南校舎1階 教室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	南校舎1階 教室	VAM350HS	天井埋込形

全熱交換器対象一覧

対象学校数	11校
天井埋込形	189台
天井カセット形	4台
天井露出形	12台
合計	205台

学校名	室名	型式	形状
幸小	南校舎1階 教室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	南校舎1階 教室(特支)	VAM350HS	天井埋込形
幸小	南校舎1階 教室(特支)	VAM350HS	天井埋込形
幸小	南校舎2階 教室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	南校舎2階 教室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	南校舎2階 教室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	南校舎2階 教室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	南校舎2階 第3学習室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	南校舎2階 教室(特支)	VAM350HS	天井埋込形
幸小	南校舎2階 教室(特支)	VAM350HS	天井埋込形
幸小	南校舎2階 教室(特支)	VAM350HS	天井埋込形
幸小	南校舎3階 教室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	南校舎3階 教室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	南校舎3階 教室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	南校舎3階 教室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	南校舎3階 教室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	南校舎3階 教室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	南校舎3階 教室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	南校舎3階 教室	VAM350HS	天井埋込形
幸小	北校舎2階 教室	VAMD35AS	天井埋込形
幸小	北校舎3階 教室	VAMD35AS	天井埋込形
磯辺小	南校舎1階 職員室	VAMD35AS	天井埋込形
磯辺小	南校舎1階 職員室	VAMD35AS	天井埋込形
磯辺小	南校舎1階 校長室	VAMD25AS	天井埋込形
鷹丘小	北校舎1階 教室	LGH-N65RXW	天井埋込形
鷹丘小	北校舎1階 教室	LGH-N65RXW	天井埋込形
鷹丘小	北校舎1階 教室	LGH-N65RXW	天井埋込形
鷹丘小	北校舎1階 教室	LGH-N65RXW	天井埋込形
鷹丘小	北校舎2階 教室	LGH-N65RXW	天井埋込形
鷹丘小	北校舎2階 教室	LGH-N65RXW	天井埋込形
鷹丘小	北校舎2階 教室	LGH-N65RXW	天井埋込形

全熱交換器対象一覧

対象学校数	11校
天井埋込形	189台
天井カセット形	4台
天井露出形	12台
合計	205台

学校名	室名	型式	形状
鷹丘小	北校舎2階 教室	LGH-N65RXW	天井埋込形
鷹丘小	北校舎2階 教室	LGH-N65RXW	天井埋込形
鷹丘小	北校舎2階 教室	LGH-N65RXW	天井埋込形
鷹丘小	北校舎2階 教室	LGH-N65RXW	天井埋込形
鷹丘小	北校舎3階 教室	LGH-N65RXW	天井埋込形
鷹丘小	北校舎3階 教室	LGH-N65RXW	天井埋込形
鷹丘小	北校舎3階 教室	LGH-N65RXW	天井埋込形
鷹丘小	北校舎3階 教室	LGH-N65RXW	天井埋込形
鷹丘小	北校舎3階 教室	LGH-N65RXW	天井埋込形
鷹丘小	北校舎3階 教室	LGH-N65RXW	天井埋込形
鷹丘小	北校舎3階 教室	LGH-N65RXW	天井埋込形
多米小	中校舎1階 特別支援教室	LGH-N35RXW2	天井埋込形
多米小	中校舎1階 特別支援教室	LGH-N35RXW2	天井埋込形
多米小	中校舎1階 特別支援教室	LGH-N35RXW2	天井埋込形
多米小	中校舎2階 特別支援教室	LGH-N35RXW2	天井埋込形
多米小	中校舎2階 特別支援教室	LGH-N35RXW2	天井埋込形
多米小	中校舎2階 特別支援教室	LGH-N35RXW2	天井埋込形
多米小	中校舎3階 普通教室	LGH-N35RXW2	天井埋込形
多米小	中校舎3階 普通教室	LGH-N35RXW2	天井埋込形
多米小	中校舎3階 普通教室	LGH-N35RXW2	天井埋込形
多米小	中校舎3階 普通教室	LGH-N35RXW2	天井埋込形
多米小	中校舎2階 コンピュータ室	LGH-N50RXW2	天井埋込形
岩西小	中校舎1階 職員室	LGH-N35RXW	天井埋込形
岩西小	中校舎1階 職員室	LGH-N35RXW	天井埋込形
岩西小	中校舎1階 校長室	LGH-N25RXW	天井埋込形
岩西小	中校舎1階 保健室	LGH-N35RXW	天井埋込形
岩西小	中校舎2階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
岩西小	中校舎2階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
岩西小	中校舎2階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
岩西小	中校舎3階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
岩西小	中校舎3階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形

全熱交換器対象一覧

対象学校数	11校
天井埋込形	189台
天井カセット形	4台
天井露出形	12台
合計	205台

学校名	室名	型式	形状
岩西小	中校舎3階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
岩西小	北校舎1階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
岩西小	北校舎1階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
岩西小	北校舎1階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
岩西小	北校舎1階 特別支援教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
岩西小	北校舎1階 特別支援教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
岩西小	北校舎2階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
岩西小	北校舎2階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
岩西小	北校舎2階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
岩西小	北校舎2階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
岩西小	北校舎2階 特別支援教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
栄小	南校舎1階 職員室	VAM350KS	天井埋込形
栄小	南校舎1階 職員室	VAM350KS	天井埋込形
栄小	南校舎1階 校長室	VAMD15AS	天井埋込形
栄小	南校舎1階 保健室	VAM350KS	天井埋込形
栄小	南校舎3階 教室	VAM350KS	天井埋込形
栄小	南校舎3階 教室	VAM350KS	天井埋込形
栄小	南校舎3階 教室	VAM350KS	天井埋込形
栄小	南校舎3階 教室	VAM350KS	天井埋込形
大清水小	南校舎1階 職員室	VAM350KS	天井埋込形
大清水小	南校舎1階 職員室	VAM350KS	天井埋込形
大清水小	南校舎1階 保健室	VAM350KS	天井埋込形
大清水小	南校舎2階 教室	VAM350KS	天井埋込形
大清水小	南校舎2階 教室	VAM350KS	天井埋込形
大清水小	南校舎2階 教室	VAM350KS	天井埋込形
大清水小	南校舎2階 教室	VAM350KS	天井埋込形
大清水小	南校舎3階 教室	VAM350KS	天井埋込形
大清水小	南校舎3階 教室	VAM350KS	天井埋込形
大清水小	南校舎3階 教室	VAM350KS	天井埋込形
大清水小	南校舎3階 教室	VAM350KS	天井埋込形
大清水小	南校舎1階 校長室	VAM250KS	天井埋込形

全熱交換器対象一覧

対象学校数	11校
天井埋込形	189台
天井カセット形	4台
天井露出形	12台
合計	205台

学校名	室名	型式	形状
向山小	北校舎1階 保健室	LGH-N350RXW	天井埋込形
向山小	北校舎1階 教室	LGH-N350RXW	天井埋込形
向山小	北校舎1階 教室	LGH-N350RXW	天井埋込形
向山小	北校舎1階 特活室	LGH-N350RXW	天井埋込形
向山小	北校舎1階 教室(特支)	LGH-N350RXW	天井埋込形
向山小	北校舎1階 教室(特支)	LGH-N350RXW	天井埋込形
向山小	北校舎1階 教室(特支)	LGH-N350RXW	天井埋込形
向山小	北校舎2階 教室	LGH-N350RXW	天井埋込形
向山小	北校舎2階 教室	LGH-N350RXW	天井埋込形
向山小	北校舎2階 教室	LGH-N350RXW	天井埋込形
向山小	北校舎2階 教室	LGH-N350RXW	天井埋込形
向山小	北校舎2階 教室	LGH-N350RXW	天井埋込形
向山小	北校舎2階 教室	LGH-N350RXW	天井埋込形
向山小	北校舎2階 教室	LGH-N350RXW	天井埋込形
向山小	北校舎3階 教室	LGH-N350RXW	天井埋込形
向山小	北校舎3階 教室	LGH-N350RXW	天井埋込形
向山小	北校舎3階 教室	LGH-N350RXW	天井埋込形
向山小	北校舎3階 教室	LGH-N350RXW	天井埋込形
向山小	北校舎3階 コンピュータ室	LGH-N350RXW	天井埋込形
向山小	北校舎3階 被服室	LGH-N350RXW	天井埋込形

全熱交換器対象一覧

対象学校数	2校
天井埋込形	39台
天井カセット形	7台
天井露出形	9台
合計	55台

学校名	室名	型式	形状
東部中	北校舎1階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	北校舎1階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	北校舎1階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	北校舎1階 多目的室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	北校舎1階 保健室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	北校舎2階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	北校舎2階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	北校舎2階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	北校舎2階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	北校舎3階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	北校舎3階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	北校舎3階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	北校舎3階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	北校舎4階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	北校舎4階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	中校舎2階 職員室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	中校舎2階 職員室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	中校舎2階 職員室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	中校舎2階 会議室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	中校舎2階 校長室	SCH-40EXC	天井露出形
東部中	中校舎3階 第1美術室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	中校舎3階 第1美術室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	中校舎3階 第2音楽室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	中校舎3階 第2音楽室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	中校舎3階 第1図書室	SCH-40EXC	天井露出形
東部中	中校舎3階 第1図書室	SCH-40EXC	天井露出形
東部中	中校舎4階 第1音楽室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	中校舎4階 第1音楽室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	中校舎4階 被服室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	中校舎4階 被服室	LGH-N35RXW	天井埋込形

全熱交換器対象一覧

対象学校数	2校
天井埋込形	39台
天井カセット形	7台
天井露出形	9台
合計	55台

学校名	室名	型式	形状
東部中	南校舎1階 第2理科室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	南校舎1階 第2理科室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	南校舎1階 第1理科室	SCH-40EXC	天井露出形
東部中	南校舎1階 第1理科室	SCH-40EXC	天井露出形
東部中	南校舎2階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	南校舎2階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	南校舎2階 教室	SCH-50EXC	天井露出形
東部中	南校舎3階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	南校舎3階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	南校舎3階 教室	SCH-50EXC	天井露出形
東部中	南校舎3階 コンピューター室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	南校舎4階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	南校舎4階 教室	LGH-N35RXW	天井埋込形
東部中	南校舎4階 教室	SCH-50EXC	天井露出形
東部中	南校舎4階 国際教室	SCH-50EXC	天井露出形
東部中	南校舎4階 多目的室	LGH-N35RXW	天井埋込形
豊城中	南校舎1階 校長室	LGH-N50CX3	天井カセット形
豊城中	南校舎1階 職員室	LGH-N50CX3	天井カセット形
豊城中	南校舎1階 職員室	LGH-N50CX3	天井カセット形
豊城中	南校舎2階 被服室	LGH-N50CX3	天井カセット形
豊城中	南校舎2階 被服室	LGH-N50CX3	天井カセット形
豊城中	南校舎2階 調理室	LGH-N65RXM2	天井埋込形
豊城中	南校舎3階 音楽室	LGH-N50CX3	天井カセット形
豊城中	南校舎3階 音楽室	LGH-N50CX3	天井カセット形

全熱交換器対象一覧

天井埋込形	1台
天井露出形	41台
合計	42台

学校名	室名	型式	形状
市立高等学校	1階 事務室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	1階 講義室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	1階 多目的室1	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	1階 多目的室2	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	1階 食堂	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	1階 食堂	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	2階 職員室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	2階 職員室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	2階 校長室・応接室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	2階 保健室	SCH-40EXC	天井露出形
市立高等学校	2階 講師室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	2階 書道室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	2階 会議室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	2階 作法室	LGH-N35RXW2	天井埋込形
市立高等学校	3階 普通教室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	3階 普通教室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	3階 普通教室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	3階 普通教室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	3階 講義室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	3階 物理地学室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	3階 図書室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	3階 図書室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	4階 普通教室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	4階 普通教室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	4階 普通教室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	4階 普通教室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	4階 普通教室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	4階 美術室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	4階 講義室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	4階 パソコン室A	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	4階 パソコン室B	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	4階 パソコン室B	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	4階 音楽室	SCH-50EXC	天井露出形

全熱交換器対象一覧

天井埋込形	1台
天井露出形	41台
合計	42台

学校名	室名	型式	形状
市立高等学校	5階 普通教室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	5階 普通教室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	5階 普通教室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	5階 普通教室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	5階 普通教室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	5階 被服室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	5階 被服室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	5階 視聴覚室	SCH-50EXC	天井露出形
市立高等学校	5階 音楽室	SCH-40EXC	天井露出形

1. 業務名

特定建築物等定期点検業務

2. 業務内容

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 12 条に基づく建築物及び建築設備等の定期点検並びに結果表等の作成を行う。

3. 点検方法

（1）建築物の定期点検

- ① 法第12条第2項に規定する点検とする。
- ② 点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表は、平成20年3月10日国土交通省告示第282号（以下「告示282号」という。）による。
- ③ 告示282号別表「二 建築物の外部」（十一）に規定する外装仕上げ材等の点検は、原則、手の届く範囲をテストハンマー打診、その他の部分を目視等によって確認する。異常が認められた場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施する。点検方法は「特定建築物定期調査業務基準（2021年改訂版）一般財団法人日本建築防災協会編集・発行」によるが、原則足場の架設は行わない。
- ④ 調査結果表には劣化度判定基準に基づき判定を記入すること。

（2）昇降機及び防火設備を除く建築設備の定期点検

- ① 法第12条第4項に規定する点検とする。
- ② 点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表は、平成20年3月10日国土交通省告示第285号による。
- ③ 調査結果表には劣化度判定基準に基づき判定を記入すること。

（3）防火設備の定期点検

- ① 法第12条第4項に規定する点検とする。
- ② 点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表は、平成28年5月2日国土交通省告示第723号による。
- ③ 調査結果表には劣化度判定基準に基づき判定を記入すること。

【劣化度判定基準】

記号	指摘内容	「支障あり」の判定区分
A	無、支障あり（既存不適格）	特に措置を要しない
B	支障あり	引き続き観察を続ける
C	支障あり	詳細調査・部分補修を要する
C-	支障あり	危険度が高く早急な部分補修を要する
D	支障あり	根本的な（大規模な）改修が必要

4. 対象施設

別添「学校リスト」による。

5. 実施年度

令和9年度～令和13年度

6. 点検頻度

別添「学校リスト」による。

7. 提出物

- (1) 業務実施に前に、実施体制、緊急連絡体制、全体工程、業務担当者が有する資格等必要な事項を総合的にまとめた業務計画書、現場責任者届、作業員名簿を作成し提出すること。
- (2) 業務完了後は、業務実施報告書のほか、調査結果、点検結果一覧、点検結果棟別一覧を作成すること。A4判(A4サイズに折り込み可)で必要に応じてカラー印刷とし、提出部数は2部(1部を学校ごとファイルに綴じて各学校へ提出)、文書データを格納した電子媒体CD-R又はDVD-R2部とする。なお、受託者は発注者に内容の説明を行った上で提出する。
- (3) 調査により、修繕が必要と判断される場合は、修繕見積書を提出すること。

8. その他特記事項

- (1) 業務に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受託者の負担とする。
- (2) 著作権、特許権その他第三者の権利となっている点検方法等の使用に関しては、その費用の負担及び使用交渉の一切を受託者にて行う。
- (3) 点検の実施時期及び細部の事項に当たっては、学校担当者とあらかじめ打合せを行い、学校運営に支障ないよう留意すること。
- (4) 危険度、緊急度の高い劣化箇所があった場合は早急に教育委員会へ報告すること。

学校リスト 【凡例】 ●：特定建築物（3年に1回）

◎：建築設備（毎年）

○：防火設備（毎年）

No	学校名	棟名	階数	面積	R9	R10	R11	R12	R13
1	岩田小学校	中校舎	3	2,556㎡	●◎○	◎○	◎○	●◎○	◎○
2	岩田小学校	北校舎	3	2,750㎡	●◎○	◎○	◎○	●◎○	◎○
3	岩田小学校	体育館	2	1,073㎡	●◎○	◎○	◎○	●◎○	◎○
4	岩田小学校	南校舎	3	2,286㎡	●◎○	◎○	◎○	●◎○	◎○
5	豊小学校	南校舎	3	2,113㎡	◎○	◎○	●◎○	◎○	◎○
6	豊小学校	北校舎	3	3,354㎡	◎○	◎○	●◎○	◎○	◎○
7	豊小学校	体育館	2	835㎡	◎○	◎○	●◎○	◎○	◎○
8	東田小学校	北校舎	3	3,373㎡	◎○	◎○	●◎○	◎○	◎○
9	東田小学校	南校舎	3	2,371㎡	◎○	◎○	●◎○	◎○	◎○
10	東田小学校	体育館	2	835㎡	◎○	◎○	●◎○	◎○	◎○
11	八町小学校	校舎	3	3,201㎡	◎○	●◎○	◎○	◎○	●◎○
12	八町小学校	体育館・市民館・特別教室	3	1,210㎡	◎○	●◎○	◎○	◎○	●◎○
13	八町小学校	特別教室棟	1	330㎡	◎○	●◎○	◎○	◎○	●◎○
14	松葉小学校	北校舎	4	3,509㎡	◎○	◎○	●◎○	◎○	◎○
15	松葉小学校	南校舎	2	950㎡	◎○	◎○	●◎○	◎○	◎○
16	松葉小学校	体育館	2	838㎡	◎○	◎○	●◎○	◎○	◎○
17	花田小学校	北校舎・配膳室	3	2,551㎡	◎○	●◎○	◎○	◎○	●◎○
18	花田小学校	南校舎	3	2,444㎡	◎○	●◎○	◎○	◎○	●◎○
19	花田小学校	体育館・市民館・渡り	3	860㎡	◎○	●◎○	◎○	◎○	●◎○
20	松山小学校	校舎	5	4,630㎡	◎○	◎○	●◎○	◎○	◎○
21	松山小学校	体育館・市民館	3	922㎡	◎○	◎○	●◎○	◎○	◎○
22	新川小学校	校舎	5	4,559㎡	●◎○	◎○	◎○	●◎○	◎○
23	新川小学校	体育館・市民館・特別教室	3	1,239㎡	●◎○	◎○	◎○	●◎○	◎○
24	羽根井小学校	体育館	2	837㎡	●◎○	◎○	◎○	●◎○	◎○
25	羽根井小学校	校舎	4	5,325㎡	●◎○	◎○	◎○	●◎○	◎○
26	下地小学校	校舎	3	4,050㎡	◎○	●◎○	◎○	◎○	●◎○
27	下地小学校	体育館	2	836㎡	◎○	●◎○	◎○	◎○	●◎○
28	大村小学校	校舎	3	2,854㎡	◎○	◎○	●◎○	◎○	◎○
29	大村小学校	体育館	2	644㎡	◎○	◎○	●◎○	◎○	◎○
30	津田小学校	校舎	3	2,504㎡	◎○	●◎○	◎○	◎○	●◎○
31	津田小学校	体育館	2	644㎡	◎○	●◎○	◎○	◎○	●◎○
32	牟呂小学校	南校舎	3	2,592㎡	●◎○	◎○	◎○	●◎○	◎○
33	牟呂小学校	北校舎	3	3,055㎡	●◎○	◎○	◎○	●◎○	◎○
34	牟呂小学校	体育館	2	835㎡	●◎○	◎○	◎○	●◎○	◎○
35	牟呂小学校	中校舎	3	795㎡	●◎○	◎○	◎○	●◎○	◎○
36	汐田小学校	校舎	4	6,399㎡	◎○	◎○	●◎○	◎○	◎○
37	汐田小学校	体育館・市民館・特別教室	3	879㎡	◎○	◎○	●◎○	◎○	◎○
38	吉田方小学校	中校舎西	3	1,080㎡	●◎○	◎○	◎○	●◎○	◎○
39	吉田方小学校	北校舎	3	1,383㎡	●◎○	◎○	◎○	●◎○	◎○
40	吉田方小学校	中校舎南	3	2,796㎡	●◎○	◎○	◎○	●◎○	◎○
41	吉田方小学校	体育館	2	753㎡	●◎○	◎○	◎○	●◎○	◎○
42	吉田方小学校	東校舎	3	1,822㎡	●◎○	◎○	◎○	●◎○	◎○
43	高師小学校	体育館	2	832㎡	●◎○	◎○	◎○	●◎○	◎○
44	高師小学校	北校舎	3	2,080㎡	●◎○	◎○	◎○	●◎○	◎○
45	高師小学校	南校舎	3	3,926㎡	●◎○	◎○	◎○	●◎○	◎○
46	幸小学校	中校舎	3	2,544㎡	◎○	◎○	●◎○	◎○	◎○
47	幸小学校	南校舎	3	2,924㎡	◎○	◎○	●◎○	◎○	◎○
48	幸小学校	体育館	2	875㎡	◎○	◎○	●◎○	◎○	◎○
49	幸小学校	北校舎	4	1,602㎡	◎○	◎○	●◎○	◎○	◎○
50	芦原小学校	南校舎	3	3,562㎡	◎○	●◎○	◎○	◎○	●◎○
51	芦原小学校	北校舎	3	994㎡	◎○	●◎○	◎○	◎○	●◎○
52	芦原小学校	体育館	2	837㎡	◎○	●◎○	◎○	◎○	●◎○
53	福岡小学校	南校舎	3	2,533㎡	●◎○	◎○	◎○	●◎○	◎○
54	福岡小学校	中校舎	2	2,174㎡	●◎○	◎○	◎○	●◎○	◎○
55	福岡小学校	北校舎	3	1,420㎡	●◎○	◎○	◎○	●◎○	◎○
56	福岡小学校	体育館	2	1,075㎡	●◎○	◎○	◎○	●◎○	◎○
57	中野小学校	北校舎	4	3,751㎡	●◎○	◎○	◎○	●◎○	◎○
58	中野小学校	南校舎	4	1,850㎡	●◎○	◎○	◎○	●◎○	◎○
59	中野小学校	体育館・市民館	3	938㎡	●◎○	◎○	◎○	●◎○	◎○
60	磯辺小学校	北校舎	3	2,185㎡	◎○	◎○	●◎○	◎○	◎○
61	磯辺小学校	体育館	2	836㎡	◎○	◎○	●◎○	◎○	◎○
62	磯辺小学校	中校舎	3	2,281㎡	◎○	◎○	●◎○	◎○	◎○
63	磯辺小学校	南校舎	3	1,142㎡	◎○	◎○	●◎○	◎○	◎○
64	大崎小学校	体育館	2	641㎡	◎○	◎○	●◎○	◎○	◎○
65	大崎小学校	校舎	3	3,049㎡	◎○	◎○	●◎○	◎○	◎○

No	学校名	棟名	階数	面積	R9	R10	R11	R12	R13
66	野依小学校	校舎	4	4,643㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
67	野依小学校	体育館	2	920㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
68	植田小学校	南校舎	2	1,827㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
69	植田小学校	北校舎	3	2,281㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
70	植田小学校	体育館	2	841㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
71	牛川小学校	南校舎	3	2,224㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
72	牛川小学校	北校舎	3	2,462㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
73	牛川小学校	体育館	2	831㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
74	鷹丘小学校	北校舎	3	3,038㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
75	鷹丘小学校	南校舎	3	2,606㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
76	鷹丘小学校	体育館	2	835㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
77	下条小学校	体育館	2	644㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
78	下条小学校	校舎	3	2,378㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
79	多米小学校	北校舎	3	2,113㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
80	多米小学校	中校舎	3	1,996㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
81	多米小学校	体育館	2	837㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
82	多米小学校	南校舎	3	1,874㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
83	岩西小学校	体育館	2	839㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
84	岩西小学校	南校舎	3	2,132㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
85	岩西小学校	北校舎	3	2,066㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
86	岩西小学校	中校舎	3	2,507㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
87	飯村小学校	北校舎	4	2,200㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
88	飯村小学校	中校舎	4	2,436㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
89	飯村小学校	体育館・市民館・特別教室	3	935㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
90	飯村小学校	南校舎	2	1,765㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
91	つつじが丘小学校	北校舎	4	1,968㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
92	つつじが丘小学校	南校舎	4	4,458㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
93	つつじが丘小学校	体育館	3	921㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
94	旭小学校	北校舎	3	2,064㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
95	旭小学校	南校舎	3	1,612㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
96	旭小学校	体育館	2	677㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
97	栄小学校	中校舎	3	2,491㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
98	栄小学校	体育館	2	1,071㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
99	栄小学校	南校舎	3	2,145㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
100	栄小学校	北校舎	3	2,184㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
101	天伯小学校	校舎	3	2,974㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
102	天伯小学校	体育館	2	644㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
103	大清水小学校	北校舎	3	1,935㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
104	大清水小学校	体育館	2	644㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
105	大清水小学校	南校舎	3	2,396㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
106	富士見小学校	校舎	3	5,429㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
107	富士見小学校	体育館・市民館・特別教室	3	877㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
108	向山小学校	北校舎	3	3,782㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
109	向山小学校	西校舎	2	1,001㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
110	向山小学校	体育館	2	882㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
111	前芝小学校	南校舎	3	2,055㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
112	前芝小学校	体育館	2	644㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
113	前芝小学校	北校舎	3	1,459㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
114	西郷小学校	体育館	2	650㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
115	西郷小学校	北校舎	3	1,818㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
116	西郷小学校	南校舎	3	1,025㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
117	玉川小学校	北校舎	2	1,415㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
118	玉川小学校	体育館	2	644㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
119	玉川小学校	南校舎	3	2,052㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
120	嵩山小学校	校舎	4	2,293㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
121	嵩山小学校	体育館	2	644㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
122	石巻小学校	北校舎	3	3,096㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
123	石巻小学校	南校舎	2	760㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
124	石巻小学校	体育館	2	836㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
125	谷川小学校	北校舎	2	1,379㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
126	谷川小学校	体育館	2	644㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
127	谷川小学校	南校舎	1	627㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
128	小沢小学校	体育館	2	640㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
129	小沢小学校	校舎	3	2,185㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
130	細谷小学校	南校舎	2	1,165㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
131	細谷小学校	体育館	2	644㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎

No	学校名	棟名	階数	面積	R9	R10	R11	R12	R13
132	細谷小学校	北校舎	3	1,072㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
133	二川小学校	中校舎	3	2,874㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
134	二川小学校	南校舎	2	2,125㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
135	二川小学校	北校舎	3	1,832㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
136	二川小学校	体育館	2	1,076㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
137	二川南小学校	北校舎	4	3,347㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
138	二川南小学校	南校舎	4	2,886㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
139	二川南小学校	体育館	3	873㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
140	豊南小学校	北校舎	2	1,418㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
141	豊南小学校	体育館	2	644㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
142	豊南小学校	南校舎	2	899㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
143	高根小学校	普通教室棟	3	3,031㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
144	高根小学校	南校舎	3	805㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
145	高根小学校	体育館	2	919㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
146	高根小学校	北特別教室棟	1	407㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
147	老津小学校	北校舎	2	1,810㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
148	老津小学校	南校舎	2	954㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
149	老津小学校	体育館	2	640㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
150	杉山小学校	南校舎・外トイレ	2	537㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
151	杉山小学校	中校舎	2	532㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
152	杉山小学校	北校舎・外トイレ	3	2,061㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
153	杉山小学校	体育館	2	641㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
154	賀茂小学校	体育館	2	644㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
155	賀茂小学校	校舎	3	2,063㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
156	豊岡中学校	北校舎	3	2,694㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
157	豊岡中学校	体育館	1	1,071㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
158	豊岡中学校	南校舎	4	2,909㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
159	豊岡中学校	金工木工・柔剣道場・武道場	2	832㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
160	豊岡中学校	部室棟	2	280㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
161	東部中学校	校舎	4	6,822㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
162	東部中学校	体育館・金工木工室・武道場	4	2,330㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
163	東陽中学校	南校舎	4	1,571㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
164	東陽中学校	東校舎	4	3,212㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
165	東陽中学校	北校舎	4	1,081㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
166	東陽中学校	体育館・金工木工室・武道場	3	2,383㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
167	中部中学校	体育館	2	1,306㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
168	中部中学校	南校舎	4	2,335㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
169	中部中学校	武道場	2	351㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
170	中部中学校	中校舎・渡り廊下	3	2,794㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
171	中部中学校	北校舎	3	1,638㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
172	中部中学校	部室棟	2	240㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
173	豊城中学校	南校舎	3	1,561㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
174	豊城中学校	体育館	2	1,302㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
175	豊城中学校	金工木工室・武道場・プール付属屋	4	1,220㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
176	豊城中学校	北校舎	3	2,895㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
177	青陵中学校	南校舎	3	1,853㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
178	青陵中学校	中校舎	4	2,378㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
179	青陵中学校	体育館	2	1,291㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
180	青陵中学校	北校舎	4	2,974㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
181	青陵中学校	金工木工室・武道場	2	937㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
182	青陵中学校	部室棟	2	240㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
183	東陵中学校	南校舎	3	4,534㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
184	東陵中学校	北校舎	2	1,389㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
185	東陵中学校	体育館・武道場	3	1,745㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
186	東陵中学校	部室棟	2	260㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
187	羽田中学校	北校舎	3	3,493㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
188	羽田中学校	体育館	2	1,308㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
189	羽田中学校	南校舎	4	1,909㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
190	羽田中学校	金工木工室・武道場	2	840㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
191	羽田中学校	部室棟	2	280㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
192	牟呂中学校	体育館	2	1,048㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
193	牟呂中学校	西校舎	3	2,015㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
194	牟呂中学校	北校舎	3	4,070㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
195	牟呂中学校	部室棟	2	240㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
196	吉田方中学校	東校舎	3	4,267㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
197	吉田方中学校	西校舎	3	1,768㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎

No	学校名	棟名	階数	面積	R9	R10	R11	R12	R13
198	吉田方中学校	体育館・金工木工室・武道場	3	2,257㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
199	吉田方中学校	部室棟	2	260㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
200	南部中学校	金工・木工	1	376㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
201	南部中学校	中校舎	2	2,444㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
202	南部中学校	体育館	2	1,312㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
203	南部中学校	南校舎	2	1,226㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
204	南部中学校	北校舎	3	3,809㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
205	南部中学校	武道場	1	655㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
206	南部中学校	部室棟	2	280㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
207	高師台中学校	北校舎	4	3,796㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
208	高師台中学校	金工・木工	1	402㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
209	高師台中学校	体育館	2	1,074㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
210	高師台中学校	南校舎	4	3,826㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
211	高師台中学校	武道場	1	416㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
212	高師台中学校	部室棟	2	280㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
213	南陽中学校	南校舎	4	1,392㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
214	南陽中学校	東校舎	4	3,806㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
215	南陽中学校	北校舎	4	1,134㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
216	南陽中学校	体育館・金工木工室・武道場	3	2,431㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
217	本郷中学校	南校舎	4	1,402㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
218	本郷中学校	中校舎	4	3,619㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
219	本郷中学校	北校舎	4	1,406㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
220	本郷中学校	体育館・金工木工室・武道場	3	2,378㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
221	南稜中学校	北校舎	3	2,837㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
222	南稜中学校	南校舎	3	2,623㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
223	南稜中学校	金工木工室・武道場	2	837㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
224	南稜中学校	体育館・特別教室棟	3	2,635㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
225	南稜中学校	部室棟	2	240㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
226	北部中学校	北校舎	3	2,160㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
227	北部中学校	南校舎	3	2,143㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
228	北部中学校	体育館	2	1,048㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
229	北部中学校	金工・木工	1	367㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
230	北部中学校	武道場	2	423㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
231	北部中学校	部室棟	2	200㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
232	前芝中学校	校舎	3	2,425㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
233	前芝中学校	金工・木工	1	200㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
234	前芝中学校	体育館	1	1,106㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
235	前芝中学校	武道場	1	405㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
236	石巻中学校	体育館	2	950㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
237	石巻中学校	北校舎	3	2,119㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
238	石巻中学校	金工・木工	1	372㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
239	石巻中学校	南校舎	4	3,341㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
240	石巻中学校	武道場	1	408㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
241	石巻中学校	部室棟	2	200㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
242	二川中学校	南校舎	2	1,725㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
243	二川中学校	北校舎	3	3,140㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
244	二川中学校	体育館	2	1,048㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
245	二川中学校	武道場	1	418㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
246	二川中学校	金工・木工	1	360㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
247	二川中学校	部室棟	2	284㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
248	五並中学校	体育館	2	836㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
249	五並中学校	南校舎	2	1,537㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
250	五並中学校	北校舎	3	1,152㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
251	五並中学校	金工・木工	1	372㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
252	五並中学校	武道場	1	360㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
253	五並中学校	部室棟	1	200㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
254	高豊中学校	北校舎	2	1,078㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
255	高豊中学校	体育館	2	1,048㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
256	高豊中学校	南校舎	4	3,784㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
257	高豊中学校	金工木工室・武道場	2	837㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
258	高豊中学校	部室棟	2	200㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
259	章南中学校	体育館	2	836㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
260	章南中学校	北校舎	2	1,539㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
261	章南中学校	南校舎	3	2,027㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
262	章南中学校	金工木工室・武道場	2	785㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
263	章南中学校	部室棟	2	200㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎

No	学校名	棟名	階数	面積	R9	R10	R11	R12	R13
264	豊橋高等学校	校舎	5	4,757㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
265	豊橋高等学校	体育館	3	1,668㎡	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎
266	家政高等専修学校	北校舎	3	2,362㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
267	家政高等専修学校	南校舎	2	483㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
268	家政高等専修学校	体育館	2	677㎡	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎	●◎◎
269	くすのき特別支援学校	体育館	3	679㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
270	くすのき特別支援学校	3棟	4	2,793㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
271	くすのき特別支援学校	4棟	3	1,329㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
272	くすのき特別支援学校	2棟	4	2,583㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎
273	くすのき特別支援学校	1棟	3	2,915㎡	◎◎	◎◎	●◎◎	◎◎	◎◎

1. 業務名

バスケットゴール保守点検業務

2. 業務内容

「学校施設における天井等落下防止対策のための手引き」（平成 25 年 8 月文部科学省）が定める確認内容及び「バスケットボール施設・用器具規格メンテナンス基準」（公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「協会」という。））が定める保守点検内容に準じて行うものとする。また、点検の中で必要に応じ、ボルト、ナット類の締め具合の調整、可動部への給油を行う。

3. 対象施設

豊橋市立各小中学校、豊橋高等学校、家政高等専修学校、くすのき特別支援学校 計 77 校

4. 実施年度

令和 9 年度・令和 10 年度

5. 点検頻度

契約期間中に各校 1 回ずつ（学校別バスケットゴール点検リスト参考）

6. 提出物

(1) 作業前に作業計画書（任意様式）を提出すること。

※従事者名簿（資格をあわせて添付）・作業工程・緊急連絡体制を記載すること

(2) 各学校にバスケットゴール装置の劣化状況を把握できるよう、総合所見及び保守点検作業内容等をまとめた「点検台帳」を、教育委員会及び学校へ提出すること。

(3) 各学校の劣化状況等を一覧表形式でまとめた「総括表」を教育委員会及び学校へ提出すること。

(4) 修繕が発生する場合は、修繕見積書をあわせて提出すること。

7. その他特記事項

(1) 本点検は、協会規格・仕様を確認する必要があることから、協会によって認められた検定工場（保守業者）によって行うものとする。

(2) 点検の実施時期及び細部の事項に当たっては、学校担当者とあらかじめ打合せを行い、学校運営に支障ないよう留意すること。

(3) 点検の結果、緊急的な対応が必要と判断されたバスケットゴール装置については、管理者に速やかに連絡するとともに、使用禁止などの表示をすること。

学校別バスケットゴール点検リスト

令和9年度点検実施校

No	学校名	吊下げ式ゴール	壁面固定式	壁面固定折畳式
1	八町小学校	2	4	0
2	花田小学校	2	4	0
3	新川小学校	2	4	0
4	津田小学校	2	4	0
5	汐田小学校	2	4	0
6	高師小学校	2	4	0
7	芦原小学校	2	4	0
8	福岡小学校	2	4	0
9	中野小学校	2	4	0
10	磯辺小学校	2	4	0
11	野依小学校	2	6	0
12	下条小学校	2	4	0
13	岩西小学校	2	4	0
14	飯村小学校	2	4	0
15	栄小学校	0	0	4
16	大清水小学校	2	4	0
17	富士見小学校	2	4	0
18	前芝小学校	2	4	0
19	玉川小学校	2	4	0
20	谷川小学校	2	4	0
21	細谷小学校	2	4	0
22	二川南小学校	2	0	4
23	高根小学校	2	2	2
24	賀茂小学校	2	4	0
25	豊岡中学校	0	2	4
26	東部中学校	2	2	4
27	中部中学校	0	2	4
28	豊城中学校	0	2	4
29	東陵中学校	2	0	4
30	牟呂中学校	0	0	4
31	南部中学校	0	2	4
32	南陽中学校	2	0	4
33	本郷中学校	2	0	4
34	南稜中学校	2	2	4
35	石巻中学校	2	4	0
36	二川中学校	0	0	4

学校別バスケットゴール点検リスト

令和10年度点検実施校

No	学校名	吊下げ式ゴール	壁面固定式	壁面固定折畳式
1	岩田小学校	0	2	4
2	豊小学校	2	4	0
3	東田小学校	2	4	0
4	松葉小学校	2	4	0
5	松山小学校	2	4	0
6	羽根井小学校	2	4	0
7	下地小学校	2	4	0
8	大村小学校	2	4	0
9	牟呂小学校	2	4	0
10	吉田方小学校	2	4	0
11	幸小学校	2	6	0
12	大崎小学校	2	4	0
13	植田小学校	2	4	0
14	牛川小学校	2	4	0
15	鷹丘小学校	2	4	0
16	多米小学校	2	4	0
17	つつじが丘小学校	2	4	0
18	旭小学校	2	4	0
19	天伯小学校	2	4	0
20	向山小学校	2	4	0
21	西郷小学校	2	4	0
22	嵩山小学校	2	4	0
23	石巻小学校	2	4	0
24	小沢小学校	2	4	0
25	二川小学校	2	0	4
26	豊南小学校	2	4	0
27	老津小学校	2	4	0
28	杉山小学校	2	4	0
29	東陽中学校	2	0	4
30	青陵中学校	2	2	4
31	羽田中学校	0	2	4
32	吉田方中学校	2	0	4
33	高師台中学校	0	2	4
34	北部中学校	0	0	4
35	前芝中学校	1	0	5
36	五並中学校	2	4	0
37	高豊中学校	2	0	4
38	章南中学校	2	4	0
39	豊橋高等学校	0	2	4
40	家政高等専修学校	2	4	0
41	くすのき特別支援学校	2	0	0

1. 業務名

遊具保守点検業務

2. 業務内容

(1) 点検内容

遊具（体育施設）点検業務に関する事項は、この仕様書に基づき施工するものとする。なお点検方法は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」（令和6年6月国土交通省）及び「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2024」（社団法人日本公園施設業協会（以下「協会」という。））が定める定期点検に準じて行う。また、点検の中で必要に応じ、ボルト、ナット類の締め具合の調整、可動部への給油を行う。

(2) 従事者

点検業務は、「主任技術者」、「現場代理人」、「現場作業員」で行い、それぞれ人員を充てることとする。なお、各職務及び資格は以下のとおりとする。

職務	資格等
主任技術者	業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施する為に調整を行い、現場における責任者であり、公園施設製品安全管理士の資格を有する者とする。
現場代理人	主任技術者の指揮により業務を実施する者で、現場における担当者であり、公園施設製品安全管理士または公園施設製品整備技士の資格を有する者とする。ただし、「主任技術者」と「現場代理人」の兼務はできない。
現場作業員	主任技術者及び現場代理人の指示により作業に従事する者とする。

3. 対象施設

豊橋市立小中学校（74校）及びくすのき特別支援学校

詳細は別添「学校別遊具一覧」を参照すること

4. 実施年度

令和8年度～令和12年度

5. 点検頻度

年1回

6. 提出物

- (1) 実施体制、全体工程、業務担当者が有する資格等必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し提出をすること。
- (2) 点検に先立ち、学校に業務内容を説明すること。また、別添「業務実施確認書」を参考に業務実施確認書を作成し、点検終了後必要事項を記入した上、学校の確認を受けること。

ただし、報告事項がある場合は、写しを学校に提出するものとする。

- (3) 劣化診断における結果について、各遊具の劣化状況を把握できるよう総合所見、及び保守点検作業内容等をまとめた定期点検台帳を作成の上、DVD等の電子記録媒体を提出すること。また、各遊具の劣化状況等を一覧表形式でまとめた総括表の作成・提出も行うこと。
なお、様式は、協会の定めたものを参考に作成すること。

7. その他特記事項

- (1) 作業時期は、原則長期休業中に行うものとするが、点検の実施時期及び細部の事項に当たっては、学校担当者とあらかじめ打合せを行い、学校運営に支障ないよう留意すること。
- (2) 緊急的な対応が必要と判断された遊具については、教育委員会及び学校に速やかに連絡するとともに、使用禁止などの表示をすること。

学校別遊具一覧

No	1.岩田小学校		2.豊小学校		3.東田小		4.八町小		5.松葉小		6.花田小		7.松山小		8.新川小		9.羽根井小	
1	サッカーゴール	A	高鉄棒	A	鉄棒(継手金具なし)	A	砂場	A	置物	A	サッカーゴール	A	アスレチック	中	シーソー	A	バスケットゴール(移動式)	A
2	バスケットゴール(移動式)A	A	砂場	A	鉄棒(継手金具なし)	A	雲梯(継手金具なし)	A	登り綱	C	リングジム	B	サッカーゴール	b	ブランコ(境界柵付)	C+A	バスケット(固定式)	A
3	バックネット(移動式)	A	サッカーゴール	A	逆上がり補助器	b	バックネット(固定式)	A	サッカーゴール	A	2方向滑り台	C	弓型シーソー	A	ロープウェイ	C	サッカーゴール	A
4	鉄棒(継手金具なし)	A	鉄棒(継手金具あり)	B	鉄棒(継手金具なし)	A	鉄棒(継手金具なし)	B	アスレチック	中	雲梯(継手金具あり)	A	弓型シーソー	A	アスレチック	中	はん登棒	B
5	鉄棒(移動式)継手なし	A	逆上がり補助器	b	高鉄棒	A	逆上がり補助器	b	ブランコ(境界柵なし)	C	ジャングルジム	B	はん登棒	B	サッカーゴール	A	高鉄棒	A
6	鉄棒(移動式)	A	鉄棒(継手金具あり)	A	砂場	A	はん登棒	B	高鉄棒	A	サッカーゴール	A	ブランコ(境界柵なし)	C	高鉄棒	A	砂場	A
7	鉄棒(移動式)	A	バックネット(固定式)	A	はん登棒	B	投的板	A	平行棒(接続部なし)	A	鉄棒(継手金具あり)	B	鉄棒(移動式)	A	砂場	A	ブランコ(境界柵あり)	C+A
8	鉄棒(移動式)	A	アスレチック	中	バッティングゲージ	A	逆上がり補助器	b	平行棒(接続部なし)	A	逆上がり補助器	b	鉄棒(移動式)	A	バックネット(固定式)	A	弓型シーソー	A
9	高鉄棒(継手金具あり)	A	ブランコ(境界柵付)	C+A	バックネット(固定式)	A	鉄製コンビネーション遊具	小	鉄製コンビネーション遊具	小	逆上がり補助器	b	太鼓はしご(移動式)	A	鉄棒(継手金具あり)	B	弓型シーソー	A
10	砂場	A	ブランコ(境界柵付)	C+A	アスレチック	小	バスケットゴール(移動式)	A	鉄棒(継手金具あり)	A	ブランコ(境界柵なし)	C	ジャングルジム	B	逆上がり補助器A	b	鉄製コンビネーション遊具	中
11	アスレチック	中	シーソー	A	アスレチック	小	バスケットゴール(移動式)	A	鉄棒(継手金具あり)	B	ブランコ(境界柵なし)	C	高鉄棒	A	逆上がり補助器B	b	サッカーゴール	A
12	鉄棒(移動式)	A	はん登棒	B	平行棒(接続部なし)	A	ブランコ(境界柵あり)	C+A	バックネット(固定式)	A	雲梯(継手金具なし)	C	砂場	A	はん登棒	B	鉄棒(移動式)	A
13	鉄棒(移動式)	A	サッカーゴール	A	平行棒(接続部なし)	A			サッカーゴール	A	バックネット(固定式)	A	鉄棒(継手金具あり)	B	砂場	A	鉄棒(継手金具あり)	A
14	鉄棒(移動式)	A	雲梯(継手金具あり)	A	鉄棒(継手金具あり)	A			砂場	A	鉄棒(継手金具あり)	A	逆上がり補助器	b	サッカーゴール	A	逆上がり補助器	b
15	鉄棒(移動式)	A	タイヤステップ	A	雲梯(継手金具なし)	A			逆上がり補助器	b	鉄製コンビネーション遊具	小	サッカーゴール	A			逆上がり補助器	b
16	鉄棒(継手金具なし)	A	バスケットゴール(固定式)	A	鉄棒(継手金具なし)	A			バスケットゴール(移動式)	A	砂場	A	バスケットゴール(特)	C			一輪車用練習スタンド	A
17	逆上がり補助器A	b	バスケットゴール(固定式)	A	鉄棒(継手金具あり)	B			バスケットゴール(移動式)	A	アスレチック	B	バックネット(固定式)	A				
18	逆上がり補助器B	b	鉄棒(移動式)	A	鉄棒(継手金具あり)	A							波状鉄棒	A				
19	逆上がり補助器C	b	逆上がり補助器	A	雲梯(継手金具あり)	A							腹筋台	A				
20	丸太ステップ	A	鉄棒(移動式)	A	ブランコ(境界柵あり)	C+A												
21	丸太ステップ	A	鉄棒(移動式)	A	鉄製コンビネーション遊具	小												
22	鉄製コンビネーション遊具	中	鉄棒(移動式)	A	鉄棒(継手金具あり)	A												
23	滑り台付ジャングルジム	c	平行棒(接続部あり)	A	鉄棒(継手金具あり)	A												
24	サッカーゴールA	A	平行棒(接続部あり)	A	サッカーゴール	A												
25	はん登棒(継手金具なし)	B			サッカーゴール	A												
26	タイヤステップ	A			バスケットゴール(固定式)	A												
27	鉄製ラダーウェイブ	B			バスケットゴール(固定式)	A												
28	太鼓はしご(継手金具なし)	A			逆上がり補助器	b												
29	肋木	A			逆上がり補助器	b												
30	雲梯(継手金具あり)	A																
31	鉄棒(移動式)	A																
32	砂場	A																
33	砂場	A																
34	ヒューム管トンネル	A																
35	砂場	A																
36	ヒューム管トンネル	A																
37	ブランコ(境界柵付)	C																
38	リングジム	B																
39	ジャングルジム	B																
40	バスケットゴール(移動式)B	A																
計	遊具(A)29・(B)4・(C)2・(中)2・施設(b)3	遊具(A)20・(B)2・(C)2・(中)1・施設(b)1	遊具(A)21・(B)2・(C)1・(小)3・施設(b)3	遊具(A)7・(B)2・(C)1・(小)1・施設(b)2	遊具(A)11・(B)1・(C)2・(小)1・(中)1・施設(b)1	遊具(A)5・(B)4・(C)4・(小)1・施設(b)2	遊具(A)11・(B)3・(C)2・(中)1・施設(b)2	遊具(A)8・(B)2・(C)2・(中)1・施設(b)2	遊具(A)12・(B)1・(C)1・(中)1・施設(b)2									

学校別遊具一覧

No	10_下地小		11_大村小		12_津田小		13_牟呂小		14_汐田小		15_吉田方小		16_高師小		17_幸小		18_芦原小		
1	サッカーゴール	A	高鉄棒(継手金具あり)	A	サッカーゴール	A	サッカーゴール	A	ハンドボールゴール	A	サッカーゴール	A	サッカーゴール	A	平行棒(接続部なし)	A	投的板(フェンスなし)	A	
2	鉄棒(移動式)	A	砂場	A	バックネット(固定式)	A	鉄棒(継手金具あり)	B	バスケットゴール(固定式)	A	ローラーボード	A	ブランコ(境界柵付)	C+A	バックネット(固定式)	A	バックネット(固定式)	A	
3	平行棒(接続部あり)	A	鉄製コンビネーション遊具	中	アスレチック	中	鉄棒(継手金具あり)	B	サッカーゴール	A	ローラーボード	A	ブランコ(境界柵付)	C+A	鉄製コンビネーション遊具	小	サッカーゴール	A	
4	鉄棒(継手金具なし)	A	2方向滑り台	C	鉄製コンビネーション遊具	中	高鉄棒(継手金具あり)	A	サッカーゴール	A	トレーニングステーション	小	平行棒(接続部なし)	A	サッカーゴール	A	サッカーゴール	A	
5	逆上がり補助器A	b	ブランコ(境界柵付)	C	サボテン型ジム	C	砂場	A	バスケットゴール(移動式)	A	シーソー	A	平行棒(接続部なし)	A	鉄棒(継手金具あり)	B	アスレチック	中	
6	タイヤステップ	B	アスレチック	中	ブランコ(境界柵なし)	C	バックネット(固定式)	A	高鉄棒(継手金具あり)	A	シーソー	A	滑り台	B	逆上がり補助器	b	雲梯(継手金具あり)	B	
7	ブランコ(境界柵なし)	C	バスケットゴール(移動式)	A	ブランコ(境界柵なし)	C	ジャングルジム	B	砂場	A	シーソー	A	大型ジャングルジム	小	高鉄棒(継手金具あり)	A	築山	小	
8	アスレチック	中	サッカーゴール	A	サッカーゴール	A	2方向滑り台	C	ブランコ(境界柵なし)	C	シーソー	A	腹筋台	A	砂場	A	タイヤステップ	A	
9	雲梯(継手金具あり)	A	バスケットゴール(移動式)	A	鉄棒(継手金具あり)	B	雲梯(継手金具あり)	A	弓型シーソー	A	シーソー	A	腹筋台	A	雲梯(継手金具あり)	B	丸太ステップ	A	
10	鉄棒(継手金具なし)	B	雲梯(継手金具あり)	A	砂場	A	サッカーゴール	A	鉄製コンビネーション遊具	中	鉄製コンビネーション遊具	小	アスレチック	小	吊り輪	B	サッカーゴール	A	
11	砂場	A	鉄棒(継手金具あり)	B			はん登棒	B	はん登棒	B	ブランコ(境界柵付)	C	木製ラダーウェーブ	C	シーソー	A	タイヤステップ	A	
12	サッカーゴール	A	サッカーゴール	A			シーソー	A	砂場	A	ブランコ(境界柵付)	C	アスレチック	小	はん登棒(継手金具あり)	B	丸太平均台	A	
13	鉄棒(移動式)	A	逆上がり補助器	b			投的板(フェンスなし)	A	投的板(フェンスなし)	A	ジャングルジム	B	バックネット(固定式)	A	サッカーゴール	A	ジャンピングアタック	B	
14	逆上がり補助器	b					ブランコ(境界柵なし)	C	ハンドボールゴール	A	バスケットゴール(移動式)	A	投的板(フェンスなし)	A	サッカーゴール	A	バスケットゴール(移動式)	A	
15							バスケットゴール(固定式)	A	腹筋台	A	鉄棒(調節式)	B	はん登棒	B	バスケットゴール(移動式)	A	バスケットゴール(移動式)	A	
16							バスケットゴール(固定式)	A	バックネット(固定式)	A	逆上がり補助器	b	弓型シーソー	A	バスケットゴール(移動式)	A	はん登棒	B	
17							逆上がり補助器	b	腹筋台	A	逆上がり補助器	b	段違い鉄棒	A	ブランコ(境界柵なし)	C	鉄製コンビネーション遊具	小	
18								鉄棒(継手金具あり)	B	鉄棒(継手金具あり)	B	サッカーゴール	A	ブランコ(境界柵なし)	C	ブランコ(境界柵なし)	C		
19								逆上がり補助器A	b	鉄棒(継手金具あり)	B	大型ジャングルジム	中	サッカーゴール	A	ブランコ(境界柵なし)	C		
20								逆上がり補助器B	b	高鉄棒(継手金具あり)	A	鉄棒(継手金具あり)	B	投的板(フェンスなし)	A	シーソー	A		
21								波状鉄棒	A	砂場	A	鉄棒(継手金具あり)	B	アスレチック	B	鉄棒(継手金具あり)	A		
22								一輪車用練習スタンド	A	雲梯(継手金具あり)	B	高鉄棒	A	ブランコ(境界柵あり)	C	砂場	A		
23								アスレチック	B	バックネット(移動式)	A	逆上がり補助器	b	逆上がり補助器	b	サッカーゴール	A		
24										投的板(フェンスなし)	A	砂場	A	木製遊具	小	鉄棒(移動式)	A		
25										馬とび一式	小	丸太平均台	A			鉄棒(移動式)	A		
26										背伸ばしベンチ	A	鉄棒(継手金具あり)	A			鉄棒(移動式)	A		
27										腹筋台	A	バスケットゴール(固定式)	A			鉄棒(継手金具あり)	A		
28										バックネット(固定式)	A	逆上がり補助器	b			平行棒(接続部なし)	A		
29										腹筋台	A	逆上がり補助器	b			逆上がり補助器	b		
30										背伸ばしベンチ	A					逆上がり補助器	b		
31										サッカーゴール	A								
32										エントレスロープウェイ	小								
33										はん登棒(継手金具あり)	C								
34										ハネ付平均台	A								
35										ハネ付平均台	A								
36										アスレチック	小								
37										バスケットゴール(移動式)	A								
38																			
39																			
40																			
計	遊具(A)8(B)2(C)1(中)1・施設(b)2		遊具(A)7(B)1(C)2(中)2・施設(b)1		遊具(A)4(B)1(C)3(中)2		遊具(A)10(B)4(C)2・施設(b)1		遊具(A)16(B)3(C)1(中)1・施設(b)2		遊具(A)22(B)5(C)3(小)5・(b)2		遊具(A)17・(B)4・(C)3・(複小)3(中)1・施設(b)3		遊具(A)12・(B)5・(C)3・(複小)2・施設(b)2		遊具(A)20・(B)3・(C)2(複小)2・(中)1・施設(b)2		

学校別遊具一覧

No	19.福岡小		20.中野小		21.磯辺小		22.大崎小		23.野依小		24.植田小		25.牛川小		26.鷹丘小		27.下条小	
1	タイヤステップ	A	サボテン型ジム	C	フットサルゴール	A	一輪車用練習スタンド	A	サッカーゴール	A	アスレチック	中	バスケットゴール(移動式)	A	鉄棒(継手金具あり)	A	鉄棒(継手金具あり)	B
2	高鉄棒(継手金具あり)	A	シーソー	A	木製ネットクライム	小	鉄棒(継手金具あり)	B	高鉄棒	A	サッカーゴール	A	バスケットゴール(移動式)	A	鉄棒(継手金具あり)	A	逆上がり補助器	b
3	平行棒(接続部なし)	A	シーソー	A	サッカーゴール	A	逆上がり補助器	b	砂場	A	平行棒(接続部あり)	A	サッカーゴール	A	鉄棒(継手金具あり)	A	鉄棒(移動式)	A
4	平行棒(接続部なし)	A	シーソー	A	バスケットゴール(移動式)	A	サッカーゴール	A	鉄棒(継手金具あり)	B	肋木	A	雲梯(継手金具あり)	A	逆上がり補助器	b	高鉄棒	A
5	ブランコ(境界柵なし)	C	ブランコ(境界柵なし)	C	バスケットゴール(移動式)	A	バックネット(移動式)	A	逆上がり補助器	b	ブランコ(境界柵付)	C	はん登棒	B	バスケットゴール(固定式)	A	雲梯(継手金具あり)	A
6	ブランコ(境界柵なし)	C	サッカーゴール	A	タイヤステップ	A	高鉄棒(継手金具なし)	A	サッカーゴール	A	バックネット(固定式)	A	サッカーゴール	A	はん登棒(継手金具あり)	B	バックネット(固定式)	A
7	ブランコ(境界柵なし)	C	フットサルゴール	A	バックネット(固定式)	A	鉄棒(継手金具あり)	B	はん登棒	B	サッカーゴール	A	高鉄棒	A	鉄製コンビネーション	小	鉄製コンビネーション遊具	小
8	鉄製コンビネーション遊具	中	フットサルゴール	A	鉄棒(継手金具あり)	B	雲梯(継手金具あり)	A	投的板(コンクリート製)	A	高鉄棒	A	砂場	A	ブランコ(境界柵なし)	B	アスレチック	小
9	はん登棒(継手金具あり)	B	鉄棒(継手金具あり)	B	逆上がり補助器A	b	滑り台付ジャングルジム	C	バックネット(固定式)	A	砂場	A	鉄棒(継手金具あり)	A	ブランコ(境界柵なし)	B	ラダーウェーブ(木製)	C
10	3方向滑り台	C	逆上がり補助器	b	逆上がり補助器	b	はん登棒(継手金具なし)	B	サッカーゴール	A	雲梯(継手金具あり)	B	鉄棒(継手金具あり)	B	バスケットゴール(固定式)	A	綱渡り円盤	C
11	丸太ステップ	A	逆上がり補助器	b	高鉄棒(継手金具なし)	A	鉄製コンビネーション遊具	中	サッカーゴール	A	はん登棒	B	逆上がり補助器	b	サッカーゴール	A	はん登棒	B
12	サッカーゴールA	A	砂場	A	砂場	A	アスレチック	中	2方向滑り台	C	雲梯(継手金具あり)	A	馬とび	小	築山(すべり台)	C	サッカーゴール	A
13	鉄棒(継手金具なし)	B	投的板(フェンスなし)	A	フットサルゴール	b	砂場	A	ブランコ(境界柵なし)	C	鉄棒(継手金具なし)	B	逆上がり補助器	b	雲梯(継手金具あり)	B	サッカーゴール	A
14	逆上がり補助器	b	投的板(フェンスなし)	A	投的板(フェンスなし)	A	サッカーゴール	A	弓型シーソー	A	鉄棒(継手金具あり)	B			アスレチック	小	2方向滑り台	C
15	逆上がり補助器	b	バックネット(固定式)	A	ブランコ(境界柵なし)	C	投的板(フェンスなし)	B	弓型シーソー	A	逆上がり補助器	b			タイヤステップ	B	鉄棒(移動式)	A
16	鉄棒(移動式)	A	平均台	A	2方向滑り台	C	ブランコ(境界柵付)	C+A	鉄製コンビネーション遊具	中					鉄棒(継手金具あり)	B	ブランコ(境界柵付)	C+A
17	サッカーゴールB	A	丸太平均台	A	ジャングルジム	B	逆上がり補助器B	b	アスレチック	小					ヒューム管トンネル	A	シーソー	A
18	丸太平均台	A	雲梯(継手金具あり)	B	鉄棒(移動式)	A			一輪車用練習スタンド	A					サッカーゴール	A	バックネット(固定式)	A
19	バックネット(固定式)	A	平行棒(接続部なし)	B	鉄棒(移動式)	A			一輪車用練習スタンド	A					高鉄棒(継手金具あり)	A	砂場	A
20	丸太平均台	A	はん登棒(継手金具あり)	B	鉄棒(移動式)	A								砂場	A			
21	バスケットゴール(移動式)	A	サッカーゴール	A	サッカーゴール	A								バックネット(固定式)	A			
22	バスケットゴール(移動式)	A	鉄製コンビネーション遊具	中	鉄棒(継手金具あり)	A												
23	鉄製コンビネーション遊具	中	アスレチック	中	木製ネットクライム	小												
24	アスレチック	中	逆上がり補助器	b	シーソー	A												
25	サッカーゴールC	A	バスケットゴール(固定式)	A	健康器具	A												
26	サッカーゴールD	A	バスケットゴール(固定式)	A	健康器具	A												
27	バックネット(固定式)	A			健康器具	A												
28					健康器具	A												
29					健康器具	A												
30					雲梯(継手金具あり)	A												
31					フットサルゴール	b												
32					サッカーゴールポスト	A												
33																		
34																		
35																		
36																		
37																		
38																		
39																		
40																		
計	遊具(A)16・(B)2・(C)4・(複小)3・施設(b)2		遊具(A)15・(B)4・(C)2・(複中)2・施設(b)3		遊具(A)22・(B)2・(C)2・(複小)2・施設(b)4		遊具(A)8・(B)4・(C)2・(複中)2・施設(b)2		遊具(A)12・(B)2・(C)2・(複小)1・(中)1・施設(b)1		遊具(A)8・(B)4・(C)1・(複中)1・施設(b)1		遊具(A)8・(B)2・(小)1・施設(b)2		遊具(A)11・(B)6・(C)1・(複小)2・施設(b)1		遊具(A)11・(B)2・(C)4・(複小)2・施設(b)1	

学校別遊具一覧

No	28_多米小		29_岩西小		30_飯村小		31_つじが丘小		32_旭小		33_栄小		34_天伯小		35_大清水小		36_富士見小	
1	ラダーウェーブ	C	ブランコ(境界柵付)	C+A	サッカーゴール	A	バスケットゴール(固定式)	A	サッカーゴール	A	バスケットゴール(移動式)	A	サッカーゴール	A	ジャングルジム	B	シーソー	A
2	砂場	A	鉄棒(移動式)	A	サッカーゴール	A	バスケットゴール(固定式)	A	鉄棒(継手金具あり)	B	平行棒(接続部なし)	A	バックネット(固定式)	A	リングジム	B	シーソー	A
3	アスレック	中	鉄棒(移動式)	A	バックネット(固定式)	A	腹筋台	A	逆上がり補助器	b	バスケットゴール(移動式)	A	鉄棒(継手金具あり)	A	サッカーゴール	A	サボテン型ジム	C
4	ブランコ(境界柵あり)	C	バスケットゴール(固定式)	A	はん登棒(継手金具あり)	B	バックネット(固定式)	A	砂場	A	ブランコ(境界柵なし)	C	鉄棒(継手金具あり)	A	鉄棒(継手金具あり)	B	登り綱	C
5	平均台	A	バスケットゴール(固定式)	A	平行棒(接続部なし)	A	腹筋台	A	ブランコ(境界柵なし)	C	ブランコ(境界柵あり)	C+A	ジャングルジム	B	逆上がり補助器	b	ブランコ(境界柵付)	C+A
6	築山	小	ブランコ(境界柵なし)	C	平行棒(接続部なし)	A	鉄製コンビネーション遊具	中	鉄製コンビネーション遊具	小	高鉄棒(継手金具あり)	A	アスレック	小	丸太平均台	A	サッカーゴール	A
7	高鉄棒	A	タイヤステップ	A	平行棒(接続部なし)	A	弓型シーソー	A	ロープウェイ	C	雲梯(継手金具あり)	A	ブランコ(境界柵なし)	C	バックネット(固定式)	A	砂場	A
8	砂場	A	雲梯(継手金具あり)	A	雲梯(継手金具あり)	C	弓型シーソー	A	2方向滑り台	C	鉄棒(継手金具あり)	B	雲梯(継手金具なし)	A	吊り橋	C	鉄棒(継手金具あり)	B
9	投的板	A	サッカーゴール	A	アスレック	小	ブランコ(境界柵なし)	C	砂場	A	アスレック	中	サッカーゴール	A	雲梯(継手金具あり)	A	サッカーゴール	A
10	はん登棒	B	雲梯(継手金具あり)	C	サッカーゴール	A	はん登棒	B	サッカーゴール	A	鉄製コンビネーション遊具	小	はん登棒(継手金具なし)	B	砂場	A	投的板付バスケットゴール	B
11	バスケットゴール(固定式)	A	高鉄棒	A	タイヤステップ	B	ジャンピングホード	A	バックネット(固定式)	A	タイヤステップ	A	投的板(バスケットリング付)	A	高鉄棒(継手金具あり)	A	投的板	A
12	バスケットゴール(移動式)	A	砂場	A	バスケットゴール(移動式)	A	ジャンピングホード	A	アスレック	小	鉄棒(移動式)	A	平均台	A	鉄製ラダーウェーブ	B	サッカーゴール	A
13	バスケットゴール(移動式)	A	鉄棒(継手金具あり)	B	バスケットゴール(移動式)	A	波状鉄棒	A			鉄棒(移動式)	A	砂場	A	2方向滑り台	C	サッカーゴール	A
14	鉄棒(継手金具あり)	B	鉄棒(継手金具あり)	B	滑り台付ジャングルジム	小	サッカーゴール	A			滑り台付ジャングルジム	C	鉄棒(継手金具あり)	A	ブランコ(境界柵なし)	C	鉄棒	A
15	逆上がり補助器	b	逆上がり補助器	b	サッカーゴール	A	高鉄棒	B			シーソー	A	タイヤステップ	A	アスレック	小	平行棒(接続部なし)	B
16	タイヤステップ	B	投的板	A	ブランコ(境界柵なし)	C	砂場	A			はん登棒(継手金具あり)	B	バスケットゴール(移動式)	A	アスレック	小	雲梯(継手金具あり)	B
17	鉄棒(移動式)	A	サッカーゴール	A	シーソー	A	鉄棒(継手金具あり)	B			バックネット(固定式)	A	バスケットゴール(移動式)	A	サッカーゴール	A	平均台	A
18	鉄棒(移動式)	A	アスレック	小	シーソー	A	逆上がり補助器	b			逆上がり補助器	b			投的板付バスケットゴール	B	バックネット(固定式)	A
19	平均台	A	逆上がり補助器	b	シーソー	A	逆上がり補助器	b			逆上がり補助器	b					逆上がり補助器	b
20	平均台	A	鉄製コンビネーション遊具	中	高鉄棒(継手金具あり)	A	鉄棒(移動式)	A			逆上がり補助器	b					逆上がり補助器	b
21					砂場	A	サッカーゴール	A			雲梯付ジャングルジム	C					アスレック	中
22					鉄棒(継手金具あり)	B	ロープウェイ	C			鉄棒(継手金具あり)	A					砂場	A
23					鉄棒(継手金具あり)	B	アスレック	中			投的板(フェンスなし)	A						
24					逆上がり補助器	b	砂場	A			平行棒(接続部なし)	A						
25					逆上がり補助器	b					平行棒(接続部なし)	A						
26											3連低鉄棒	A						
27																		
28																		
29																		
30																		
31																		
32																		
33																		
34																		
35																		
36																		
37																		
38																		
39																		
40																		
計	遊具(A)12・(B)3・(C)2・(小)1・(中)1・施設(b)1		遊具(A)12(B)2(C)3(複小)2・施設(b)2		遊具(A)15(B)4(C)2(小)2・施設(b)2		遊具(A)15(B)3(C)2(中)2・施設(b)2		遊具(A)5・(B)1・(C)3・(複小)2・施設(b)1		遊具(A)16・(B)2・(C)4・(複小)1・(中)1・施設(b)3		遊具(A)13・(B)2・(C)1・(複小)1		遊具(A)7・(B)5・(C)3・(複小)2・施設(b)1		遊具(A)16・(B)2・(C)4・(複小)1・(中)1・施設(b)3	

学校別遊具一覧

No	37_向山小		38_前芝小		39_西郷小		40_玉川小		41_嵩山小		42_石巻小		43_谷川小		44_小沢小		45_細谷小	
1	サッカーゴール	A	鉄棒(継手金具なし)	A	鉄製コンビネーション遊具	中	バスケットゴール(移動式)	A	サッカーゴール	A	サッカーゴール	A	サッカーゴール	A	2方向滑り台	C	タイヤステップ	A
2	アスレチック	中	鉄棒(継手金具あり)	B	一輪車用練習スタンド	A	バスケットゴール(移動式)	A	一輪車用練習スタンド	A	鉄棒(継手金具あり)	B	鉄製コンビネーション遊具	中	シーソー	A	バックネット(固定式)	A
3	滑り台付ジャングルジム	C	逆上がり補助器	b	雲梯(継手金具あり)	A	バックネット(固定式)	A	雲梯(継手金具なし)	A	逆上がり補助器A	b	鉄棒(移動式)	A	鉄棒(移動式)	A	タイヤステップ	A
4	バックネット(固定式)	A	鉄棒(継手金具なし)	B	ロープウェイ	C	鉄棒(移動式)	A	タイヤステップ	A	アスレチック	中	鉄棒(移動式)	A	砂場	A	ブランコ(境界柵なし)	C
5	リングジム	小	逆上がり補助器	b	アスレチック	中	鉄棒(移動式)	A	アスレチック	中	高鉄棒(継手金具あり)	A	鉄棒(移動式)	A	サッカーゴール	A	アスレチック	小
6	ラダーウェーブ	B	逆上がり補助器	b	タイヤステップ	A	逆上がり補助器	b	ブランコ(境界柵なし)	C	砂場	B	逆上がり補助器	b	鉄棒(継手金具あり)	A	アスレチック	小
7	タイヤステップ	A	平行棒(接続部なし)	A	バックネット(固定式)	A	鉄棒(移動式)	A	ブランコ(境界柵なし)	B	タイヤステップ	A	逆上がり補助器	b	逆上がり補助器	b	丸太ステップ(鐘付)	A
8	鉄棒(移動式)	A	雲梯(継手金具あり)	C	サッカーゴール	A	鉄棒(移動式)	A	バックネット(固定式)	A	平行棒(接続部あり)	A	ブランコ(境界柵付)	C+A	鉄棒(継手金具あり)	A	ラダーウェーブ(木製)	C
9	鉄棒(移動式)	A	バックネット(移動式)	A	高鉄棒	A	逆上がり補助器	b	鉄棒(継手金具あり)	B	バックネット(固定式)	A	バックネット(移動式)	A	ブランコ(境界柵なし)	C	はん登棒(継手金具あり)	B
10	ブランコ(境界柵なし)	C	はん登棒(継手金具あり)	B	砂場	A	フットサルゴール	b	逆上がり補助器	b	ブランコ(境界柵なし)	C	砂場	A	ジャングルジム	B	高鉄棒(継手金具あり)	A
11	ブランコ(境界柵なし)	C	アスレチック	中	鉄棒(継手金具あり)	B	フットサルゴール	b	サッカーゴール	A	滑り台付ジャングルジム	C	滑り台付ジャングルジム	c	鉄製コンビネーション遊具	小	砂場	A
12	砂場	A	ブランコ(境界柵なし)	B+A	逆上がり補助器	b	フットサルゴール	b	高鉄棒	A	サッカーゴール	A	鉄製コンビネーション遊具	小	登り綱	B	鉄棒(継手金具あり)	B
13	サッカーゴール	A	砂場	A	バスケットゴール(固定式)	A	フットサルゴール	b	砂場	A	逆上がり補助器B	b	投的板(フェンスなし)	A	アスレチック	小	逆上がり補助器	A
14	鉄棒(継手金具あり)	B	タイヤステップ	A	サッカーゴール(アルミ)	b	投的板(フェンスなし)	A	バスケットゴール(移動式)	A			サッカーゴール	A	雲梯(継手金具あり)	A	雲梯(継手金具あり)	A
15	逆上がり補助器	b			サッカーゴール(アルミ)	b	鉄棒(継手金具あり)	A					鉄棒(継手金具あり)	A	サッカーゴール	A	滑り台	B
16	逆上がり補助器	b			サッカーゴール	A	アスレチック	中					逆上がり補助器	b	投的板(フェンスあり)	A	平行棒(接続部あり)	A
17	鉄棒(移動式)	A			ブランコ(境界柵あり)	B+A	鉄棒(継手金具あり)	A					アスレチック	中	バックネット(固定式)	A		
18	鉄棒(移動式)	A			逆上がり補助器	b	シーソー	A					バスケットゴール(移動式)	b				
19					シーソー	A	タイヤステップ	A										
20					シーソー	A	ブランコ(境界柵なし)	B										
21							一輪車用練習スタンド	A										
22							一輪車用練習スタンド	A										
23							鉄棒(移動式)	A										
24							鉄棒(移動式)	A										
25							砂場	A										
26							サッカーゴール	A										
27							サッカーゴール	A										
28							2方向滑り台	C										
29																		
30																		
31																		
32																		
33																		
34																		
35																		
36																		
37																		
38																		
39																		
40																		
計	遊具(A)9・(B)2・(C)3・(小)1・(中)1・施設(b)2		遊具(A)6・(B)4・(中)1・施設(b)3		遊具(A)12・(B)2・(C)1・(複中)2・施設(b)4		遊具(A)19・(B)1・(C)1・(複中)1・施設(b)6		遊具(A)9・(B)2・(C)1・(複中)1・施設(b)1		遊具(A)6・(B)2・(C)2・(複中)1・施設(b)2		遊具(A)10・(C)2・(複小)1・(中)2・施設(b)4		遊具(A)10・(B)2・(C)2・(複小)2・施設(b)1		遊具(A)9・(B)3・(C)2・(複小)2	

学校別遊具一覧

No	46_二川小		47_二川南小		48_豊南小		49_高根小		50_老津小		51_杉山小		52_賀茂小	
1	砂場	A	フットサルゴール	b	アスレチック	中	サッカーゴール	A	サッカーゴール	A	サッカーゴール	A	アスレチック	小
2	サッカーゴール	A	フットサルゴール	b	雲梯(継手金具あり)	A	鉄製コンビネーション遊具	中	アスレチック	小	雲梯(継手金具あり)	A	シーソー	A
3	アスレチック	小	フットサルゴール	b	滑り台	B	アスレチック	中	ロープウェイ	C	はん登棒(継手金具あり)	B	バスケットゴール(移動式)A	A
4	ジャングルジム	B	フットサルゴール	b	ブランコ(境界柵なし)	C	ロープウェイ	C	ブランコ(境界柵付)	C+A	鉄棒(継手金具あり)	A	バックネット(固定式)	A
5	2方向滑り台	C	バックネット(固定式)	A	サッカーゴール	A	サッカーゴール	A	滑り台付ジャングルジム	C	砂場	A	サッカーゴール	A
6	ブランコ(境界柵なし)	C	投的板(フェンスなし)	A	バックネット(固定式)	b	鉄棒(継手金具あり)	A	築山	小	鉄棒(継手金具なし)	A	鉄製コンビネーション遊具	小
7	バックネット(固定式)	A	投的板(フェンスなし)	A	鉄棒(継手金具なし)	A	ブランコ(境界柵付)	C+A	バスケットゴール(移動式)	A	ブランコ(境界柵なし)	B	ブランコ(境界柵なし)	B
8	サッカーゴール	A	サッカーゴール	A	砂場	A	砂場	A	バスケットゴール(移動式)	A	タイヤステップ	A	高鉄棒	A
9	鉄棒(継手金具あり)	A	鉄棒(継手金具あり)	B	鉄棒(継手金具あり)	B			はん登棒(継手金具あり)	B	鉄製コンビネーション遊具	小	砂場	A
10	鉄棒(継手金具あり)	B	逆上がり補助器	b	逆上がり補助器A	b			雲梯(継手金具なし)	A	丸太平均台	A	鉄棒(継手金具あり)	A
11	鉄製ラダーウェイブ	A	鉄棒(継手金具あり)	B	逆上がり補助器B	b			高鉄棒(継手金具あり)	A	サッカーゴール	A	逆上がり補助器	b
12	バスケットゴール(固定式)	A	高鉄棒(継手金具あり)	A	バックネット(固定式)	A			砂場	A	バックネット(固定式)	A	逆上がり補助器	b
13	バスケットゴール(固定式)	A	砂場	A	サッカーゴール	A			サッカーゴール	A	逆上がり補助器A	b	はん登棒	B
14	ブランコ(境界柵なし)	C	タイヤステップ	B	砂場	A			吊り橋	C	逆上がり補助器B	b	タイヤ製吊り橋	小
15	雲梯(継手金具あり)	A	平均台	B	木製遊具	C			アスレチック	小			吊り橋	小
16	逆上がり補助器	b	アスレチック	中	鉄棒(移動式)	A			タイヤ製吊り橋	小			一輪車用練習スタンド	A
17	逆上がり補助器	b	バスケットゴール(固定式)	A	逆上がり補助器C	b			一輪車用練習スタンド	A			サッカーゴール	A
18			バスケットゴール(固定式)	A					鉄棒(継手金具なし)	A			バスケットゴール(移動式)B	A
19			鉄製コンビネーション遊具	中					鉄棒(継手金具なし)	A				
20			肋木	A					鉄棒(継手金具なし)	A				
21			はん登棒(継手金具あり)	B					逆上がり補助器	b				
22			サッカーゴール	A					逆上がり補助器	b				
23			ブランコ(境界柵なし)	C										
24			シーソー	A										
25			シーソー	A										
26			雲梯(継手金具あり)	B										
27			一輪車用練習スタンド	A										
28			逆上がり補助器	b										
29														
30														
31														
32														
33														
34														
35														
36														
37														
38														
39														
40														
計	遊具(A)9・(B)2・*3・(複小)1・施設(b)2	遊具(A)13・(B)6・(小)1・(複中)2・施設(b)5	遊具(A)8・(B)2・(C)2・(複中)1・施設(b)4	遊具(A)5・(C)2・(複中)2	遊具(A)12・(B)1・(C)4・(複小)4・施設(b)2	遊具(A)9・(B)2・(複小)1・施設(b)2	遊具(A)10・(B)2・(複小)4・施設(b)2							

学校別遊具一覧

No	61_豊岡中		62_東部中		63_東陽中		64_中部中		65_豊城中		66_青陵中		67_東陵中		68_羽田中		69_牟呂中	
1	サッカーゴール	A	テニスボール(1対)	A	バックネット	A	バックネット	A	サッカーゴール	A	テニスボールA(1対)	A	サッカーゴールA	A	6間高鉄棒	B	バックネット	A
2	サッカーゴール	A	テニスボール(1対)	A	サッカーゴール	A	テニス審判台	A	サッカーゴール	A	テニスボールB(1対)	A	サッカーゴールB	A	6間鉄棒	B	サッカーゴール(ステンレス)	A
3	ハンドボールゴール	A	テニス審判台	A	サッカーゴール	A	テニスボール	A	テニス審判台	A	テニスボールC(1対)	A	投的板	A	6間鉄棒	B	サッカーゴール(ステンレス)	A
4	ハンドボールゴール	A	テニス審判台	A	9連高鉄棒	B	テニスボール	A	テニスボール(1対)	A	テニスボールD(1対)	A	遊具鉄鋼物	A	ハンドボールゴール	A	サッカーゴール(ステンレス)	A
5	テニスボール(1対)	A	8間鉄棒	B	投的板	A	平行棒	A	テニスボール(1対)	A	テニス審判台A	A	遊具鉄鋼物	A	ハンドボールゴール	A	サッカーゴール(ステンレス)	A
6	テニスボール(1対)	A	6間高鉄棒	B	雲梯	B	腹筋台	A	テニスボール(1対)	A	テニス審判台B	A	テニスボール(1対)A	A	砂場	A	サッカーゴール(ステンレス)	A
7	テニスボール(1対)	A	バックネット	A	平行棒	A	鉄製コンビネーション	小	テニスボール(1対)	A	テニス審判台C	A	テニスボール(1対)B	A	テニスボール(1対)	A	サッカーゴール(ステンレス)	A
8	バックネット	A	投的板	B	ジャンプ測定機	A	3間高鉄棒	A	クライムウォール	小	テニス審判台F	A	テニスボール(1対)C	A	テニスボール(1本)	A	サッカーゴール(アルミ大)	A
9	4間高鉄棒	A	ハンドボールゴール	A	ジャンプ測定機	A	3間鉄棒	A	テニスボール(1対)	A	サッカーゴールA	A	テニスボール(1対)D	A	テニス審判台	A	サッカーゴール(アルミ大)	A
10	8間鉄棒	B	ハンドボールゴール	A	10連鉄棒	B	ハンドボールゴールB	A			サッカーゴールB	A	テニスボール(1対)E	A	テニス審判台	A	12間鉄棒	B
11	砂場	A	ハンドボールゴール	A	投的板	A	ハンドボールゴールC	A			バックネット	A	テニス審判台A	A	ハンドボールゴール	A	テニスボール(1対)	A
12			ハンドボールゴール	A	テニスボール(2本1組)	A	砂場	A			バスケットゴールA	A	テニス審判台B	A	ハンドボールゴール	A	テニスボール(1対)	A
13			サッカーゴール	A	テニスボール(2本1組)	A	バックネット(移動式)	A			5間高鉄棒	A	テニス審判台C	A			テニスボール(1対)	A
14			サッカーゴール	A	テニス審判台	A					8間鉄棒	B	投的板A	A			テニス審判台A	A
15			砂場	A	テニス審判台	A					砂場	A	投的板B	A			テニス審判台B	A
16					背伸びベンチ	A					投的板	A	5間高鉄棒	A			テニス審判台C	A
17					背伸びベンチ	A					テニスボール(1対)	A	10間鉄棒	B			投的板	A
18					背伸びベンチ	A					テニス審判台E	A	バックネット	A			砂場	A
19					腹筋台(6台)	A×6台							砂場	A			ハンドボールゴール	A
20					平均台	A							テニス審判台D	A			ハンドボールゴール	A
21					平均台	A							テニス審判台E	b			テニス審判台E	A
22					砂場	A											テニスボール(1対)	A
23					波形鉄棒	A												
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		
31																		
32																		
33																		
34																		
35																		
36																		
37																		
38																		
39																		
40																		
計	遊具(A)10・(B)1		遊具(A)12(B)3		遊具(A)25・(B)3		遊具(A)12(小)1		遊具(A)8(小)1		遊具(A)17・(B)1		遊具(A)20・(B)1		遊具(A)9(B)3		遊具(A)21(B)1	

学校別遊具一覧

No	70_吉田方中		71_南部中		72_高師台中		73_南陽中		74_本郷中		75_南稜中		76_北部中		77_前芝中		78_石巻中	
1	バックネット	A	9間高鉄棒	B	テニスボール(1対)	A	バックネット	A	バックネット	A	テニス審判台A	A	テニス審判台	A	バックネット	A	ハンドボールゴールA	A
2	ハンドボールゴール	A	10間鉄棒	B	テニスボール(1対)	A	10間鉄棒	B	ハンドボールゴールA	A	テニス審判台B	A	テニス審判台	A	ハンドボールゴール	A	ハンドボールゴールB	A
3	ハンドボールゴール	A	サッカーゴール	A	テニスボール(1対)	A	平行棒	A	ハンドボールゴールB	A	砂場	A	テニスボール(1対)	A	ハンドボールゴール	A	10間鉄棒	B
4	6間鉄棒	B	サッカーゴール	A	テニス審判台	A	投的板	B	ハンドボールゴールC	A	サッカーゴール	A	テニスボール(1対)	A	サッカーゴール	A	バックネット	A
5	3間高鉄棒	A	バックネット(亜鉛メッキ)	A	テニス審判台	A	ハンドボールゴール	A	ハンドボールゴールD	A	サッカーゴール	A	テニス審判台	A	サッカーゴール	A	4間高鉄棒	A
6	砂場	A	バックネット	A	投的板	A	ハンドボールゴール	A	テニス審判台	A	6間鉄棒	A	テニス審判台	A	3間鉄棒	A	テニスボール(1対)A	A
7	テニスボール(1対・ステンレス)	A	ハンドボールゴール	A	投的板	A	サッカーゴール	A	テニス審判台	A	バックネット	A	テニスボール(1対・ステンレス)	A	テニスボール(1対・ステンレス)	A	テニスボール(1対)B	A
8	テニスボール(1対)	A	ハンドボールゴール	A	サッカーゴール	A	サッカーゴール	A	投的板	A	ハンドボールゴール	A	テニスボール(1対・ステンレス)	A	テニスボール(1対・ステンレス)	A	テニスボール(1対)C	A
9	テニス審判台	A	ハンドボールゴール	A	サッカーゴール	A	テニスボール(1対)	A	投的板	A	ハンドボールゴール	A	バスケットゴール	A	テニスボール(1対・ステンレス)	A	テニスボール(1対)D	A
10			ハンドボールゴール	A	サッカーゴール	A	テニスボール(1対)	A	9間高鉄棒	B	ハンドボールゴール	A	バスケットゴール	A	テニス審判台	A	テニスボール(1対)E	A
11			バスケットゴール	A	7間高鉄棒	B	テニス審判台	A	平行棒	A	ハンドボールゴール	A	4間高鉄棒	A	テニス審判台	A	テニス審判台A	A
12			バスケットゴール	A	5間鉄棒	A	テニス審判台	A	10間鉄棒	B	ハンドボールゴール	A	9間鉄棒	B	テニス審判台	A	テニス審判台B	A
13			テニスボール(1対)	A	5間鉄棒	A	9間高鉄棒	B	砂場	A	ハンドボールゴール	A	投的板	小	砂場	A	テニス審判台C	A
14			テニスボール(1対)	A	バックネット	A	砂場	A	腹筋台	A	テニス審判台	A	サッカーゴール	A			テニス審判台D	A
15			テニスボール(1対)	A	バックネット(移動式)	A	ハンドボールゴール	A	テニスボール移動式	A	テニス審判台	A	サッカーゴール	A			テニス審判台E	A
16			テニスボール(1対)	A	砂場	A	ハンドボールゴール	A	テニスボール移動式	A	テニスボール(1対)	A	バックネット	A			砂場	A
17			テニスボール(1対)	A	ハンドボールゴール(7ルミ)A	A			テニスボール移動式	A	テニスボール(1対)	A	砂場	A			サッカーゴール(小)A	A
18			テニスボール(1対)	A	ハンドボールゴール(7ルミ)B	A					ハンドボールゴール	A	ハンドボールゴール	A			サッカーゴール(小)B	A
19			テニスボール(1対)	A	ハンドボールゴール(7ルミ)C	A					ハンドボールゴール	A	ハンドボールゴール	A			ミニサッカーゴールA	b
20			テニス審判台A	A	ハンドボールゴール(7ルミ)D	A					ハンドボールゴール	A	ミニサッカーゴールA	b			ミニサッカーゴールB	b
21			テニス審判台B	A							ハンドボールゴール	A	ミニサッカーゴールB	b				
22			テニス審判台C	A									ミニサッカーゴールC	b				
23			テニス審判台D	A									ミニサッカーゴールD	b				
24			テニス審判台E	A														
25			テニス審判台F	A														
26			砂場	A														
27			投的板	A														
28			テニス審判台G	A														
29																		
30																		
31																		
32																		
33																		
34																		
35																		
36																		
37																		
38																		
39																		
40																		
計	遊具(A)8(B)1		遊具(A)26・(B)2		遊具(A)19・(B)1		遊具(A)13・(B)3		遊具(A)15・(B)2		遊具(A)21		遊具(A)17(B)4(小)1・(b)4		遊具(A)13		遊具(A)17・(B)1・施設(b)2	

学校別遊具一覧

No	79_二川中		80_五並中		81_高豊中		82_章南中		93_くすのき特別支援学校						
1	8間鉄棒	B	4間鉄棒	A	テニスボール(1対)	A	サッカーゴール	A	大型2連ブランコ(柵・マット付)	B+A					
2	3間高鉄棒	A	12間鉄棒	B	テニスボール(1対)	A	サッカーゴール	A	肋木雲梯付6連(マット付)	B					
3	バックネットA	A	鉄製コンビネーション	中	テニスボール(1対)	A	テニスボール(1対)	A	砂場	A					
4	ハンドボールゴールA	A	バックネット	A	テニス審判台A	A	テニスボール(1対)	A	3連低鉄棒	A					
5	ハンドボールゴールB	A	平行棒	A	テニス審判台B	A	テニス審判台	A	鉄製コンビネーション	小					
6	テニスボール(1対)A	A	肋木	A	テニス審判台C	A	3間高鉄棒	A	サッカーゴール	A					
7	テニスボール(1対)B	A	5間高鉄棒	A	鉄製コンビネーション	小	バックネット	A	サッカーゴール	A					
8	テニスボール(1対)C	A	砂場	A	6間鉄棒	A	その他の体育用具	小							
9	テニス審判台A	A	ハンドボールゴールC	A	バックネット	A	砂場	A							
10	テニス審判台B	A	ハンドボールゴールD	A	ハンドボールゴール	A									
11	テニス審判台C	A			ハンドボールゴール	A									
12	バックネット	A			ハンドボールゴール	A									
13	砂場	A			ハンドボールゴール	A									
14	サッカーゴール(7ルミ)A	A			サッカーゴール	A									
15	サッカーゴール(7ルミ)B	A			サッカーゴール	A									
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
32															
33															
34															
35															
36															
37															
38															
39															
40															
計	遊具(A)14・(B)1		遊具(A)8・(B)1・(複中)1		遊具(A)14・(複小)1		遊具(A)8・(複小)1		遊具(A)5・(B)2・(小)1						

1. 業務名

階段昇降機簡易点検等業務

2. 業務内容

各学校に設置してある階段昇降機について、安全に使用するために必要な点検作業を実施する。
また、新規で設置した学校においては、関係者に必要な操作説明を行うものとする。

3. 対象施設

豊橋市立下地小学校、津田小学校、幸小学校、中部中学校、牟呂中学校、東陽中学校
※対象施設については業務期間中に変更となる可能性があるため、前年度末に教育委員会と協議すること。

4. 実施年度

令和9年度～令和13年度

5. 点検頻度

年1回（原則、毎年度の4月中に行うものとする。）

6. 提出物

- (1) 点検報告書（任意様式）及び点検確認票（別添様式）を毎年度の5月の第3週までに提出すること。
- (2) 修繕が発生する場合は、修繕見積書を提出すること。

7. その他特記事項

- (1) 点検の実施時期及び細部の事項に当たっては、学校担当者とあらかじめ打合せを行い、学校運営に支障ないよう留意すること。

1. 業務名

小荷物専用昇降機点検等業務

2. 業務内容

小荷物専用昇降機について機能点検及び安全性の確認を行う。

3. 対象施設

豊橋市立家政高等専修学校

4. 対象機器

機種：RT-30-S-45-G3 積載量：30 kg 速度：45m/min

5. 実施年度

令和 9 年度～令和 13 年度

6. 点検頻度

年 1 回

7. 提出物

(1) 点検確認票 (任意様式)

(2) 修繕が発生する場合は、修繕見積書を提出すること。

1. 業務名

浄化槽法定検査業務

2. 業務内容

- (1) 浄化槽法第 11 条に定める水質に関する検査について、指定検査機関に検査を依頼する。
- (2) 指定検査機関及び学校と日程調整する。
- (3) 指定検査機関から検査結果書による報告を受けた後、検査手数料の支払いをする。

3. 対象施設

市立大崎小学校始め 15 校（別紙内訳表のとおり）

※対象施設については業務期間中に変更となる可能性があるため、前年度末に教育委員会と協議すること。

4. 実施年度

令和 9 年度～令和 13 年度

5. 頻度

毎学年 1 回（原則、指定検査機関が示す時期）

6. 提出物

- (1) 検査日程表
- (2) 指定検査機関による浄化槽法定検査結果書（原本）

7. その他特記事項

その他、仕様書の内容について疑義が生じた場合は、速やかに教育委員会と協議し、解決することとする。

市立学校浄化槽法定検査対象内訳表

番号	施設名	容量	人槽	処理方式
1	市立大崎小学校(東)	30m ³	120人槽	合併長時間ばっ気 活性汚泥方式
2	市立大崎小学校(西)	30m ³	120人槽	合併長時間ばっ気 活性汚泥方式
3	市立植田小学校(校舎)	40m ³	160人槽	合併長時間ばっ気 活性汚泥方式
4	市立植田小学校(南舎)	21m ³	200人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型
5	市立天伯小学校(校舎)	21m ³	99人槽	合併接触ばっ気 沈殿槽型
6	市立天伯小学校(体育館)	16m ³	150人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型
7	市立天伯小学校(屋外)	9m ³	50人槽	単独分離ばっ気
8	市立大清水小学校(南舎)	35m ³	140人槽	合併接触ばっ気 接触ばっ気方式
9	市立大清水小学校(北舎)	21m ³	200人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型
10	市立大清水小学校(体育館)	11m ³	100人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型
11	市立大清水小学校(屋外)	6m ³	50人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型
12	市立西郷小学校(校舎)	11m ³	100人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型
13	市立二川南小学校	48m ³	383人槽	合併接触ばっ気 接触ばっ気方式
14	市立老津小学校(校舎)	35m ³	140人槽	合併接触ばっ気 接触ばっ気方式
15	市立老津小学校(屋外)	6m ³	50人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型
16	市立杉山小学校(校舎)	50m ³	200人槽	合併長時間ばっ気 活性汚泥方式
17	市立賀茂小学校(校舎)	11m ³	100人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型
18	市立賀茂小学校(体育館)	9m ³	80人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型
19	市立高師台中学校(西)	110m ³	390人槽	合併接触ばっ気 接触ばっ気方式
20	市立高師台中学校(東)	28m ³	270人槽	単独腐敗タンク 散水ろ床型
21	市立本郷中学校	95m ³	500人槽	合併接触ばっ気 接触ばっ気方式
22	市立南稜中学校	45m ³	180人槽	合併接触ばっ気 接触ばっ気方式
23	市立二川中学校(本館西)	50m ³	200人槽	合併長時間ばっ気 活性汚泥方式
24	市立二川中学校(本館東)	21m ³	200人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型
25	市立二川中学校(プール)	4.5m ³	35人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型
26	市立章南中学校(体育館)	40m ³	160人槽	合併長時間ばっ気 活性汚泥方式
27	市立章南中学校(本館東)	50m ³	200人槽	合併長時間ばっ気 活性汚泥方式
28	市立章南中学校(プール)	4.5m ³	35人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型
29	市立家政高等専修学校	12.0m ³	75人槽	合併沈殿分離 接触ばっ気方式

1. 業務名

市立学校浄化槽保守点検業務

2. 業務内容

本業務は市立小中学校及び市立家政高等学校浄化槽の機能を常に最良な状態に保持するため、浄化槽法第2条第3号に定める保守点検を行うものであり、豊橋市浄化槽指導要領第4条の規定に基づき実施するものとする。

3. 対象施設

市立大崎小学校始め18校（別紙内訳表のとおり）

※対象施設については業務期間中に変更となる可能性があるため、前年度末に教育委員会と協議すること。

4. 実施年度

令和8年度～令和13年度

5. 点検頻度

毎学年、別紙内訳表に示す回数の保守点検を行う。

6. 提出物

(1)

毎月の業務終了後、速やかに「保守点検結果報告書」を教育委員会に提出すること。また、報告書には、学校の検印を受けた保守点検記録票を添付すること。様式については、教育委員会と協議し作成するものとする。

7. その他特記事項

- (1) 保守点検は、原則、土日祝日及び年末年始を除く日に実施することとし、受託者はあらかじめ学校と日程調整する。
- (2) 業務を実施した都度、「保守点検記録票」2部を学校に提出し検印等を受ける。
- (3) 施設各部の機能が一定時間あるいは長時間に渡って停止するような事故が発生した場合には、発注者に速やかに報告する。
- (4) 不測の事故、施設の補修及び改良については、応急処置を施すとともに状況並びに原因を速やかに報告し、発注者に助言する。
- (5) 施設について発注者が計画的又は特別に補修しようとするときは、これに協力する。

- (6) 保守点検に要する光熱水費については、市の負担とする。ただし、受託者はその使用にあたっては、極力節減に努めるものとする。
- (7) 保守点検作業に要する資機材購入費及び消耗品費（交換が必要となるベルト、フィルター、オイルや補充が必要となる薬剤費等）については、契約金額に含めるものとする。
- (8) その他、仕様書の内容について疑義が生じた場合は、速やかに教育委員会と協議し、解決することとする。

市立学校浄化槽保守点検対象内訳表

別紙

番号	施設名	容量	人槽	処理方式	点検回数		
					令和9~12年度	令和8年度	令和13年度
1	市立大崎小学校(東)	30㎡	120人槽	合併長時間ばっ気 活性汚泥方式	52回	21回	31回
2	市立大崎小学校(西)	30㎡	120人槽	合併長時間ばっ気 活性汚泥方式	52回	21回	31回
3	市立植田小学校(校舎)	40㎡	160人槽	合併長時間ばっ気 活性汚泥方式	52回	21回	31回
4	市立植田小学校(南舎)	21㎡	200人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型	2回	1回	1回
9	市立天伯小学校(校舎)	21㎡	99人槽	合併接触ばっ気 沈殿槽型	4回	2回	2回
10	市立天伯小学校(体育館)	16㎡	150人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型	2回	1回	1回
11	市立天伯小学校(屋外)	9㎡	50人槽	単独分離ばっ気	4回	2回	2回
13	市立大清水小学校(南舎)	35㎡	140人槽	合併接触ばっ気 接触ばっ気方式	26回	11回	15回
14	市立大清水小学校(北舎)	21㎡	200人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型	2回	1回	1回
15	市立大清水小学校(体育館)	11㎡	100人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型	2回	1回	1回
16	市立大清水小学校(屋外)	6㎡	50人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型	2回	1回	1回
17	市立西郷小学校(校舎)	11㎡	100人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型	2回	1回	1回
19	市立二川南小学校	48㎡	383人槽	合併接触ばっ気 接触ばっ気方式	26回	11回	15回
20	市立老津小学校(校舎)	35㎡	140人槽	合併接触ばっ気 接触ばっ気方式	26回	11回	15回
21	市立老津小学校(屋外)	6㎡	50人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型	2回	1回	1回
22	市立杉山小学校(校舎)	50㎡	200人槽	合併長時間ばっ気 活性汚泥方式	52回	22回	30回
24	市立賀茂小学校(校舎)	11㎡	100人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型	2回	1回	1回
25	市立賀茂小学校(体育館)	9㎡	80人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型	2回	1回	1回
27	市立高師台中学校(西)	110㎡	390人槽	合併接触ばっ気 接触ばっ気方式	26回	10回	16回
28	市立高師台中学校(東)	28㎡	270人槽	単独腐敗タンク 散水ろ床型	2回	1回	1回
29	市立本郷中学校	95㎡	500人槽	合併接触ばっ気 接触ばっ気方式	26回	10回	16回
30	市立南稜中学校	45㎡	180人槽	合併接触ばっ気 接触ばっ気方式	26回	10回	16回
31	市立二川中学校(本館西)	50㎡	200人槽	合併長時間ばっ気 活性汚泥方式	52回	21回	31回
32	市立二川中学校(本館東)	21㎡	200人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型	2回	1回	1回
33	市立二川中学校(プール)	4.5㎡	35人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型	2回	1回	1回
34	市立章南中学校(体育館)	40㎡	160人槽	合併長時間ばっ気 活性汚泥方式	52回	22回	30回
35	市立章南中学校(本館東)	50㎡	200人槽	合併長時間ばっ気 活性汚泥方式	52回	22回	30回
36	市立章南中学校(プール)	4.5㎡	35人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型	2回	1回	1回
37	市立家政高等専修学校	12.0㎡	75人槽	合併沈殿分離 接触ばっ気方式	4回	2回	2回

単独処理浄化槽

腐敗 年 2回 × 13基 =
 ばっ気 年 4回 × 1基 =

合併処理浄化槽

50㎡以下
 活性 年 52回 × 7基 =
 接触 年 26回 × 4基 =
 沈殿槽 年 4回 × 2基 =
 嫌気ろ床担体流動 年 12回 × 0基 =
 51㎡以上
 接触 年 26回 × 2基 =

中継槽点検回数

令和9~12年度	令和8年度	令和13年度
12回	5回	7回
12回	5回	7回
96回	40回	56回
48回	20回	28回
24回	10回	14回
4回	2回	2回

中継槽

芦原小 1基(浄化槽なし) 年12回(1回/1か月) × 1基 = 12回
 嵩山小 1基(浄化槽なし) 年12回(1回/1か月) × 1基 = 12回
 牟呂中 4基(浄化槽なし) 年24回(1回/半月) × 4基 = 96回
 南稜中 2基 年24回(1回/半月) × 2基 = 48回
 章南中 1基 年24回(1回/半月) × 1基 = 24回
 家政 1基 年 4回(1回/3か月) × 1基 = 4回

浄化槽・中継槽保守点検 年合計実施回数

754回

1. 業務名

浄化槽及び中継槽清掃業務

2. 業務内容

- (1) 浄化槽法第9条の規定及び豊橋市浄化槽指導要領第5条の規定に基づく清掃を、原則、学校の夏季休業時に毎学年1回実施する。
- (2) 下水中継槽については、原則、学校の夏季休業時に毎学年1回、ポンプ井内に堆積、付着した汚泥、スカムなどを水道水で洗浄したうえ、バキュームカーで吸引し、清掃する。
- (3) 学校において少なくとも清掃実施後の確認を受けること。

3. 対象施設

市立大崎小学校始め18校（別紙内訳表のとおり）

※対象施設については業務期間中に変更となる可能性があるため、前年度末に教育委員会と協議すること。

4. 実施年度

令和9年度～令和13年度

5. 点検頻度

毎学年1回（原則、夏季休業中に行うものとする。）

6. 提出物

- (1) 清掃日程表
- (2) 業務終了後、速やかに業務実施報告書を提出すること。業務実施報告書には清掃に伴い汲取りした汚泥、汚水の量を記載すること。なお、清掃内容が分かるように清掃前、清掃中、清掃後の写真を添付すること。

7. その他特記事項

- (1) 浄化槽の清掃は、あらかじめ発注者に実施日、実施時間等を報告したうえで実施すること。
- (2) 清掃作業に要する光熱水費については市の負担とする。ただし、受託者はその使用にあたっては、極力節減に努めるものとする。
- (3) 清掃作業にあたり、学校滞在者（特に児童生徒）が当該業務に起因する事故に遭うことがないよう細心の注意を払って安全管理を行うこと。
- (4) その他、仕様書の内容について疑義が生じた場合は、速やかに教育委員会と協議し、解決することとする。

市立学校浄化槽・中継槽清掃業務内訳表

	番号	施設名	想定容量	人槽	処理方式
1	1	市立大崎小学校（東）	2 m ³	120人槽	合併長時間ばっ気 活性汚泥方式
	2	市立大崎小学校（西）	6 m ³	120人槽	合併長時間ばっ気 活性汚泥方式
2	3	市立植田小学校（校舎）	4 m ³	160人槽	合併長時間ばっ気 活性汚泥方式
	4	市立植田小学校（南舎）	21 m ³	200人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型
3	9	市立天伯小学校（校舎）	34 m ³	99人槽	合併接触ばっ気 沈殿槽型
	10	市立天伯小学校（体育館）	16 m ³	150人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型
	11	市立天伯小学校（屋外）	9 m ³	50人槽	単独分離ばっ気
4	13	市立大清水小学校（南舎）	40 m ³	140人槽	合併接触ばっ気 接触ばっ気方式
	14	市立大清水小学校（北舎）	21 m ³	200人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型
	15	市立大清水小学校（体育館）	11 m ³	100人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型
	16	市立大清水小学校（屋外）	6 m ³	50人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型
5	17	市立西郷小学校（校舎）	11 m ³	100人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型
6	19	市立二川南小学校	33 m ³	383人槽	合併接触ばっ気 接触ばっ気方式
7	20	市立老津小学校（校舎）	40 m ³	140人槽	合併接触ばっ気 接触ばっ気方式
	21	市立老津小学校（屋外）	6 m ³	50人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型
8	22	市立杉山小学校（校舎）	21 m ³	200人槽	合併長時間ばっ気 活性汚泥方式
9	24	市立賀茂小学校（校舎）	11 m ³	100人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型
	25	市立賀茂小学校（体育館）	9 m ³	80人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型
10	27	市立芦原小学校	1 m ³		下水中継槽
11	28	市立嵩山小学校	1 m ³		下水中継槽
12	29	市立牟呂中学校	1 m ³		下水中継槽
	30	市立牟呂中学校	1 m ³		下水中継槽
	31	市立牟呂中学校	3.5 m ³		下水中継槽
	32	市立牟呂中学校	3.5 m ³		下水中継槽
	33	市立高師台中学校（西）	30 m ³	390人槽	合併接触ばっ気 接触ばっ気方式
13	34	市立高師台中学校（東）	28 m ³	270人槽	単独腐敗タンク 散水ろ床型
14	35	市立本郷中学校	30 m ³	500人槽	合併接触ばっ気 接触ばっ気方式
15	36	市立南稜中学校	16 m ³	180人槽	合併接触ばっ気 接触ばっ気方式
	37	市立南稜中学校	2 m ³		中継槽
	38	市立南稜中学校	2 m ³		中継槽
16	39	市立二川中学校（本館西）	15 m ³	200人槽	合併長時間ばっ気 活性汚泥方式
	40	市立二川中学校（本館東）	21 m ³	200人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型
	41	市立二川中学校（プール）	4.5 m ³	35人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型
17	42	市立草南中学校（体育館）	8 m ³	160人槽	合併長時間ばっ気 活性汚泥方式
	43	市立草南中学校（本館東）	7 m ³	200人槽	合併長時間ばっ気 活性汚泥方式
	44	市立草南中学校（プール）	4.5 m ³	35人槽	単独腐敗タンク 平面酸化型
	45	市立草南中学校	2 m ³		中継槽
18	46	市立家政高等専修学校	32 m ³	75人槽	合併沈殿分離 接触ばっ気方式
	47	市立家政高等専修学校	1 m ³		中継槽

単独処理浄化槽	14基	179 m ³	（想定容量）
合併処理浄化槽	15基	318 m ³	（想定容量）
中継槽	4か所	7 m ³	（想定容量）
下水中継槽	6か所	11 m ³	（想定容量）

1. 業務名

飲料用貯水槽清掃等業務

2. 業務内容

(1) 貯水槽清掃について

- (ア) 毎学年、清掃作業を実施する前に、清掃が必要な貯水槽を確認すること。
- (イ) (ア) の貯水槽について、水道法第 34 条の 2、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 4 条第 3 項に基づき清掃を毎学年 1 回実施すること。
- (ウ) 清掃作業は、土日祝日、学校閉庁日を除く夏季休業中に実施することとし、8 月第 3 週までに終了すること。ただし、台風、雨天等清掃作業が困難な場合は 8 月第 4 週以降に実施し、夏季休業中に終わるよう努めること。
- (エ) 清掃、消毒終了後学校職員による槽内状況の検査を受けた後、学校職員立会いのうえ、各種自動機器の作動点検、ポンプの漏水水圧を確認すること。
- (オ) 教育委員会の職員が、作業中の現場を確認することがある。

(2) 水質検査について

- (ア) 毎学年、水質検査を実施する前に、検査が必要な系統を確認すること。
- (イ) 水質検査は、(ア) の系統について、学校保健安全法に規定される学校環境衛生基準に基づく以下の項目を実施すること。なお、実施については学校環境衛生基準を参照すること。

①一般細菌 ②大腸菌 ③塩化物イオン ④有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) ⑤pH値 ⑥味 ⑦臭気 ⑧色度 ⑨濁度 ⑩遊離残留塩素

- (ウ) 水質検査は毎学年 1 回夏季休業明け 1 週間程度経過後に実施すること。
なお、採水は月土日祝日及び祝日の翌日を除く日に受託者が行うこと。
- (エ) 採水は、受水槽の系統単位で 1 か所 (高置水槽がある場合にはその系統ごとに 1 か所) の末端給水栓から行うこと。
- (オ) 水質検査結果が水質基準に不適合の場合は、速やかに教育委員会へ連絡すること。

3. 対象施設

豊橋市立小中高等学校及び家政高等専修学校 76 校各校

※対象施設については業務期間中に変更となる可能性があるため、前年度末に教育委員会と協議すること。

4. 実施年度

令和 9 年度～令和 13 年度

5. 清掃等頻度

毎学年 1 回

6. 提出物

- (1) 清掃作業及び水質検査日程表
- (2) 業務実施前に、作業計画書（工程表、使用機械・資材リスト、作業工程毎の監督者及び作業従事者名簿、作業従事者全員の健康診断結果、作業要領書等）を提出し、発注者の承認を得ること。なお、健康診断結果は、腸内細菌（赤痢菌、サルモネラ菌、チフス菌、パラチフス菌、腸管出血性大腸菌 0157）の検査結果（作業3ヵ月以内のもの）とする。
- (3) 業務終了後、清掃作業報告書を2部、水質検査結果を3部提出すること。なお、清掃作業報告書には貯水槽ごとに清掃前、清掃中、清掃完了後、消毒中1回目及び消毒中2回目の状況写真を添付すること。様式については、教育委員会と協議し作成するものとする。

7. その他特記事項

- (1) 業務にあたっては、以下の条件を満たすこと。
 - (ア) 建築物飲料水貯水槽清掃業登録があること。
 - (イ) 自社の貯水槽清掃作業監督者の有資格者を作業工程毎に配置し、作業中は現場に必ず常駐すること。（資格証明書提出要）
 - (ウ) 作業従事者が、厚生労働大臣の登録を受けた者が実施する貯水槽清掃作業従事者研修を年1回以上受講していること。（受講記録等提出要）
また、貯水槽の清掃に関する実務に1年以上従事した経験を有する者を作業工程毎に1名以上配置すること。
 - (エ) 水道法第21条及び同施行規則第16条に規定する健康診断を受けている者で検査結果が良好な者以外は貯水槽の清掃作業に従事させないこと。
- (2) 清掃作業に要する光熱水費については、市の負担とする。ただし、受託者はその使用にあたっては、極力節減に努めること。
- (3) 施設が損傷しないように十分に配慮すること。万一、施設を損傷した場合は、ただちに発注者に報告、協議し早急に施設復旧対応（無償）を行うこと。
- (4) 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか関連する法令及び条例等を遵守して行うこと。
- (5) その他、仕様書の内容について疑義が生じた場合は、速やかに教育委員会と協議し、解決することとする。

1. 業務名

プール浄化装置点検整備業務

2. 業務内容

- (1) 毎学年、点検を実施する前に、水抜き開始予定日、プール授業開始日及び終了日、部活動開始日及び終了日を確認すること。
- (2) 点検は、毎学年1回、下記3に定める小中学校等のプール使用開始前の始業点検及び使用終了後の終了点検を行う。各小中学校等のプール運営上、点検等の時期や回数について変更がある場合は、教育委員会の指示によるものとする。
- (3) 点検は、土日祝日、学校閉庁日及び年末年始を除く日に実施することとし、受託者はあらかじめ学校と日程調整する。
- (4) 点検内容は、プール浄化装置の機能を十分に発揮させるための細部にわたり保守業務を行い、故障を未然に防止するため下記事項を実施し、常に支障なくプール浄化装置を使用し得るようにすること。
 - ア ろ過装置本体の性能調整
 - イ 機械まわり、配管バルブの漏水及び接続等の検査調整
 - ウ モーター、ポンプの電気回路故障等の検査調整
 - エ ろ過機内部の点検整備
 - オ 塩素滅菌器の検査調整
 - カ その他必要と認める箇所
- (5) プール浄化装置の機能が一定時間あるいは長時間に渡って停止するような異常を発見した場合は、その状況及び経過を直ちに電話にて報告し、その後書面(状況写真添付)で提出するものとする。

3. 対象施設

小 学 校	中 学 校	特別支援学校	基 数
牛川・前芝 二川南・高根	豊岡・東部・東陽・中部・豊城・青陵 東陵・羽田・牟呂・吉田方・南部 高師台・南陽・本郷・南稜・北部・石巻 二川・五並・高豊・章南	くすのき特別 支援学校	26

※対象施設については業務期間中に変更となる可能性があるため、前年度末に教育委員会と協議すること。

4. 実施年度

令和8年度～令和13年度

なお、令和8年3月に始業点検を行った学校については、令和8年度の始業点検は令和9年3月頃とし、以降、原則同時期に実施する。

また、令和 8 年度の始業点検について、令和 8 年 4 月～5 月に実施した学校は対象外とする。

5. 点検頻度

毎学年 2 回（始業点検 1 回、終了点検 1 回）

6. 提出物

業務を実施した都度、「点検整備結果報告書」2 部を学校に提出し検印を受ける。学校の検印をされた「点検整備結果報告書」1 部を学校に、1 部を教育委員会に提出すること。

また、教育委員会に提出する「点検整備結果報告書」には、点検整備状況写真を添付すること。様式については、教育委員会と協議し作成するものとする。

7. その他特記事項

仕様書の内容について疑義が生じた場合は、速やかに教育委員会と協議し、解決することとする。

1. 業務名

受水槽、高架水槽法定点検業務

2. 業務内容

毎学年 1 回定期的に、簡易専用水道を設置する学校を確認し、法定検査の対象となる簡易専用水道について水道法施行規則第 5 6 条第 2 項、厚生労働省告示第 2 6 2 号に基づき検査を実施し、検査結果の報告書を作成し報告する。

3. 対象施設

豊橋市立小中高等学校、くすのき特別支援学校及び家政高等専修学校 7 7 校各校のうち、簡易専用水道を設置する学校

※対象施設については業務期間中に変更となる可能性があるため、前年度末に教育委員会と協議すること。

4. 実施年度

令和 8 年度～令和 1 3 年度

5. 検査頻度

毎学年 1 回（原則、定期に行うものとする。）

6. 提出物

（1）検査日程表

（2）検査業務終了後、速やかに学校別結果一覧表（1 部）、学校ごとの検査結果書（3 部）を提出すること。様式については教育委員会と打ち合わせる。

7. その他特記事項

（1）検査は、土日祝日、学校閉庁日及び年末年始を除く日に実施すること。

（2）仕様書の内容について疑義が生じた場合は、速やかに教育委員会と協議し、解決することとする。

1. 業務名

特定建築物維持管理業務

2. 業務内容

別添のとおり

3. 対象施設

豊橋市立くすのき特別支援学校（延床面積 10424.25 m²）

（豊橋市野依町字上ノ山3番地の2）

4. 実施年度

令和10年度（5月1日）～令和13年度（9月30日）

5. 作業頻度

別添のとおり

6. 提出物

(1) 作業計画書

(2) 各種作業報告書（写真帳添付）

○業務を実施した都度、「作業報告書」3部を学校に提出し検印を受ける。また、学校の検印をされた「作業報告書」1部を学校に、2部を教育委員会に提出すること。様式については、教育委員会と協議し作成するものとする。

○作業報告書において、業務実施前及び業務実施後の写真を添付すること。

○空気環境測定については、作業報告書に測定結果表及び測定点を明示した図面を添付すること。

○水質検査については、作業報告書に水質検査結果書を添付すること。

○貯水槽清掃については、作業報告書に清掃作業従事者の健康診断（検便）の結果を添付すること。

○ねずみ、昆虫等の防除については、作業報告書に保守管理記録表を添付すること。

7. その他特記事項

(1) 本委託の業務日程については、学校運営に支障を与えないように学校担当者と協議のうえ決定すること。なお、教育委員会には書面をもって協議結果を報告すること。

(2) 本委託仕様書に記載されていないことであって、その内容が建築物衛生法に規定される「建築物環境衛生管理基準」に定められ、当然必要な項目である内容については、受託者の責任において実施すること。

(3) 本仕様書に記載なき事項で疑義が生じた場合は、担当者と協議すること。

特定建築物維持管理業務

1. 総則

1-1. 用語の定義

- (1)「指示」とは、当該業務を担当する当局の職員(以下「担当者」という。)が作業の受託者(以下「受託者」という。)に対し、作業の施行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (2)「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、当局若しくは担当者又は受託者若しくは現場代理人が書面により同意することをいう。
- (3)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、担当者と受託者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (4)「提出」とは、担当者が受託者に対し、又は受託者が担当者に対し、作業に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (5)「提示」とは、担当者が受託者に対し、又は受託者が担当者に対し、作業に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- (6)「報告」とは、受託者が担当者に対し、作業の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。
- (7)「書面」とは、手書き、印刷等による伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものとする。
 - ①緊急を要する場合は、電信、ファクシミリ及びEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
 - ②電子納品を行う場合は、別途担当者と協議するものとする。
- (8)「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場又は関係資料により、その内容について、契約図書との適合を確かめることをいう。
- (9)「立会い」とは、契約図書に示された項目について、担当者が臨場し、内容を確認することをいう。

1-2. 疑義の解釈

受託者は、仕様書及び図面に明記のない事項又は疑義を生じた場合の解釈については、担当者と協議するものとする。

1-3. 法令等の遵守

- (1)受託者は、当該作業に関する諸法令等を遵守し、作業の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の適用及び運用は受託者の責任において行わなければならない。
- (2)適用を受ける諸法令等は、改定等があった場合は最新のものを使用しなければならない。
なお、主な法令等は以下に示すとおりである。

- ① 労働基準法
- ② 労働者災害補償保険法

- ③ 消防法
- ④ 毒物及び劇物取締法
- ⑤ 水道法
- ⑥ 下水道法
- ⑦ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑨ 水質汚濁防止法
- ⑩ 労働安全衛生法
- ⑪ 酸素欠乏症等防止規則

1-4. 作業計画書

(1) 受託者は、作業着手に先立ち、「作業計画書」を速やかに作成し、提出しなければならない。

○ 記載事項

作業計画書の記載事項及び記載順序は、以下のとおりとする。

① 作業概要

仕様書に定められた事項を記す。

② 現場組織

ア 現場責任者を定め、その氏名を記す。

イ 緊急連絡体制及び安全管理機構を記す。

③ 作業方法

本仕様書に従って作業方法を記す

④ 安全管理

本仕様書に従って安全管理について記す

(2) 受託者は、「作業計画書」の内容を変更するときは、当該作業の着手前に担当者と協議し、「変更作業計画書」を提出しなければならない。

(3) 受託者は、くすのき特別支援学校建築物環境衛生管理業務年間工程表（令和10年5月～令和13年9月）別紙1（以下「年間工程表という。」）に基づき、業務作業を実施する。

1-5. その他

(1) 受託者は、当市の施設等に損害を与えた場合は、その責任を負わなければならない。

(2) 作業を実施するために必要な電力及び用水は、当市及び学校の業務に支障の無い限り無償で支給するが、これに要する仮設資機材は、受託者の負担とする。

(3) 作業にあたり下記要領等を参照し、施行するものとする。

- ① 建築物環境衛生維持管理要領 (厚生労働省)
- ② 建築物における維持管理マニュアル (厚生労働省)
- ③ 空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準 (厚生労働省)

2. 安全管理

一般事項

- (1) 受託者は、労働災害及び物件損害等の発生の未然防止に努め、「労働安全衛生法」、「酸素欠乏症等防止規則」等関係法令の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講じなければならない。
- (2) 受託者は、作業が他の作業及び工事と競合又は隣接する場合、相互に協調を図り安全管理に万全を期さなければならない。
- (3) 受託者は、事故防止を図るため、安全管理の方法について、「作業計画書」で明確にし、受託者の責任において実施しなければならない。

3. 作業

3-1 作業日・作業時間

- (1) 作業日は、土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から同月31日まで及び1月2日、同月3日を除いた日とする。
- (2) 作業時間は、学校と協議とする。
- (3) 学校の運営に支障となる等の理由で作業日・作業時間の調整が必要な場合は、別途担当者と協議し、作業日・作業時間を決定するものとする。

3-2 作業施行管理

- (1) 受託者は、年間工程表に従い、作業工程管理を適正に行わなければならない。
- (2) 受託者は作業終了後、担当者に作業終了の確認を受けるとともに、担当者に実施結果等の報告を行うものとする。
- (3) 受託者は、作業の実施により異常等を発見した場合は、速やかに担当者に報告し、担当者と協議するものとする。

3-3 作業従事者の服装

作業従事者は、各作業に適した衣服を着用し、受託者名・従事者氏名が分かるように、名札等を付けること。

3-4 その他

受託者は、作業の実施に当たっては、学校運営の支障にならないよう留意するとともに、施設、設備、機器及び什器等に損傷を与えないよう十分注意しなければならない。

4. 委託業務内容

4-1 建築物環境衛生管理技術者の選任及び所管官庁への届出。（新たに選任する場合）

4-2 空気環境測定

- 実施回数 2か月に1回(22地点)
- 測定項目 浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流

4-3 飲料水水質検査

法施行規則第4条第1項第3号に規定する水質検査

- ・受託者は、貯水タンク清掃時の簡易水質検査とは別に下記項目の測定を行うこと。
- ・検体採水箇所は、貯水タンクごとの給水システムの末端とする。
- ・水質検査は、公的機関又は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関において行う。

○検査回数、検査項目

- ・6か月ごとに1回
 - 一般細菌、大腸菌、鉛及びその化合物※、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物※、鉄及びその化合物※、銅及びその化合物※、塩化物イオン、蒸発残留物※、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度、遊離残留塩素
 - ※の項目は、水質検査の結果、水質基準に適合していた場合は、その次の回の水質検査時省略可能
- ・1年ごとに1回(6/1~9/30)
 - シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromोजクロロメタン、ブromホルム、ホルムアルデヒド

4-4 雑用水水質検査

- 検査回数 2か月以内ごとに1回
- 検査項目 pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、遊離残留塩素

4-5 貯水槽清掃

- 実施回数 1~2か月以内に1回(容量 8m³)
- 清掃作業責任者
 - 建築物飲料水貯水タンクの清掃作業責任者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1)建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者
 - (2)厚生労働大臣の定める講習を修了した者
- 清掃作業従事者
 - 清掃作業従事者は、下記事項を遵守しなければならない。
 - (1)6か月以内に受診した健康診断(検便)の結果が陰性である。
 - (2)清掃作業当日は、下痢、風邪、皮膚病等の感染疾病の症状がない。
 - (3)貯水タンク内の作業は、タンクに入る前にあらかじめ手足を厚生労働省認定の消毒薬で消毒し、清潔な状態で行う。

○使用器具

受託者は、タンク内の清掃作業に使用する器具等については、すべて消毒したタンク内清掃専用のものを使用する。

○事前調査

受託者は、清掃作業としてタンク内に入る前に、あらかじめ器具の点検を行い、有毒ガス、酸素欠乏空気等の有無を調査し、換気を行う等事故の防止に必要な措置を講じなければならない。

○断水

受託者は、作業の実施に当たって、貯水タンクの周辺状況及び断水による影響を調査・検討し、やむを得ず断水させるときは、担当者と協議して断水時間の短縮を図るとともに、事前に関係部所に断水等の日時を連絡するものとする。

○清掃作業箇所

清掃作業は、タンク内部の全壁面、天井、床、機器配管類、はしご及びその他必要と認められる箇所について行う。

○清掃作業方法

- (1) 汚れ、付着物等は水洗いし、その後、ブラシ、高圧洗浄機等を使用して洗浄する。
- (2) 金属部分の浮き錆は、スクレーパー、ワイヤブラシ、高圧洗浄機等を使用して除去する。なお、塗装剥離部は錆止め塗装を行う。
- (3) 洗浄廃水は、完全にタンク外に排除する。溜り水の濁りがなくなるまで清水による排水を繰り返し、最後に内部をウエス等で拭き取る。
- (4) タンク外側の上部入口付近等、特に必要と認められる箇所は、タンク内にゴミ等が落ち込まないように清掃し、清潔にする。

○消毒作業

- (1) 消毒作業に当たっては、清潔な衣服を着用し、長靴、手袋、カップ等は、厚生労働省認定の消毒薬で消毒する。
- (2) 消毒薬は、有効塩素濃度50～100mg/Lの次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
- (3) 消毒は、洗浄終了後、消毒薬をタンク内の全壁面、床及び天井の下面に高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹付けるか、ブラシ等を利用して行う。消毒は2回以上行い、消毒後の水洗い及び貯水タンク内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。
- (4) 消毒作業完了後は、貯水タンク内に立ち入らない。

○点検作業

- (1) 点検清掃作業及び簡易水質検査の結果を報告書として担当者に提出するものとする。
- (2) 貯水タンク内に入った後、直ちにタンク内の異常の有無について点検を行い、その結果を担当者に報告するものとする。
- (3) 清掃作業終了後、給水ポンプ、自動給水弁等の機器類が正常に作動することを確認した後充水する。

(4)貯水タンクの水張り終了後、担当者の指定する末端の給水栓及びタンクにおける水について、簡易水質検査(色度、濁度、臭気及び味)及び残留塩素の測定を行い、担当者に報告するものとする。

4-6 グリストラップ清掃

○実施回数 年2回(200L 2基)

4-7 ガラス清掃

○実施回数 年1回(ガラスウォール部分、清掃面積744.5㎡)

○清掃範囲 別紙2参照

4-8 ロスナイ外部空気口清掃(63箇所)

○実施回数 年1回(2階及び3階部分のロスナイ外部空気口63箇所)

○清掃箇所 別紙3参照

4-9 空調フィルター清掃

○実施回数 年2回(エアコン室内機(122台)と全熱交換器(111台))

4-10 ねずみ、昆虫等の防除

○実施回数 年2回(144箇所)

年4回(厨房等重要箇所 68箇所)

○業務内容 生息調査

※ただし、駆除措置が必要となった場合は、別途委託で対応するものとする。

(1)ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況について、統一的に調査を実施する。

(2)調査は、十分な知識を有する者が行う。

(3)調査は、目視調査、トラップを用いた調査等により行い、必要に応じて施設利用者への聞き取り調査も併せて実施する。

(4)ねずみ等の防除を行うに当たっては、人や環境への影響を極力少なくするため、総合的有害生物管理(IPM(IntegratedPestManagement))の考え方を取り入れた防除体系に基づき実施する。

特定建築物維持管理業務 年間工程表（令和10年5月～令和13年9月）

業務内容	R10.5	R10.6	R10.7	R10.8	R10.9	R10.10	R10.11	R10.12	R11.1	R11.2	R11.3	R11.4
空気環境測定 (仕様書 6-2)		●		●		●		●		●		●
飲料水水質検査 (仕様書 6-3)					●						●	
雑用水水質検査 (仕様書 6-4)	●		●		●		●		●		●	
貯水槽清掃 (仕様書 6-5)							●					
グリストラップ清掃 (仕様書 6-6)				●						●		
ガラス清掃 (仕様書 6-7)											●	
ロスナイ外部空気口清掃 (仕様書 6-8)											●	
空調フィルター清掃 (仕様書 6-9) 夏・春休み				●							●	
ねずみ、昆虫等の防除 (仕様書 6-10)		● 厨房等		● 厨房等		●		● 厨房等		● 厨房等		●

※ ●は業務実施月を示す。

業務内容	R11.5	R11.6	R11.7	R11.8	R11.9	R11.10	R11.11	R11.12	R12.1	R12.2	R12.3	R12.4
空気環境測定 (仕様書 6-2)		●		●		●		●		●		●
飲料水水質検査 (仕様書 6-3)					●						●	
雑用水水質検査 (仕様書 6-4)	●		●		●		●		●		●	
貯水槽清掃 (仕様書 6-5)							●					
グリストラップ清掃 (仕様書 6-6)				●						●		
ガラス清掃 (仕様書 6-7)											●	
ロスナイ外部空気口清掃 (仕様書 6-8)											●	
空調フィルター清掃 (仕様書 6-9) 夏・春休み				●							●	
ねずみ、昆虫等の防除 (仕様書 6-10)		● 厨房等		● 厨房等		●		● 厨房等		● 厨房等		●

※ ●は業務実施月を示す。

業務内容	R12.5	R12.6	R12.7	R12.8	R12.9	R12.10	R12.11	R12.12	R13.1	R13.2	R13.3	R13.4
空気環境測定 (仕様書 6-2)		●		●		●		●		●		●
飲料水水質検査 (仕様書 6-3)					●						●	
雑用水水質検査 (仕様書 6-4)	●		●		●		●		●		●	
貯水槽清掃 (仕様書 6-5)							●					
グリストラップ清掃 (仕様書 6-6)				●						●		
ガラス清掃 (仕様書 6-7)											●	
ロスナイ外部空気口清掃 (仕様書 6-8)											●	
空調フィルター清掃 (仕様書 6-9) 夏・春休み				●							●	
ねずみ、昆虫等の防除 (仕様書 6-10)		● 厨房等		● 厨房等		●		● 厨房等		● 厨房等		●

※ ●は業務実施月を示す。

業務内容	R13.5	R13.6	R13.7	R13.8	R13.9
空気環境測定 (仕様書 6-2)		●		●	
飲料水水質検査 (仕様書 6-3)					●
雑用水水質検査 (仕様書 6-4)	●		●		●
貯水槽清掃 (仕様書 6-5)					
グリストラップ清掃 (仕様書 6-6)				●	
ガラス清掃 (仕様書 6-7)					
ロスナイ外部空気口清掃 (仕様書 6-8)					
空調フィルター清掃 (仕様書 6-9) 夏・春休み				●	
ねずみ、昆虫等の防除 (仕様書 6-10)		● 厨房等		● 厨房等	

1. 業務名

豊橋高等学校エレベーター保守点検業務

2. 業務内容

受託者は、下記の昇降機の運転状態を常に安全かつ良好に保つため、リモートメンテナンスシステムにより常時遠隔監視診断を行うとともに3か月に1回技術員を派遣し点検を実施する。その詳細は下記のとおりとする。

(1) 定期点検

リモートメンテナンスシステムにより常時遠隔監視、診断を実施し、業務担当者又は代替要員が必要に応じ各部の調整、清掃、注油を行うこと。運転状態における性能を総合的に判定し、異常や不具合を発見した場合は直ちに適切な処置をとること。

(2) 定期整備

① プログラム整備

装置の稼動状態に適応したプログラムによる整備を行うこと。

② 定期点検による不具合指摘事項の対策を行うこと。

(3) 定期点検、定期整備は別表1-主要整備範囲の装置、機器に対して計画的に行うこと。

(4) 特別整備

① 建築基準法による定期検査

建築基準法第12条第4項の規定に基づく定期検査を年1回行い、成績書、点検表を提出すること。

② 故障対策

24時間出勤体制をとり、不時の故障や事故に対し最善の手段で対処すること。

③ 修理、交換（修理等の範囲）

1) 装置・機器に対して乙が必要と認めた場合は取替え及び修理を行う。

2) 不注意、不適當な使用、管理その他の乙の責めに帰することができない事由によって必要が生じた取替え及び修理は含まない。

3) 取替え及び修理の範囲は、エレベーターを通常使用する場合に生ずる摩耗及び損傷に限る。

4) 取替え及び修理項目は、別表2のロープ式欄に「○」を記したものとする。但し、契約の種別に係わらず次の取替えは除く。

5) 別表2の項目以外

6) 巻上機の一式取替え、ギヤケース取替え（但し構造により一式取替の場合があります。）

7) 電動機の一式取替え、フレーム取替え（但し、構造により一式取替の場合があります。）

8) 制御盤等の一式取替え、キャビネット取替え

9) 油圧エレベーターの油タンク、圧力配管、プランジャー及びシリンダー

10) クーラー、P C 監視盤など付加装置の一式取替

11) 一般配線、配管、電話器補修及び取替

(5) 消耗部品

作業に必要な下記消耗部品を提供すること。

カーボンコンタクト及びフィンガー、カーボンブラッシュ、ヒューズ類、リード線、ランプ類
(インジケータ、アナンセータ及びかご内照明用)、油脂類一切(ギャ油、洗油、グリース類)、
ウエス

3. 対象施設及び対象機器

対象施設 豊橋市立豊橋高等学校

対象機器 (株) 日立ビルシステム製造昇降機 1台 UAP-6-C045 (5停止)

4. 実施年度

令和8年度～令和13年度

5. 提出物

(1) 保守定期点検が完了した際は、遅滞なく点検結果報告書を提出すること。

(2) 修繕が発生する場合は、修繕見積書を提出すること。

6. その他特記事項

(1) 発注者は、この報告により業務の実施状況を検査し、その結果不良の箇所があるときは、受託者は、発注者の勧告に従い、速やかに技術員を派遣し対応すること。

(2) 本契約規定による作業によって発生する撤去品及び残材は、受注者の負担で引取るものとし、速やかに搬出すること。

主要整備範囲

工 事 項 目	機 種 分 類								
	直流式	直流式 ギヤード	インバー 制御式 ギアレス	交流2段 (1段) 速度式	交流備選 制御式 ギヤード	インバー 制御式 ギヤード	インバー 制御式 MRレス	油圧式	巻胴式
◆エレベーター本体									
昇降路内清掃							●		
乗心地調整							●		
◆モーター									
軸受取替							●		
冷却ブロー取替									
◆巻上機									
軸受取替							●		
ギヤオイル取替									
メインシーブ取替							●		
防振ゴム							●		
◆ブレーキ									
シューライニング取替							●		
ブレーキスプリング取替							●		
分解清掃							●		
◆油圧パワーユニット									
ポンプメカニカルシール取替									
ポンプ軸取替									
ポンプロリング取替									
駆動ベルト取替									
バルブ取替									
高圧ゴムホース									
ピクトリック継手ゴムリング取替									
サイレンサーゴムパッキン取替									
ラインフィルターエレメント取替									
◆調速機									
本体取替							●		
軸受取替							●		
◆階床選択器									
可動接点取替									
アドバンサーモーター取替									
電磁クラッチ取替									
キャッチマグネット取替									
カムスイッチ取替									
逆転検知スイッチ取替									
移動ケーブル取替									
セレクターテープ取替									
◆制御盤									
リレー本体取替							●		
電磁接触器本体取替							●		
半導体・プリント基板取替							●		
コンデンサー取替							●		
◆かご関係									
着床スイッチ取替							●		
ガイドシュー(ローラー)取替							●		
セフティー用スラックケーブル取替									
非常用バッテリー取替							●		
◆昇降路									
吊り合いおもりガイド(ローラー)取替							●		
メインロープ取替							●		
ガバナロープ取替							●		
テールコード取替							●		
リミットスイッチ取替							●		

工 事 項 目	機 種 分 類								
	直流式 ギアレス	直流式 ギヤード	インバータ 制御式 ギアレス	交流2段 (1段) 速度式	交流掃選 制御式 ギヤード	インバータ 制御式 ギヤード	インバータ 制御式 MRレス	油圧式	巻胴式
◆油圧ジャッキ関係									
リパッキン取替									
ステップシール取替									
Oリング取替									
◆ドア関係									
ドアシュー取替							●		
ハンガーローラー取替							●		
エキセンローラー取替							●		
運動ロープ取替							●		
インターロックスイッチ取替							●		
ドアカムスイッチ取替							●		
ドア駆動ベルト取替							●		
ドアセフティーシューコード取替							●		
ドア係合ローラー取替							●		
◆その他設備									
遠煙のりばドアの気密材取替									

備考：契約範囲内の付加装置に関する部品交換を含む。

除外項目

- | |
|--|
| <p>(1) 機械室内建物付属設備</p> <p>(2) 昇降路周壁</p> <p>(3) 下記に対する塗装、メッキ直し、修理、取替</p> <p>イ. 昇降かご(ゴムタイル含む)</p> <p>ロ. 各階乗場戸</p> <p>ハ. 三方枠</p> <p>ニ. 敷居</p> <p>ホ. 押釦フェースプレート</p> <p>ヘ. インジケーターフェースプレート</p> <p>ト. 操作盤フェースプレート</p> |
|--|

エレベーター点検内容

※該当機種は●です。

部位・装置	点検内容	機種分類																			
		直流式 ギアレス	直流式 ギヤード	インバータ 制御式 ギアレス	交流2段 (1段) 速度式	交流調速 制御式 ギヤード	インバータ 制御式 ギヤード	インバータ 制御式 MRレス	油圧式	巻胴式											
運転状態	戸開閉状態	ドア開閉状態																			
	走行状態	戸閉め安全装置の動作状態																			
		かごの走行状態																			
		かごの層床状態																			
	オペレーション	呼び応答状態																			
	環境	照明及び換気装置・その他設置状態																			
	制御盤	制御盤状態																			
		基板・继电器などの動作状態																			
	巻上機電動機	巻上機及び電動機の動作状態																			
		各シープの状態																			
	ブレーキ	ブレーキの動作状態																			
		手動開放装置の動作状態																			
	調速機	調速機の動作状態																			
	階床選択機	階床選択機の動作状態																			
	発電機	発電機の動作状態																			
電動機・ポンプ	電動機及びポンプの動作状態																				
油圧ユニット	制御バルブの状態																				
	手動弁の動作状態																				
	油タンクの状態																				
	作動油の状態																				
圧力配管	圧力配管の状態																				
	圧力配管接続部の状態																				
かご	かご室	かご室内敷居の状態																			
		外部連絡装置の機能																			
		停電灯の動作状態																			
		かご室内操作盤の状態																			
		かご室照明の状態																			
		かご室ファンの動作状態																			
	かご戸	かご戸の状態																			
		かご戸シルの状態																			
		かご戸スイッチの動作状態																			
		ドア開閉装置の動作状態																			
昇降路	かご機器	かご上の状態																			
		ガイドシュー（ローラ）の動作状態																			
		層床スイッチの動作状態																			
		かご非常止め装置の状態																			
		質量検出装置の動作状態																			
		各シープの状態																			
	昇降路用品	昇降路状態																			
		リミットスイッチの動作状態																			
		ガイドロープ状態																			
		調速機ロープ状態																			
出入口	つり合いおもり	つり合いおもりの状態																			
		つり合いおもりガイド（ローラ）の状態																			
	ビット	ビット状態																			
		緩急機の状態																			
		調速機テンショナーの状態																			
	制御盤	制御盤状態																			
		基板・继电器などの動作状態																			
	巻上機	巻上機の動作状態																			
		各シープの状態																			
	ブレーキ	ブレーキの動作状態																			
	ブレーキ手動開放装置の動作状態																				
調速機	調速機の動作状態																				
油圧ジャッキ	シリンダー及びプランジャーの状態																				
	各シープの状態																				
電動機・ポンプ	電動機及びポンプの動作状態																				
油圧ユニット	制御バルブの状態																				
	手動弁の動作状態																				
	タンクの状態																				
	作動油の状態																				
圧力配管	圧力配管の状態																				
	圧力配管接続部の状態																				
乗り場	乗り場操作盤動作状態																				
乗り場戸	乗り場戸の状態																				
	乗り場戸シルの状態																				
	乗り場戸係合装置の状態																				
	インターロック装置の状態																				
	乗り場戸スイッチの動作状態																				

注) かご内、乗り場戸及び三方枠等の意匠関係の清掃は、本契約に含まない。

付加装置・付加仕様点検内容

装置・機能	点検内容
オートアナウンス	動作状態確認
防犯カメラシステム	モニターによる録画画像状態確認
ITVシステム	モニター画像状態確認
地震時管制運転	地震感知器状態・管制運転状態確認 ※
火災時管制運転	管制運転状態確認 ※
自家発管制運転	管制運転状態確認 ※
停電時自動着床装置	運転動作確認・バッテリー状態確認 ※
停電時継続運転機能	運転動作確認・バッテリー状態確認 ※
クーラー・エアコン	運転動作確認
クリーンルーム対応装置	クリーンユニット性能測定
トスコール	通話・発報状態確認
監視盤	表示状態確認・バッテリー状態確認
群管理盤	群管理盤状態確認・基板・継電器動作状態確認
各種戸閉め安全装置 (光電式・多光軸式・超音波式・ワザレ式・お知らせドア)	動作状態確認
非常用	消防運転機能確認
車椅子用	身障者用操作盤の状態確認
展望用	各機器状態確認
かご出入口2方向	かご戸・乗り場戸、戸開閉状態確認
インテング装置	動作確認
遮煙のりばドア	気密材状態確認
回生電力機能	異常確認

※設備連動による立会い確認は別途

注意：設置機種により該当しない場合があります

修理一覧表 (エレベーター 1 / 3)

区分	修理の対象 (装置名)	修理または取替え項目	エレベーターの仕様		
			ロープ式		
機械室または昇降路	制御盤、受電盤	バッテリー取替え リレー取替え コンデンサー類取替え 電解コンデンサー取替え 電磁接触器取替え ヒューズ類交換 プリント基板取替え インバータ、コンバータ取替え 抵抗管取替え 定電圧電源装置取替え 冷却ファン取替	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	電動機	電動機巻線絶縁処理 各軸受ベアリング取替え エンコーダ取替え 回転機カーボンブラシ交換	○ (注1) ○ ○		
	巻上機	ギヤ取替え 各軸受ベアリング取替え 綱車溝修正及び取替え ギヤ油取替え 補充用ギヤ油 オイルシール取替え 防振ゴム取替え	○ (注1) (注1) ○ ○ ○ ○		
	階床選択機	稼動・固定接触子取替え 移動ケーブル取替え 歯車ユニット取替え かご連結スチールテープ(チェーン)取替え マグネットコイル取替え 先行モータ取替え リードスイッチ取替	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	電磁ブレーキ	ブレーキシュー(ライニング)取替え マグネットコイル取替え ブレーキブランジャー・コア・ガイド取替え 軸・軸受取替え ブレーキチェックスイッチ取替え ブレーキアーム取替え	○ ○ ○ ○ ○ ○		
	調速機	軸受グリスアップ 調速機本体取替え スイッチ取替え エンコーダ取替え	○ ○ ○ ○		
	油圧機器	バルブ取替え 電磁コイル取替え ユニットOリング取替え ストレーナ取替え パッキン取替え 高圧ゴムホース取替え 作動油取替え 作動油冷却装置取替え 配管継ぎ手ラバーリング取替え 駆動ベルト取替え 作動油浄油	— — — — — — — — — — —		
	かご	停電灯装置	停電灯ランプ取替(LED除く) 停電灯ランプ取替(LED)	○ ○	
		操作盤	操作盤スイッチ類取替え(タッチレスボタン含む) 操作盤ランプ交換	○ ○	
		階床表示	階床表示ランプ交換	○	
		かご戸	ドアハンガー・ローラ取替え 連結ロープ・チェーン取替え ドアレール取替え 乗場戸との連結装置取替え ドアシユール取替え	○ ○ ○ ○ ○	
		戸閉め安全装置 (セフティシュー)	アーム(レバー)取替え ケーブル取替え スイッチ取替え	○ ○ ○	
光電装置		受光部・投光部取替え ユニット取替え	○ ○		
照明		イルミネーションランプ取替え かご内照明ランプ交換(LED除く) かご内照明ランプ交換(LED)	○ ○ ○		

修理一覧表 (エレベーター 2 / 3)

区分	修理の対象 (装置名)	修理または取替え項目	エレベーターの仕様	
			ロープ式	
かご	かご枠	防振ゴム取替え	○	
	はかり装置	スイッチ取替え	○	
		はかり装置取替え	○	
かご上	戸の開閉装置	ドアモータ・整流子取替え	○	
		エンコーダ取替え	○	
		駆動ベルト・チェーン取替え	○	
		スイッチ取替え	○	
		歯車ユニット取替え	○	
かご上機器	ガイドシュー・ローラ取替え	位置検出・着床装置取替え	○	
		かご上照明ランプ取替え	○	
		給油器取替え	○	
つり合いおもり	ガイドシュー・ローラ取替え	給油器取替え	○	
		給油器補充油	○	
			○	
乗場	乗場の戸	ハンガーローラ取替え	○	
		ドアレール取替え	○	
		連結ロープ・チェーン取替え	○	
		ドアインターロックスイッチ取替え	○	
		ドアクローザー取替え	○	
乗場ボタン	かご戸との連結装置取替え	○	○	
		押ボタンスイッチ取替え(タッチレスボタン含む)	○	
階段表示	階段表示ランプ交換	○	○	
			○	
昇降路・ピット	かご・おもり吊り車	かご吊り車ベアリング取替え	○	
		おもり吊り車ベアリング取替え	○	
		綱車取替え	○	
		軸受グリスアップ	○	
			○	
	主ロープ	主ロープ切り詰め	主ロープ取替え	○
				○
	調速機ロープ	調速機ロープ切詰め	調速機ロープ取替え	○
				○
	つり合いロープ、鎖	つり合いロープ(鎖)切詰め	つり合いロープ(鎖)取替え	○
				○
	非常止め装置ロープ	非常止め装置ロープ取替え	○	
	移動ケーブル	移動ケーブル取替え	○	
	昇降路・ピット内機器	エンコーダ取替え	リミットスイッチ取替え	○
				○
テンションプーリ	軸受テンションプーリベアリング取替え	軸受グリスアップ	○	
			○	
ブランジャー・シリンダー	グラント部ダストシール取替え	グラント部パッキン取替え	—	
		ブランジャープーリベアリング取替え	—	
		軸受グリスアップ	—	
			—	
かご下機器	かご下ガイドシュー・ローラ取替え	かご下プーリベアリング交換	○	
			○	
緩衝器	油入り緩衝器油取替え	○		

修理一覧表 (エレベーター 3 / 3)

区分	修理の対象 (装置名)	修理または取替え項目	エレベーターの仕様
			ロープ式
付 加 装 置	地震時管制運転	バッテリー取替え 感知器取替え	○ ○
	初期微動感知 地震時管制運転	バッテリー取替え 感知器取替え	○ ○
	長周期センサー 地震管制運転	センサー取替え 制御装置取替え	○ ○
	波動エネルギー式 地震管制運転	リレー取替え	○
	火災時管制運転装置	リレー取替え	○
	停電時自動着床装置	リレー取替え バッテリー取替え	○ ○
	自家発管制運転装置	リレー取替え	○
	群管理装置	プリント板取替え 定電圧電源装置取替え リレー取替え	○ ○ ○
	監視盤 (日立製のみ)	表示ランプ交換 キースイッチ取替え PC取替え (PC監視盤の場合) その他関連部品取替え (PC監視盤の場合)	○ ○ (注2) (注2)
	直接通話装置	本体取替え	○
	i-LEMODE	液晶ディスプレイ取替え	○
	ハイエレホン	バッテリー取替え ヒューズ交換	○ ○
	集合インターホン	本体取替え	○
	セキュリティシステム	本体取替え	○
	クーラーシステム	本体取替え	○
	オートアナウンス装置	本体取替え バッテリー取替え	○ ○
	テレビモニター	本体取替え	○
	遮煙ドア	遮煙材取替え	○
	ドアセーフティ	センサー取替え 受光部・投光部取替え ラインキャッチセンサー感圧センサ取替え	○ ○ ○
	ケアフルセンサー	センサー取替え	○
	ケアフルドアシステム	センサー取替え	○
	かご内液晶 インジケーター	モニター取替え	○
	乗場液晶 インジケーター	モニター取替え	○
	ナノイー発生装置	本体取替え AVR取替え	○ ○
	強制換気ファン	本体取替え	○
	戸開走行保護装置 (レールブレーキ)	ブレーキ本体取替え ブレーキチェックスイッチ取替え 定電圧電源装置取替え バッテリー取替え	○ ○ ○ ○
	戸開走行保護装置 (ロープブレーキ)	ブレーキ本体取替え UPS本体取替え UPSバッテリー取替え ライニング取替え	○ ○ ○ ○
	LED天井照明	本体取替え	○
	壁面ライン照明	本体取替え	○
	照明色自動切替装置	本体取替え	○
	強風管制	感知器取替え	○
	高音声センサー	センサー取替え	○
	調光装置	調光器取替え	○
	行先階予約システム (FIBEE)	行先階予約登録装置 (注3)	○
	点検口	スイッチ取替え	○
	防犯カメラシステム	防犯カメラ取替え 録画装置取替え モニター取替え 映像分配器	○ ○ ○ ○

(注1) 構造により一式交換が必要な場合は除く。

(注2) PC監視盤のPCはPCメンテナンス会社へ委託する場合、仕様はPCメンテナンス会社の仕様による。

(注3) 行先階予約システムに連動するセキュリティゲートは含まない。

1. 業務名

くすのき特別支援学校エレベーター保守点検業務

2. 業務内容

①遠隔監視及び点検

エレベータに遠隔監視・点検装置を設置し、電詣回線を介し本仕様書⑥で定めるサービス情報センターにおいて定期的に以下（２）の項目を点検し、常時（１）の項目を監視すること。

また、（１）（２）の項目について異常、状態変化が生じた時は、状況を確認し、必要に応じて現場で作業を行うこと。

（２）の点検結果及び（１）、（２）の状態変化に対する作業の結果について、毎月発注者に報告すること。

（１）遠隔監視項目 【エレベータの異常状態の発生・復帰を常時監視すること。】

・異常監視

1) 閉じ込め、2) 起動不能、3) 電源異常、4) 制御装置異常、5) 遠隔監視装置異常

・管制運転監視

1) 地震時管制運転、2) 自家発管制運転、3) 火災時管制運転、4) 停電時自動着床運転

（２）遠隔点検項目 【エレベータの運行状態を定期的に確認すること。】

1) 制御盤付近の温度、2) 電動機動作状態、3) ブレーキ動作状態、4) 制御機器動作状態、
5) かご走行状態、6) 着床状態、7) 呼びボタン動作状態、8) 戸開閉状態、9) 戸開閉速度状態
10) 戸閉め安全装置動作状態、11) かご戸スイッチ動作状態、12) のりば戸スイッチ動作状態
13) インターホン(トスコール)動作状態、14) かご内照明点灯状態、15) かご内停電灯動作状態
16) 荷重検出装置動作状態、17) 昇降路リミットスイッチ動作状態、18) 安全スイッチ動作状態
19) ピット環境

（３）遠隔データ収集 【故障発生時に遠隔にて故障分析のためのデータを収集すること。】

（４）遠隔監視装置の点検 【3 か月に 1 回技術員を派遣し、監視装置の点検を行うこと。】

②定期点検

3 か月に 1 回技術員を派遣して昇降機を点検し、必要に応じ清掃、給油、調整を行うこと。また、作業の結果について発注者に報告すること。

（１）運転状態 ・ 戸開閉状態・走行状態・オペレーション

（２）機械室 ・ 環境・制御盤・巻上機電動機・ブレーキ・調速機・階床選択機・発電機
・ 電動機・ポンプ・油圧ユニット・圧力配管

（３）かご ・ かご室・かご戸・かご上・かご下

（４）昇降路 ・ 昇降路用品・つり合いおもり・ピット・制御盤・巻上機・ブレーキ・調速機
・ 油圧ジャッキ・電動機・ポンプ・油圧ユニット・圧力配管

(5) 出入り口 ・ 乗り場 ・ 乗り場戸

③定期整備

(1) 稼動頻度などを考慮した保守計画及び定期点検の結果により必要が生じた場合は、技術員を派遣し修理または部品の取替を行うこと。なお、その修理または部品の取替の範囲は対象昇降機を通常使用する場合に当然生じる磨耗および損傷に限るものとする。

(2) 定期整備の内容は、添付「主要整備範囲」の通りとする。

(3) 上記に係る修理、取替え及び交換等に伴う費用は受注者が負担する。

④年次検査

年 1 回検査員を派遣し、昇降機の細部を調査し、予防保全に活用すること。

⑤法定定期検査

建築基準法第 12 条に基づく定期検査を、発注者に代行し受注者が実施すること。なお、検査については有資格者にて行うこと。

⑥サービス体制

(1) サービス情報センター

サービス情報センターは 24 時間体制とし、エレベータの異常、状態変化を受信した際には、状況を判断し技術員に出動指示をすること。

(2) 技術員

技術員は出動に備え 24 時間体制をとること。

(3) 異常受信時の対応

エレベータの異常を受信した場合は、技術員を派遣し適切な処置を行うこと。

⑦部品供給体制

受注者は、エレベータの保守に必要な純正部品又はこれと同等の部品の十分なストックを行い、安定供給を行える体制を整えること。

⑧契約業務履行体制の確認

下記項目について発注者から要求があった場合、該当する文書または資料を提示すること。

(1) 故障発生時、地震発生時等の緊急対応体制表

(2) 緊急時の故障連絡施設の所在地

(3) 緊急時の部品供給を行う施設の所在地

(4) 業務を行う技術員の教育を行う施設の所在地・内容等

(5) 廃棄物処理業者の名称、許可業種、許可番号

⑨技術資料と技術員**(1) 技術資料**

契約業務を確実に履行するため、使用する当該機種^①の保守技術資料を保有すること。

(2) 技術員の教育

技術員は、適切な保守・サービスを提供するために必要な教育プログラムでの教育を行うこと。

(3) 技術員の条件

技術員は、適切な保守・サービスを提供するために必要な専門知識を有する者の中から選任すること。

⑩専用電話回線と遠隔監視装置

(1) 遠隔監視装置・電話加入権は受注者の所有とし、受注者にて設置すること。

(2) 遠隔監視に必要な電話料金は受注者にて負担すること。

3. 対象施設及び対象機器

対象施設 くすのき特別支援学校

対象機器 東芝エレベータ（株）製造昇降機 2台

ロープ式エレベータ 寝台用 750kg 60/m 3停止

ロープ式エレベータ 乗用 13人 60/m 3停止

4. 実施年度

令和8年度～令和13年度

5. 提出物

(1) 保守定期点検が完了した際は、遅滞なく点検結果報告書を提出すること。

(2) 修繕が発生する場合は、修繕見積書を提出すること。

6. その他特記事項

(1) 本契約規定による作業によって発生する撤去品及び残材は、受注者の負担で引取るものとし、速やかに搬出すること。

主要整備範囲

工 事 項 目	機 種 分 類								
	直流式	直流式 ギヤード	インバータ 制御式 ギアレス	交流2段 (1段) 速度式	交流掃選 制御式 ギヤード	インバータ 制御式 ギヤード	インバータ 制御式 MRレス	油圧式	巻胴式
◆エレベーター本体									
昇降路内清掃							●		
垂心地調整							●		
◆モーター									
軸受取替							●		
冷却プロワー取替									
◆巻上機									
軸受取替							●		
ギヤオイル取替									
メインシーブ取替							●		
防振ゴム							●		
◆ブレーキ									
シューライニング取替							●		
ブレーキスプリング取替							●		
分解清掃							●		
◆油圧パワーユニット									
ポンプメカニカルシール取替									
ポンプ軸取替									
ポンプOリング取替									
駆動ベルト取替									
バルブ取替									
高圧ゴムホース									
ピクトリック継手ゴムリング取替									
サイレンサーゴムパッキン取替									
ラインフィルターエレメント取替									
◆調速機									
本体取替							●		
軸受取替							●		
◆階床選択器									
可動接点取替									
アドバンサーモーター取替									
電磁クラッチ取替									
キャッチマグネット取替									
カムスイッチ取替									
逆転検知スイッチ取替									
移動ケーブル取替									
セレクトーター取替									
◆制御盤									
リレー本体取替							●		
電磁接触器本体取替							●		
半導体・プリント基板取替							●		
コンデンサー取替							●		
◆かご関係									
倉床スイッチ取替							●		
ガイドシュー(ローラー)取替							●		
セフティー用スラックケーブル取替									
非常用バッテリー取替							●		
◆昇降路									
吊り合いおもりガイドシュー(ローラー)取替							●		
メインロープ取替							●		
ガバナロープ取替							●		
テールコード取替							●		
リミットスイッチ取替							●		

工 事 項 目	機 種 分 類								
	直流式 ギアレス	直流式 ギヤード	インバーター 制御式 ギアレス	交流ク線 (1段) 速度式	交流掃選 制御式 ギヤード	インバーター 制御式 ギヤード	インバーター 制御式 MRレス	油圧式	巻胴式
◆油圧ジャッキ関係									
Uパッキン取替									
ステップシール取替									
Oリング取替									
◆ドア関係									
ドアシュー取替							●		
ハンガーローラー取替							●		
エキセンローラー取替							●		
運動ロープ取替							●		
インターロックスイッチ取替							●		
ドアカムスイッチ取替							●		
ドア駆動ベルト取替							●		
ドアセフティーシューコード取替							●		
ドア係合ローラー取替							●		
◆その他設備									
遮煙のりばドアの気密材取替									

備考：契約範囲内の付加装置に関する部品交換を含む。

除外項目

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 機械室内建物付属設備 (2) 昇降路周壁 (3) 下記に対する塗装、メッキ直し、修理、取替 <ul style="list-style-type: none"> イ. 昇降かご(ゴムタイル含む) ロ. 各階乗場戸 ハ. 三方枠 ニ. 敷居 ホ. 押釦フェースプレート ヘ. インジケーターフェースプレート ト. 操作盤フェースプレート |
|---|

エレベーター点検内容

※該当機種は●です。

部位・装置	点検内容	機種分類							
		直流式 ギアレス	直流式 ギヤード	インバーター 制御式 ギアレス	交流2段 (1段) 速度式	交流無選 制御式 ギヤード	インバーター 制御式 ギヤード	インバーター 制御式 MRレス	油圧式
運転状態	戸開閉状態	ドア開閉状態					●		
	走行状態	戸閉め安全装置の動作状態					●		
	オベレーション	かごの走行状態 かごの着床状態					●		
機械室	制御盤	呼び応答状態					●		
	環境	照明及び換気装置・その他設備状態							
	巻上機電動機	制御盤状態 基板・継電器などの動作状態							
	ブレーキ	巻上機及び電動機の動作状態 各シーブの状態							
	調速機	ブレーキの動作状態 手動開放装置の動作状態							
	階床選択機	調速機の動作状態							
	発電機	階床選択機の動作状態							
	電動機・ポンプ	発電機の動作状態 起動盤の状態							
	油圧ユニット	電動機及びポンプの動作状態							
	圧力配管	制御バルブの状態 手動弁の動作状態 油タンクの状態 作動油の状態							
かご	かご室	圧力配管の状態 圧力配管接続部の状態							
	かご戸	かご室内意匠の状態 外部連絡装置の機能 停電灯の動作状態 かご室内操作盤の状態 かご室照明の状態 かご室ファンの動作状態					●		
	かご機器	かご戸の状態 かご戸シルの状態 かご戸スイッチの動作状態 ドア開閉装置の動作状態 ドア制御装置の状態					●		
	昇降路用品	かご上の状態 ガイドシュー（ローラ）の動作状態 階床スイッチの動作状態 かご常止め装置の状態 荷重検出装置の動作状態 各シーブの状態					●		
昇降路	つり合いおもり	昇降路状態 リミットスイッチの動作状態 メインロープ状態 調速機ロープ状態 各シーブの状態 ガイドレールの状態 テールコードの状態 コンペン装置（チェーン・ロープ）の状態					●		
	ビット	つり合いおもりの状態 つり合いおもりガイドシュー（ローラ）の状態					●		
	制御盤	ビット状態 緩衝機の状態 調速機アンショナーの状態					●		
	巻上機	制御盤状態 基板・継電器などの動作状態					●		
	ブレーキ	巻上機の動作状態 各シーブの状態					●		
	調速機	ブレーキの動作状態 ブレーキ手動開放装置の動作状態					●		
	油圧ジャッキ	調速機の動作状態					●		
	電動機・ポンプ	油圧ジャッキ シリンダー及びプランジャーの状態 各シーブの状態							
	油圧ユニット	電動機及びポンプの動作状態							
	圧力配管	制御バルブの状態 手動弁の動作状態 タンクの状態 作動油の状態							
出入口	乗り場	圧力配管の状態 圧力配管接続部の状態							
	乗り場戸	乗り場操作盤動作状態					●		
		乗り場戸の状態 乗り場戸シルの状態 乗り場戸係合装置の状態 インターロック装置の状態 乗り場戸スイッチの動作状態					●		

注) かご内、乗り場戸及び三方枠等の意匠関係の清掃は、本契約に含まない。

付加装置・付加仕様点検内容

装置・機能	点検内容
オートアナウンス	動作状態確認
防犯カメラシステム	モニターによる録画画像状態確認
ITVシステム	モニター画像状態確認
地震時管制運転	地震感知器状態・管制運転状態確認 ※
火災時管制運転	管制運転状態確認 ※
自家発管制運転	管制運転状態確認 ※
停電時自動着床装置	運転動作確認・バッテリー状態確認 ※
停電時継続運転機能	運転動作確認・バッテリー状態確認 ※
クーラー・エアコン	運転動作確認
クリーンルーム対応装置	クリーンユニット性能測定
トスコール	通話・発報状態確認
監視盤	表示状態確認・バッテリー状態確認
群管理盤	群管理盤状態確認・基板、継電器動作状態確認
各種戸閉め安全装置 (光電式・多光軸式・超音波式・タッチ式・お知らせドア)	動作状態確認
非常用	消防運転機能確認
車椅子用	身障者用操作盤の状態確認
展望用	各機器状態確認
かご出入口2方向	かご戸・乗り場戸、戸開閉状態確認
インチング装置	動作確認
遮煙のりばドア	気密材状態確認
回生電力機能	異常確認

※設備連動による立会い確認は別途

注意：設置機種により該当しない場合があります

仕 様 書

1 業務名 給食用エレベーター保守点検業務

2 業務場所（学校名）等

学 校 名	年式又は 設置年	階 数	備 考	設 置 業 者	
豊橋市立豊小学校	昭和 5 4 年	3	リモート付 管制装置付	三精テク ノロジー ズ株式会 社 名古 屋営業所	
〃 新川小学校	平成 1 1 年	5	管制装置付		
〃 牟呂小学校	昭和 5 7 年	3	リモート付 管制装置付		
〃 磯辺小学校	昭和 4 9 年	3	リモート付 管制装置付		
〃 野依小学校	平成 5 年	4	管制装置付		
〃 植田小学校	昭和 5 0 年	3	リモート付 管制装置付		
〃 飯村小学校	昭和 5 8 年	3	リモート付 管制装置付		
〃 つつじが丘小 学校	平成 7 年	4	管制装置付		
〃 旭小学校	昭和 5 6 年	3	リモート付 管制装置付		
〃 栄小学校	昭和 5 3 年	3	管制装置付		
〃 西郷小学校	昭和 5 5 年	3	リモート付 管制装置付		
〃 嵩山小学校	昭和 6 1 年	3			
〃 豊南小学校	昭和 5 9 年	2	リモート付 管制装置付		
〃 老津小学校	昭和 6 2 年	2	リモート付 管制装置付		
〃 賀茂小学校	昭和 6 3 年	3			
〃 東陵中学校	平成 8 年	3	管制装置付		
〃 牟呂中学校	昭和 5 0 年	3	リモート付 管制装置付		
〃 石巻中学校	平成 3 0 年	3	リモート付 管制装置付		
〃 花田小学校	平成 4 年	3	管制装置付		日本オー チス・エ レベータ 株式会社 中部支店
〃 前芝小学校	平成 2 年	3	管制装置付		
〃 高豊中学校	昭和 5 7 年	4			
〃 汐田小学校	平成 2 年	3	リモート付 管制装置付	フジテッ ク株式会 社 名古 屋支店	
〃 天伯小学校	平成 2 4 年	3	リモート付 管制装置付		
〃 大清水小学校	平成 2 4 年	3	リモート付 管制装置付		

〃	東陽中学校	平成 2 5 年	4	リモート付 管制装置付	三菱電機 ビルソリ ューショ ンズ株式 会社 中 部支社
〃	中部中学校	平成 2 4 年	3	リモート付 管制装置付	
〃	本郷中学校	平成 2 5 年	3	リモート付 管制装置付	
〃	中野小学校	昭和 5 9 年	3		
〃	小沢小学校	平成 3 年	3	管制装置付 リモート付	
〃	東部中学校	昭和 5 6 年	4	管制装置付	
〃	青陵中学校	平成 1 2 年	3	管制装置付	
〃	吉田方中学校	平成 2 0 年	3	管制装置付 リモート付	
〃	南陽中学校	昭和 5 8 年	3		
〃	前芝中学校	平成 2 7 年	3	管制装置付 リモート付	
〃	大崎小学校	平成 2 6 年	3	リモート付 管制装置付	
〃	岩西小学校	平成 2 6 年	3	リモート付 管制装置付	
〃	富士見小学校	平成 2 6 年	3	リモート付 管制装置付	
〃	豊城中学校	平成 2 1 年	3	リモート付 管制装置付	
〃	南部中学校	平成 2 9 年	3	管制装置付	
〃	くすのき特別支援 学校	平成 2 7 年	2	リモート付 管制装置付	
〃	高根小学校	平成 3 1 年	2	リモート付 管制装置付	
〃	岩田小学校	昭和 5 1 年	3		日本エレ ベーター 製造株式 会社 名 古屋営業 所
〃	松葉小学校	昭和 4 5 年	3	管制装置付	
〃	松山小学校	平成 3 年	4	管制装置付	
〃	羽根井小学校	平成 1 年	3		
〃	下地小学校	平成 2 7 年	3	管制装置付	
〃	大村小学校	平成 2 9 年	3	管制装置付	
〃	福岡小学校	平成 2 7 年	2	管制装置付	
〃	牛川小学校	平成 2 7 年	3	管制装置付	
〃	下条小学校	平成 5 年	3	管制装置付	
〃	多米小学校	平成 3 0 年	3	管制装置付	
〃	石巻小学校	平成 2 6 年	2	リフト	
〃	二川小学校	昭和 5 6 年	3		
〃	豊岡中学校	平成 2 8 年	3	管制装置付	
〃	羽田中学校	平成 2 9 年	4	管制装置付	

〃	高師台中学校	平成 2 8 年	4	管制装置付	
〃	北部中学校	平成 1 4 年	3	管制装置付	
〃	高師小学校	令和 1 年	3	管制装置付	
〃	谷川小学校	令和 2 年	3	管制装置付	
〃	二川中学校	令和 2 年	3	管制装置付	
〃	八町小学校	令和 3 年	3	管制装置付	
〃	芦原小学校	令和 4 年	3	管制装置付	
〃	鷹丘小学校	令和 4 年	3	管制装置付	
〃	幸小学校	令和 4 年	3	管制装置付	
〃	向山小学校	令和 4 年	3	リフト	
〃	東田小学校	令和 5 年	3	管制装置付	
〃	津田小学校	平成 3 0 年	2	リモート付 管制装置付	株式会社 日立ビル システム 中部支社
〃	吉田方小学校	平成 2 7 年	3	リモート付 管制装置付	
〃	玉川小学校	令和 2 年	3	リモート付 管制装置付	
〃	細谷小学校	平成 2 年	3	管制装置付	
〃	二川南小学校	令和 2 年	3	リモート付 管制装置付	
〃	杉山小学校	平成 4 年	2	管制装置付	
〃	南稜中学校	昭和 5 9 年	3		
計	7 3 校				

3 業務内容

(1) 次のとおり保守点検を行う。

ア 豊小学校、牟呂小学校、磯辺小学校、植田小学校、飯村小学校、旭小学校、西郷小学校、豊南小学校、老津小学校、汐田小学校、天伯小学校、大清水小学校、小沢小学校、大崎小学校、岩西小学校、富士見小学校、くすのき特別支援学校、高根小学校、津田小学校、吉田方小学校、玉川小学校、二川南小学校、東陽中学校、中部中学校、本郷中学校、吉田方中学校、前芝中学校、豊城中学校、牟呂中学校、石巻中学校を除く 4 4 校は業務期間内において、8 月を除き月 1 回の保守点検を行う。

イ 豊小学校、牟呂小学校、磯辺小学校、植田小学校、飯村小学校、旭小学校、西郷小学校、豊南小学校、老津小学校、汐田小学校、天伯小学校、大清水小学校、小沢小学校、大崎小学校、岩西小学校、富士見小学校、くすのき特別支援学校、高根小学校、津田小学校、吉田方小学校、玉川小学校、二川南小学校、東陽中学校、中部中学校、本郷中学校、吉田方中学校、前芝中学校、豊城中学校、牟呂中学校、石巻中学校は業務期間内において、

リモートによる保守点検を、8月を除き月1回、停止点検を3カ月に1回の間隔で行う。

ウ 保守点検整備に必要な消耗品は、受託者の負担とする。

(2) 故障箇所、劣化箇所の修繕

(3) 緊急の復旧

(4) (2) (3) の際の発注者への電話連絡及び故障(作業)報告書の提出。故障(作業)報告書は様式自由とするが、発生時刻、現場到着時刻、作業時間、復旧時刻、故障原因、処置内容を記すこと。

(5) 建築基準法第12条第4項の規定に基づいた定期点検を年1回行い定期点検報告書を提出すること。

(6) (1) ~ (5) の業務を、設置業者に依頼すること。

ただし、市により、校舎全体の大規模改修工事や学校給食用エレベーター改修工事に伴い、給食用エレベーターの更新を行う場合がある。

その場合、設置業者の変更や管制装置等の仕様変更が発生する場合がある為、留意すること。

4 提出物

(1) 毎月の点検後、保守点検報告書を遅滞なく提出すること。

(2) 修繕が発生する場合は、修繕見積書を提出すること。

(3) 現場責任者届及び昇降機検査員資格者証を提出すること